第１回　亀山市地域福祉推進委員会　事項書

日時：5月17日（水）
午後１時30分～3時（予定）
場所：あいあい2階研修室

１　はじめに
・委嘱状（新委員）の交付
・自己紹介（委員）

２　亀山市地域福祉推進委員会の設置について【資料1】

３　第2次亀山市地域福祉計画の策定状況について【資料2（新委員のみ）】

４　第2次亀山市地域福祉計画（骨子案）について【資料3】

５　今後のスケジュールについて【資料4】

５　その他

亀山市地域福祉推進委員会委員名簿

	氏　　名	性別	要綱第3条第2項	所　　属
1	蒔田 勝義（まきた かつよし）	男	第1号該当 学識経験を有する者	
2	名越 一大（なこし かずひろ）	男	第2号該当 公募委員	
3	川村 久美子（かわむら くみこ）	女	第2号該当 公募委員	
4	南川 久美子（みなみかわ くみこ）	女	第3号該当 社会福祉サービスの利用等に関する支援事業を行う者	障害者総合相談支援センターあい 基幹相談支援員
5	明石 澄子（あかし すみこ）	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市ボランティア連絡協議会長
6	佐野 満枝（さの みつえ）	女	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市民生委員児童委員協議会 連合会長
7	鈴木 壽一（すずき としかず）	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議　会長
8	中坪 務（なかつぼ つとむ）	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市自治会連合会
9	渡邉 勝也（わたなべ かつや）	男	第4号該当 社会福祉に関する地域活動団体に属する者	亀山市老人クラブ連合会
10	楳谷 英一（うめや えいいち）	男	第5号該当 亀山市社会福祉協議会の代表者	亀山市社会福祉協議会長
11	佐久間 利夫（さくま としお）	男	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部長
12	伊藤 早苗（いとう さなえ）	女	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部 子ども総合センター長
13	小森 達也（こもり たつや）	男	第6号該当 市職員	亀山市健康福祉部 長寿健康づくり室長

※推進委員会は、委員 15 名以内で組織する。

※事務局　健康福祉部地域福祉室

※男女の割合　5／13

資料　1

亀山市地域福祉推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づく亀山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び当該計画に定める施策（以下「施策」という。）の推進その他地域福祉の推進に資するため、亀山市地域福祉推進委員会　（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　計画の策定に必要な調査及び検討に関すること。

（２）　施策の評価及び検証に関すること。

（３）　社会福祉法第５５条の２の規定により社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画の確認及び助言に関すること。

（４）　その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　公募により選出された者

（３）　社会福祉サービスの利用等に関する支援事業を行う者

（４）　社会福祉に関する地域活動団体に属する者

（５）　社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の代表者

（６）　市職員

（７）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、地域福祉室において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日から平成３０年１１月３０日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成３０年１１月３０日までとする。

亀山市地域福祉計画 （施策の内容と行政の取組）

資料２－①

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（1）福祉意識の向上

施策の内容	行政の取組
市民一人ひとりが福祉に関心を持つとともに家庭における福祉意識の啓発を行います。	1　地域でのあいさつ運動を一層、普及啓発します。 3　地域の子どもに対して、さまざまな福祉体験機会を提供し、福祉に対する意識・関心を高めます。
身近な生活課題を把握するために、日頃から助け合う近所づきあいを進めるとともに、さまざまな交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めます。	5　外国人と日本人との相互理解の向上と交流を図ることにより、多文化共生に係る意識の醸成に努めます。
地域住民が協力し合える地域をつくるよう、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てます。	7　だれもが相手の立場に立って考えることができるよう、学校教育や社会教育における福祉教育を推進します。
地域における助け合い活動の基礎的な組織である地区コミュニティや自治会などの地域組織の活動を通して、地域での助け合いの意識の醸成に努めます。	2　地区コミュニティや自治会などが行う、子どもたちや高齢者などとの世代間交流を通し、福祉の心の育成を図れるよう支援します。
市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、障がいのある人とない人との間の「心の壁」を取除く「心のバリアフリー」を進めます。	4　学習や啓発を通じて、家庭や地域における男女共同参画の実践を推進するとともに、安心して仕事と家庭を両立できる環境の整備に努めます。 6　地区コミュニティや自治会、学校、社会福祉協議会、地域の事業者などとの連携により、各種啓発活動や人権教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、障がいの特性、高齢者の不自由さなどの理解を深め、心のバリアフリーを促進します。 8　障がいのある人、ない人がともに暮らすことができる共生社会（インクルーシブな社会）の実現のため、その理念の普及と啓発を図ります。

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（2）健康づくり・生きがいづくり

施策の内容	行政の取組
市民の健康づくりに対する意識をより高め、主体的な健康づくり活動を促進するため、健康に関する意識が地域に広がり、健康文化として一人ひとりに根付いていく仕組みを構築します。	1　地域での健康づくり活動を根付かせるための鍵となる人材を育成するため、リーダー育成健康教室を充実します。 2　健康文化のまちづくりを進めることにより、食育や健康づくりに取り組む市民を支えられる地域社会をめざします。 3　市民の自発的な活動に対して、健康づくりの場の提供や組織運営に対する支援などを行います。 4　地域の組織が中心となったコミュニティでの健康づくり活動などを支援します。
すべての市民がいつまでも元気でいられるよう、市民同士の交流や活動の機会を通じて、心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。	5　福祉委員会が取組んでいる高齢者の生きがいづくりや健康の増進等を中心とした福祉サービス活動の支援を行います。 6　地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を拠点として、健康づくり活動や介護予防生きがいづくり活動を推進します。 7　高齢者の就労を通じた生きがいづくりを支援できるよう、亀山市シルバー人材センターへの支援を行い、高齢者に対する就労の場の確保に努めます。 8　障がいのある人の経済的自立や社会参加を促進するため、労働、福祉関係機関や事業所などと連携を強化し、就労機会の拡大に努めます。 9　高齢者の社会参加や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を通じた生きがいづくり、健康増進等を進めるとともに、高齢者同士の地域での見守りや支え合いを進めるため、老人クラブ活動を支援します。 10　子どもから高齢者まで、地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」などの地域が主体的に取組むスポーツ活動を支援します。

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（3）地域福祉の担い手の育成

施策の内容	行政の取組
学校での福祉教育を充実し、地域福祉の担い手となる人材を育成します。	2　学校などにおける福祉教育などを通して、将来、地域福祉を推進する人材を育てる教育を充実します。
地域の声を反映できる体制づくりを進めるため、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとした地域福祉を推進するリーダーとなる担い手を発掘し、育成します。	1　関連機関、団体と連携して、福祉活動リーダーや実践者を育成するための講座や研修会などの開催を推進します。 3　社会福祉協議会と連携して、福祉委員会の設置を支援します。またふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、社会福祉を推進する人材の発掘を行います。 4　地域での健康づくり活動を根付かせるための鍵となる人材を育成するため、リーダー育成健康教室を充実します。（再掲）

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（4）ボランティア活動の推進

施策の内容	行政の取組
市民のボランティア精神を醸成していく中で、無理なく、自分がやれる範囲で参加することを普及啓発します。さらにボランティア活動へのきっかけづくりを行います。	1 「広報かめやま」やホームページなどにより、ボランティアなどに関する各種情報を提供します。 2　ボランティア・市民活動への参加が促進できるよう支援します。 3　団塊の世代の生きがいづくり、居場所づくりとして、定年退職した人が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりへの支援をします。
新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えます。さらに地域福祉活動へのニーズに対してボランティアとのコーディネートを行うなど、活動しやすい環境づくりを推進します。	4　ボランティア・市民活動団体との協働について、市のあらゆる部署での推進を図ります。 5　ボランティアポイント制度など、ボランティアのあり方を検討し、福祉関係事業所や社会福祉協議会等と連携しながら、地域でのボランティアが活発に行われる仕組みづくりを研究します。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり （1）情報提供の充実

施策の内容	行政の取組
広報紙などによる情報提供を一層充実します。また、アパートなどの入居者をはじめ、地域のすべての世帯に福祉情報を提供します。	1 「広報かめやま」やインターネット、メディアを活用した情報提供を充実します。（再掲） 2　地域の身近な相談者である民生委員・児童委員や福祉委員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般にわたるさまざまな相談ニーズに対応します。 4　市民団体からの申し込みにより、かめやま出前トークを実施し、わかりやすい情報提供を図ります。
制度の変化が著しい中で、身近な相談機関の周知を徹底するとともに、福祉に関する総合相談窓口を担う総合保健福祉センター「あいあい」において、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実に努めます。	3　地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、情報提供を行います。 5　サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり （2）福祉サービスの向上と相談体制の充実

施策の内容	行政の取組
地域においては民生委員・児童委員や福祉委員の役割分担を明確にし、地域住民へ周知します。さらに民生委員・児童委員と緊密な連携協力を行うなど行政と地域が一体となった相談体制を充実します。	3　身近な相談者でもある民生委員・児童委員や福祉委員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般に渡るさまざまな相談ニーズに対応します。（再掲） 5　子育てやDVなどに悩む人を対象に、家庭相談員・女性相談員が相談支援を行います。
自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅支援サービスの一層の充実や移動手段の確保、高齢者医療の充実、適切なサービスを利用できるための仕組や環境づくりを行います。	1　高齢者が個々の状態に応じた支援を受けられるよう、地域包括センターを核として、保健・医療や地域との連携を強化しながら、地域包括ケアの充実を図ります。 2　総合保健福祉センター「あいあい」を核とした相談体制の強化を図ります。4　医師や専門の相談員による子どもの健全育成のための相談を行います。 6　健康な高齢者の健康づくりを推進し、介護予防につなげます。また、要介護となる恐れのある高齢者を把握するとともに、通所型介護予防事業（運動・栄養・口腔）などを行います。 7　ひとり親家庭やひとり暮らし高齢者などの要援護者に対する生活支援や訪問相談などを充実します。 8　地域医療再構築プランを実施し、地域医療の充実をめざします。 9　国の制度の適切な運用を図り、生活困窮者の支援を行います。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり （3）権利擁護の充実

施策の内容	行政の取組
人権尊重に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携により、児童や高齢者などの虐待やDVの早期発見などの体制を強化します。	1　市民及び職員の人権尊重の意識づくりに努め、人権感覚を高めるとともに、子どもから高齢者まで人権教育を推進します。 4　地域包括支援センターを核として、高齢者や家族に関する総合的な相談・支援や高齢者の権利擁護・虐待の早期発見などを行います。 7　人権に関わる関係団体と連携を図り、人権意識を育む取組を横断的に推進します。 8　市民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を推進します。
成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの制度の周知を図るとともに、関係機関との積極的な情報交換を行い権利擁護の普及を促進します。	5　認知症高齢者や知的・精神障がいなどにより、日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等に不安が生じた者に対し、地域福祉権利擁護事業の利用方法の周知など情報提供に努めます。 6　判断能力の低下した高齢者や障がいのある人の生活支援を図るため、成年後見制度の利用を支援します。
児童虐待やDV対応については、人権尊重に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、高齢者や障がい者、子どもの虐待やDVの早期発見・早期フォローの体制を強化します。	2　児童虐待防止に携わる関係機関及び地域住民などに対し、一層の啓発を行います。 3　児童虐待やDV対応については、人権尊重に配慮し慎重な取り扱いに努め、関係機関との連携により、早期発見、早期フォローの体制を強化します。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （1）地域活動の充実

施策の内容	行政の取組
コミュニティ活動への参加を促進するとともに、地域行事などを通じて、交流の機会の充実を図ります。	1　亀山市まちづくり基本条例や亀山市協働の指針に基づき、市民の行政との協働を進めます。 2　自治会連合会や地区コミニュティ連絡協議会を通じて、自治会や地区コミュニティの活動を支援します。 4　「亀山市民ネット」や市民活動情報紙「市民活動ニュース」を作成及び配布し、市民活動の情報提供を図ります。
地域活動の盛んな地域をモデル地区として、その活動を他の地域に広めるなど、地域におけるネットワークの強化を図ります。	5　本市におけるコミュニティ・ビジネスの可能性を検討し、普及啓発につなげます。 6　地区コミュニティで、高齢者、障がい者等で援助を必要とする本人や家族に対し、地域で安心して生活できるよう、「小地域ネットワーク活動」を支援します。
地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする地域福祉活動者との連携を強化します。	3　民生委員・児童委員、福祉委員や交通指導員、防犯ボランティアなどとの連携を図り、要支援者、生活困窮者の発見や虐待の早期発見、見守り活動を推進していきます。 7　福祉委員制度を充実強化するため、市内全域で福祉委員会が設置できるよう支援します。（再掲）

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （2）防災・防犯対策の充実

具体的な取組	行政の取組
地域に保管する災害時要援護者台帳により、万一の災害発生時に的確に支援を求めている人々を把握します。	2 自主防災組織連絡協議会を中心に、災害時における活動の迅速化及び組織の活性化を図るとともに、活動を支援します。 3 ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、要介護高齢者世帯など災害時要援護者の居場所を確認し、その情報を収集し、平常時からの見守りや災害時における支援などを図るため、災害時要援護者支援制度を充実します。
ひとり暮らし高齢者などの犯罪被害を防止するための取組を充実します。	4 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮せる地域とするため、防犯活動団体による活動を支援します。
地域の住民団体やNPO、ボランティアの連携により、防災・防犯対策を充実します。	1 災害時における安全を確保するため、総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織（自治会など）による防災訓練を支援します。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （3）助け合い・支え合い活動の充実

施策の内容	行政の取組
市民交流を今後も一層推進していくとともに、高齢者をはじめ地域住民が生きがいを持ち活動できる場を提供します。	1 園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子ども、障がいのある人の交流機会を拡充し、思いやりの気持ちを育みます。 2 市民の交流活動を促進するため、既存施設などを活用した活動拠点の確保・提供を図ります。 4 地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する子ども居場所づくりを進めます。 5 昼間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる居場所として、学童保育所を充実します。 6 地域社会全体が子育て家庭に目を向け、「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもとに、地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源を活用して子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。 8 本市におけるコミュニティ・ビジネスの可能性を検討し、普及啓発につな げます。（再掲）
地域のつながりを基盤に、認知症高齢者や障がいのある人、高齢のひとり暮らし世帯や移動困難者、子育て世帯など、支援を必要とする人を地域で支えます。	7 認知症高齢者を家族だけでなく、地域全体で支える支援の仕組を構築します。
本当に支援を必要としている孤立化した子育て家庭への支援を充実します。	3 ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者などが地域で孤立しないよう、活動を充実するための支援を行います。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （4）関係機関との連携強化

施策の内容	行政の取組
社会福祉協議会の周知を図るとともに、地域で共に支え合うまちづくりの観点から、住民主体のネットワーク、並びに保健福祉・介護・医療機関のネットワークの一層の強化を図ります。	1 社会福祉協議会と連携し、サロン活動や福祉委員に関する活動の支援を行います。 2 各種活動団体の情報提供を充実することにより、活動団体間の連携強化を支援します。 3 地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源を活用して子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。（再掲） 4 自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会を通じて、自治会や地区コミュニティの活動を支援します。 5 あいあい祭など、各種活動団体の交流の場を提供します。 6 民生委員・児童委員など地域福祉の担い手の活動を支援します。 7 地域福祉の推進に向け、総合保健福祉センター「あいあい」を拠点に施策などの推進を図ります。

資料２－②

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（1）福祉意識の向上

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点
市民一人ひとりが福祉に関心を持つとともに家庭における福祉意識の啓発を行います。	・青少年育成市民会議の愛の運動（登下校時の見守り活動）や老人クラブ連合会の相互友愛活動など、日常でのあいさつや声かけ活動に取り組み、家庭・地域におけるふれあいを高めることができた。 ・家庭での福祉意識を高めるきっかけづくりの場として、総合保健福祉センターと医療センターを会場にあいあい祭りや、ヒューマンフェスタin亀山において、毎年ブース出展し、認知症及び高齢者・障がい者虐待に関する理解を市民に深めていただいた。	・地域でのあいさつ運動を普及することや、福祉に関する各種のイベントを実施することによって、一人ひとりが福祉に関心を持つよう取組を行ってきたが、家庭での福祉意識が更に高まるよう、継続して実施する必要がある。 声かけする対象者は、子どもや高齢者のみならず、障がい者や地域で孤立している方にも範囲を広げていく必要がある。 ・今後も各種イベントを通じて、福祉意識の向上につなげていく必要がある。
身近な生活課題を把握するために、日頃から助け合う近所づきあいを進めるとともに、さまざまな交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めます。	・外国人住民への日本語教室の開催をはじめ、外国語版亀山ニュースの発行や携帯メールでの外国語版情報の発信、日本語ボランティア養成講座や、市職員向けのやさしい日本語講座の開催を実施し、外国人住民が日本語を理解し、外国人住民への情報発信・情報提供によって、日本の文化や制度、社会的な規範等の理解の促進が図られてきた。 また、亀山市役所本庁や総合保健福祉センターでは、英語やポルトガル語の通訳を配置して、外国人の様々な相談に個別の対応ができている。 ・亀山市社会福祉協議会が推進している地区コミュニティでの小地域ネットワーク活動を通じて、小学生のひとり暮らし高齢者の訪問や、三世代交流会、敬老会、配食訪問など、地域の特色を生かした取組みにより福祉の心を育むことができた。	・本市の外国人住民の推移は、平成23年4月1日現在で2，038人（人口の4．1%）であったが、平成28年4月1日現在では1，568人（人口の3．2%）であり、減少傾向にあるものの、県内でも外国人住民の割合が高い状況にあり、特に布気町、和田町では外国人居住者が100人を越えている。生活習慣の違いから、ゴミ出しや昼夜逆転の生活など日常生活面での支障も発生することもあることから、地域での行事等に声かけをするなど、今後も外国人住民との共生の取り組みを進めていく必要がある。 ・小地域ネットワーク活動について、直接行政から地域に出向き、参加をすることができなかった。今後は、機会を捉えて事業を見学し、地区福祉委員会活動を理解し事業を促進していく必要がある。
地域住民が協力し合える地域をつくるよう、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てます。	・各小中学校で福祉体験活動を継続的に実施することにより、子ども達に地域福祉への意識・関心を持たせる機会を持つことができた。 ・平成27年1月に、認知症の人とその家族や地域住民の交流の場である認知症カフェ（毎月1回実施）を立ち上げ、認知症ケアの向上推進を図ることができた。	・児童生徒の実態に応じた体験活動を実施し、福祉に対する意識の醸成に努めていく必要がある。 ・市民アンケート（25年度）結果では、「近隣の人と日頃から助け合っている人」の割合は、計画策定（平成22年度）時に23%であったが、26．8%と3．8ポイント上昇した。なかでも高齢者は策定時と比較して地域とのつながりは高くなっているが、40歳未満では1割に満たない結果であったため、特にこれらの世代に対して福祉意識を育むように努める必要がある。 ・認知症の方がいる家族だけでなく、広く地域住民等が交流・相談できる場として広めていく必要がある。
地域における助け合い活動の基礎的な組織である地区コミュニティや自治会などの地域組織の活動を通して、地域での助け合いの意識の醸成に努めます。	・地区コミュニティ活動費補助金を交付することで、子どもと高齢者の世代間交流事業の展開や福祉委員の活動の支援を行い、地域住民の福祉の増進や地域の活性化につなげることができた。 ・小地域ネットワーク活動・地区福祉委員会活動では、三世代交流会や敬老会、高齢者訪問、配食サービス、サロン活動などをはじめ、地域の特性を生かした活動により福祉の心の醸成を図ることができた。	・平成28年5月に、市内全域で概ね小学校区に相当する範囲内において地域まちづくり協議会が設立された。地域課題の解決に取り組む自治組織であることから、この地域まちづくり協議会を中心に、地域の実状に合うよう地域の自主性を高めていく活動を支援していく必要がある。地域まちづくり協議会での福祉委員会の位置づけをはじめとして、自治会との地域福祉分野での協働や役割分担を明確にすることが必要である。

市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、障がいのある人とない人との間の「心の壁」を取除く「心のバリアフリー」を進めます。	・行政・学校・地域が連携を図り、ヒューマンフェスタin亀山実行委員会を核として、様々な団体の交流・ふれあいの機会を作り、亀山市の各種啓発活動や人権教育の充実に努めた。 ・人権週間や障がい者週間などにおける市広報等による啓発をはじめ、総合保健福祉センターあいあいと亀山市社会福祉センターにおいて、三重県地域づくり支援事業補助金を活用し、おもいやり駐車場の区画の増設・整備を実施し、高齢者や障がい者が社会参加しやすい環境づくりに努めた。	・心のバリアフリーは、障がいのある人とない人の両方に関係する双方向の問題と捉え、互いを知らないが故に気を使いすぎたり、遠慮してうまく交流ができないことがあることから、戸惑いや思い込みを心のバリアと捉え、学校や地域の中で障がいのある人と共生していくための交流の機会を増やす取組みが必要である。 ・学校や地域の市民団体等ごとに、人権教育の充実や各種啓発活動を進めてきているが、特定の人や関心のある人だけでなく、より広い一般の人に向け、啓発や内容を検討していく必要がある。 ・平成２８年４月１日から施行された障害者差別解消法について制度の周知に努め、障がいのある人もない人もお互いに認めいながら共に生きることができる社会となるよう、市広報紙、ホームページや、イベント等を通じて普及を図っていく。 　また、平成２８年度から総合保健福祉センター（健康福祉部）では、手話通訳者を配置している。福祉関係の大会では、継続して要約筆記者を配置するなど、障がい者が参加しやすい環境づくりに努めていく。

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（2）健康づくり・生きがいづくり

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
市民の健康づくりに対する意識をより高め、主体的な健康づくり活動を促進するため、健康に関する意識が地域に広がり、健康文化として一人ひとりに根付いていく仕組みを構築します。	・本市は平成22年7月に健康都市連合に加盟し、平成23年に健康都市の理念を踏まえた亀山市食育推進・健康増進計画を策定した。市民が運動習慣を身に付け、健康的な食生活を送り、生きがいのある生活が実現できるよう、健康文化のまちづくりを進めてきている。 具体的な取組として、地区コミュニティを単位とし、健康づくり応援隊養成講座(年間6テーマを設定)を開催した。(川崎地区、昼生地区、関南部地区、神辺地区)。	・健康づくり応援隊養成講座については、地域が主体となった健康づくり活動のきっかけづくりとしては効果的であるが、講座修了後、活動としては継続しているものの、健康づくりの輪を広げていくことが難しい。講座受講後に、地域で住民が主体となった取組みが根づいていくよう、リーダーの発掘・養成し、健康に対して地域住民が意識が高まるよう検討する必要がある。また、地域の状況を確認しながら支援していく。 ・今後において、介護予防事業・日常生活支援総合事業として、高齢者の社会参加健康づくり活動のひとつの事業に位置づけていくかについて整理していく必要がある。
すべての市民がいつまでも元気でいられるよう、市民同士の交流や活動の機会を通じて、心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。	・依頼があったサロン等に積極的に出向き、健康増進につながる取り組みにつながるよう支援を行った。 ・子どもから高齢者まで身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、地域のスポーツ振興・普及活動を行う総合型地域スポーツクラブ“Let'sスポーツわくわくらぶ”、“ENJOYスポーツかめ亀クラブ”の活動や運営、広報活動に対し支援を行い、グラウンドゴルフ大会、ヨガ教室、ウォーキング教室等を開催し、健康づくりの場を提供することができた。 ・総合型地域スポーツクラブの主催で、誰でも気軽に参加できる軽運動教室を定期的かつ継続的に開催することができた。また、運動施設指定管理者の自主事業として、高齢者をターゲットにした教室も開催するなど、気軽にスポーツに親しむことができるようにした。	・健康教育健康相談等の依頼がある団体に偏りがあったため、広く依頼してもらえるように啓発に努めていく。 ・子どもから高齢者まで、身近な地域でスポーツに親しむためには、総合型地域スポーツクラブの活動が有用であるので、引き続き支援を行っていく。市内に2つの総合型地域スポーツクラブが設立していることから、両クラブの事業内容や運営方法について、助言・指導を行っていく。 ・高齢者を対象とした軽スポーツの教室の情報を、市広報紙やホームページを通じて広くPRする必要がある。

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（3）地域福祉の担い手の育成

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
学校での福祉教育を充実し、地域福祉の担い手となる人材を育成します。	・中学生の職場体験学習として福祉関係の体験学習を行うことで、福祉活動に関心を持つ機会となった。 ・亀山市社会福祉協議会では、市内の小・中・高16校を福祉協力校として指定して福祉教育を推進してきた。平成27年度からは、神辺小学校を福祉教育推進のモデル校に指定し、年間を通じたプログラムを学校と協働して作成し、講義のみならず、生徒が体験を通じて自らが考える福祉教育の内容の充実が図られてきた。 　また、中学生を対象に、市内福祉施設での福祉体験教室や、中・高校生による街頭募金に取り組んできた。	・市民アンケート（平成25年度）結果では、児童・生徒の福祉の心を育てるための取組みとして、「学校においてできるだけ多くの体験活動を行う」ことや、「自治会などが行う活動への参加」を期待する結果であった。学校・家庭の連携や地域の協力を得て、児童生徒の発達段階に応じ、地域福祉に関心を持ってもらえるように体験学習などの取組を進めていく。 ・福祉協力校の事業をはじめ、福祉体験教室、街頭募金など、身近に福祉活動を直接に体験をすることによって、将来にも福祉に関心を持てるよう取組を進めていく。
地域の声を反映できる体制づくりを進めるため、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとした地域福祉を推進するリーダーとなる担い手を発掘し、育成します。	・民生委員・児童委員の任期満了に伴い、候補者を県へ推薦してきたが、候補者の選出に苦慮し、長期間にわたり不在となった地区があった。 ・民生委員の活動のうち、行政からの依頼事項が多岐にわたるため、各部署に洗い出しを実施し、法的な事項・任意事項に整理を行った。 ・亀山市地域福祉計画及び亀山市地域福祉活動計画を周知するため、平成24年度から亀山市社会福祉協議会と共催して、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、福祉関係者・団体を対象にシンポジウムや講演会を開催し、地域福祉活動のきっかけづくりとなる場を設けることができた。	・平成28年度に市内全てに地域まちづくり協議会が設立された。協議会の中で、福祉委員会の位置づけを明確にするとともに、民生委員・児童委員や福祉委員が互いに連携し、きめ細やかな地域福祉を推進していく体制づくりを整えでいく必要がある。 　また民生委員・児童委員の候補者の選出に当たっては、今後、自治会から地域まちづくり協議会に依頼することも検討していく。 ・ 民生委員の改選後は、県主催の研修をはじめ、各種研修に参加していただき、活動への理解・認識を高めていただく。また、行政からの活動の依頼内容が増加しているため、整理を行う必要がある。 ・高齢者の集いの場としてのサロンは、福祉委員、民生委員・児童委員をはじめとして、自治会や老人クラブが呼びかけで設置されたところもあり、自主的な活動の場は広がりつつあり、今後は地域まちづくり協議会の活動とも連携しながら、地域の福祉を推進する人材の確保を図っていく必要がある。

【基本目標1】 地域福祉を支える意識づくり　（4）ボランティア活動の推進

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
市民のボランティア精神を醸成していく中で、無理なく、自分がやれる範囲で参加することを普及啓発します。さらにボランティア活動へのきっかけづくりを行います。	・ボランティア活動への機会の提供については、ボランティア講座やリーダー養成講座への参加を呼びかけ、研修を通じて福祉に関心を持つ人材を増やしていけるよう取り組みを実施した。 　また、亀山市社会福祉協議会では、ボランティアグループについて、社協だよりやフェイスブックを運用して、市民にわかりやすく身近に感じる工夫をして紹介してきている。 ・研修の参加者は、団塊の世代や定年退職の方など60歳以上の方が大半を占めていたが、研修に参加した後にもボランティア活動に関わっていただけるような仕組みづくりがうまくいかなかった。	・無理なくボランティアを始めてもらうため、公民館講座なども合わせた各種講座のメニューを増やし、福祉に関心を持った人材に働きかけていく必要がある。また、広報紙、社協だより、ホームページやフェイスブックなどにより、市民に分かり易くボランティアグループの活動内容を紹介していく。 ・ボランティア活動に取り組む年代は、年々高齢化が進んでいることから、今後の活動の中心となる団塊の世代や子育て中の親なども巻き込んだ研修内容を計画していく必要がある。 ・市民アンケート（平成25年度）結果では、ボランティア活動の実施年令は60歳から74歳までの世代の割合が高いことから、定年退職後の方に対して、ボランティアへの参加を呼びかけていく必要がある。また、ボランティア活動を始めたきっかけは、知人・友人からの声かけが多いことから、講座や研修会を通じた受講者のネットワーク化を図っていき、ボランティア活動につなげる支援が必要である。 ・市民活動とボランティア活動の違いを明確にする必要がある。 　市民活動は、主に地域の社会的な課題の解決に向けて組織的・継続的に取り組む活動である。一方ボランティア活動は、個人や団体が、他の人々や社会のために自発的に行う公益的な活動である。 　亀山市市民活動応援制度は、3名以上の団体を対象としていることに対し、ボランティアは、団体・個人での活動も含まれていることから、市民活動応援制度とは別に制度設計をしていく必要がある。
新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えます。さらに地域福祉活動へのニーズに対してボランティアとのコーディネートを行うなど、活動しやすい環境づくりを推進します。	・5月の大型連休前後の平日の1日を休業日に設定し、市内の幼稚園、小・中学校を休業日とする「家族の時間づくり」は、ワークライフバランスや働き方について考えてもらうきっかけとして、また、家族のふれあいの機会を提供した。 ・行政においては、地域まちづくり推進チームを設置し、地域担当職員を指名し、地域まちづくり協議会設立に向けた支援や、地域課題の洗い出しとその解決に向けた計画づくりへの取組を始めてきている。 ・市民活動の活発化を図り、活力のある地域社会の実現に向けて、平成27年度に亀山市市民活動応援交付金制度ができた。一方で、ボランティア活動に対するボランティアポイント制度については、他市の例の情報収集を行ってきたが、制度化に至っていない。 　市民活動応援制度の検証結果を見極めながら、引き続き検討している状況にある。	・家族の時間づくりについては、子どもと家族が一緒に過ごすことが困難な家庭への対応について検討し、今後はあり方や手法等について検討していく。 ・地域まちづくり推進チームは、今後、地域まちづくり協議会単位で作成する計画づくりにおいて、地域との関わりや役割を明確にしていく必要がある。 ・市民活動を新規に行いたい人や活発に広げたい人などの段階に応じて、制度や補助金などの支援策があるが、いずれも実績は停滞している。今後は、総合的に整理し、使いやすい制度にする見直しが必要である。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり　（1）情報提供の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
広報紙などによる情報提供を一層充実します。また、アパートなどの入居者をはじめ、地域のすべての世帯に福祉情報を提供します。	・福祉サービスの内容や利用方法・利用料など、市広報紙や行政情報番組を通じ、市民に関心を持っていただくよう掲載・周知に取り組んだ。 ・「亀山市民ネット」や「市民活動ニュース」により、市民活動の情報提供を行い、地域活動を含む市民活動の支援を行った。 ・亀山市社会福祉協議会では、社協だよりをはじめ、フェイスブックを活用し、地域での福祉活動について様々な活動を紹介しており、タイムリーな情報の提供ができている。 ・行政出前講座を実施し、情報提供を行い年々増加傾向であった。平成27年度実績では、テーマ数　54、開催回数　336回、参加延べ人数　18，421人である。うち、初期消火訓練や救急応急手当の実技は205回であり、大規模災害発生時において、自助、共助の備えが実地訓練を通じて確認されてきた。一方で、高齢者福祉、障がい者福祉、地域福祉などをテーマとした出前トークの依頼件数は1割弱と少なかった。	・市民アンケート（平成25年度）結果では、福祉サービスの情報入手の経路について、市の広報紙、自治会の回覧、知人や近所からの順で割合が多い。このことから、市広報紙で分かり易い内容の掲載に心がけるとともに、市広報紙やホームページだけでなく、より広い地域の幅広い年齢層の方に福祉の情報が提供できるよう、提供の仕方や情報の充実を図っていく。 ・福祉の制度は目まぐるしい改正や、新たな法律の施行があるため、市民とってはわかりにくい。また、個々の状況に応じて、サービスが利用できたり、利用料金が異なることが多い。そのため、専門員による個々のニーズに応じた福祉サービスの提供にも努めていく必要がある。 ・東日本大震災や、東海、東南海、南海地震の発生する確率が高まる中、行政出前講座では地域での防災に向けての取組に関心が高まってきているため、亀山消防署、北東分署、関分署による実技指導による地域住民が知識・技術を身に付けていただけるような講座に努めていく。また、福祉関係の講座については、市民に興味や関心を持っていただけるよう、テーマの設定に工夫していく必要がある。
制度の変化が著しい中で、身近な相談機関の周知を徹底するとともに、福祉に関する総合相談窓口を担う総合保健福祉センター「あいあい」において、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実に努めます。	・総合保健福祉センターは、子どもから高齢者、障がい者まで、健康・福祉に関する業務全般についての手続きや相談に対応できる組織となっている。 ・総合保健福祉センターは、あいあい祭りをはじめ、福祉関係者・団体の交流事業や研修、健（検）診事業を実施するなど、市の拠点施設として市民に認識されている。	・健康・福祉に関する業務全般について、横の連携を密にして、市民の相談に対応できるよう、体制を整えていく必要がある。総合保健福祉センター「あいあい」への来所者は、年齢層も幅が広く、相談の内容も1室、1箇所で完結しない複雑・多岐な問題もあり、今後は福祉専門職を配置し、相談体制を強化していく必要がある。 ・介護保険制度の改正も踏まえ、新たなサービスや事業の展開が見込まれることから、支援を必要とする人に直接関わる民生委員・児童委員をはじめ福祉関係団体の定例会や学習会で随時、適切な情報提供に努めていく。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり　(2)福祉サービスの向上と相談体制の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
地域においては民生委員・児童委員や福祉委員の役割分担を明確にし、地域住民へ周知します。さらに民生委員・児童委員と緊密な連携協力を行うなど行政と地域が一体となった相談体制を充実します。	・民生委員・児童委員には委員からの依頼を受け、月例定例会を利用して情報提供を行ったほか、毎年4月の総会時と一斉改選時には、市のサービス・事業に関する情報提供を実施している。 定期総会においては、民生委員・児童委員として行政に協力いただく業務についての説明や、新たな制度についての説明をし情報の提供を行っている。 また、民生委員児童委員協議会連合会においては、毎年市長懇談会を開催し、日頃の活動の中での課題について話し合いの場を設け、課題の解決につながるように努めている。 ・民生委員・児童委員及び主任児童委員の改選後には、民生委員・児童委員の広報部会で民生委員だよりを作成し、市内で地域福祉を推進していただく委員を紹介するため、委員を顔写真入りで掲載していただいた。	・民生委員・児童委員と福祉委員は、委嘱者や活動範囲は異なるものの、地域での見守りや福祉活動の推進の役割は共通していることから、地域まちづくり協議会での福祉委員会などの活動を通じ、互いに協力して地域の人が相談しやすい体制を整備していく必要がある。 ・民生委員・児童委員の任期は3年(直近は平成28年12月1日)であり、一斉改選の際には約半数が交替する傾向にあるため、新規に着任された方にもわかりやすく福祉制度の説明を行っていく必要がある。 ・民生委員協議会連合会や地区定例会の機会を捉え、行政が随時話し合いの機会を持ち、情報提供や連携協力を行っていく必要がある。 ・民生委員・児童委員連合会協議会の広報部会で民生・児童委員だよりを年2回(6月・12月)発行されているが、広く市民に活動の内容が届くように支援をしていく必要がある。 また、毎年5月12日が民生委員・児童委員の日であることから、市広報紙においても、地域の身近な相談者として民生委員・児童委員を知ってもらうため、制度の内容や活動の紹介記事を掲載していく。
自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅支援サービスの一層の充実や移動手段の確保、高齢者医療の充実、適切なサービスを利用できるための仕組や環境づくりを行います。	・高齢者や障がい者を対象に社会活動を促進し、福祉の増進を図ることを目的とするタクシー料金助成事業を実施してきた。一方で、市民生活の利便性の向上に資するための地域公共交通(バス)については、路線の一部見直し等を実施してきた。 ・在宅医療連携会議で協議を重ねることで、多職種が連携し亀山市における在宅医療連携指針となる「かめやまホームケアネット支援マニュアル」を作成した。 ・平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、自立相談支援機関を亀山市社会福祉協議会に委託し、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金及び、任意事業の家計相談支援事業と教育委員会直営で学習支援事業に取組んでいる。 制度の狭間で従来は支援を受けることのできなかった方に対し、専門の職員が相談・支援を行っている。平成27年度は、新規相談件数が144件あり、複合的な課題について適切なアセスメントを行い、毎月1回開催の支援調整会議で協議し関係機関と調整を行い、複雑な問題に対して、解決・自立に向けた取り組みを実施している。 学習支援事業は、中学生を対象に教員OBや大学生が講師となり、参加希望者を募り、毎週土曜日に学習教室として、地区公民館を会場に生活困窮の家庭の生徒延べ22人が受講した。	・高齢化に伴い交通弱者が増えるため、移動手段を確保していく必要がある。地域の公共交通(バス)と高齢者や障がい者(児)の外出支援(タクシー料金助成事業)については、真に利用が必要な人への支援に結びつくよう、制度を検討していく必要がある。 ・かめやまホームケアネット支援マニュアルの周知と、スムーズな実施ができるよう、保健・医療や地域との連携を強化しながら、地域包括ケアの充実を図っていく。 ・高齢者医療については、市民の暮らしの安心・安全を守る地域医療を目指し、地域医療機関等との連携を強化していく必要がある。市立医療センターでは、急性期が一段落した後の在宅復帰を支援するための地域包括ケア病床の設置に向けて取り組んでいく。 ・低所得者をはじめ、多重・過剰債務、ニート、引きこもり、外国人など様々な問題を抱えた方への支援について、福祉事務所をはじめ関係機関との連携や、地域での見守りや支援を図っていく必要がある。 また、子どもの貧困については、健康福祉部と教育委員会が連携し、生活実態の把握を行い貧困の連鎖の防止に努める必要がある。

【基本目標2】安心してサービスを利用できる環境づくり　(3)権利擁護の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
人権尊重に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携により、児童や高齢者などの虐待やDVの早期発見などの体制を強化します。	・事務局を地域包括支援センターとして、高齢者、障がい者虐待防止・早期発見対応マニュアル(平成26年3月改訂)に基づき、虐待対策会議を開催し、総合的な対応方針を決定してきた。 ・学校、事業所、市民活動団体などで構成する実行委員会により、12月の人権週間にあわせて「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、講演会や中学生高校生による人権作文等の発表、ブース展示等を行い、人権意識の高揚を図った。 ・保護司や更生保護女性会などが中心となり、社会を明るくする運動を実施し、犯罪や非行のない地域社会を推進してきた。	・虐待やDVを早期に発見するため、虐待についての知識や通報の窓口など啓発についてさらに地道な取組を進めていく必要がある。 ・高齢者や障がい者への虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民、地域の民生委員・児童委員、自治会などの地域の組織をはじめ、介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者等の早期発見や見守りネットワークが重要なことから、地域包括支援センターを中心に関係機関が連絡を密にして解決に結びつけていく。 ・人権意識の高揚に向けた取り組みを今後も継続して実施していく。 ・犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える社会を明るくする運動については、街頭での啓発活動を関係機関の協力のもとで推進していく。また、更生保護活動として、保護観察対象者等の立ち直りを支えるため、保護司会が組織的に処遇活動や犯罪予防活動を行うための拠点となるセンターの設置に向け支援していく必要がある。
成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などの制度の周知を図るとともに、関係機関との積極的な情報交換を行い権利擁護の普及を促進します。	・相談窓口に権利擁護事業や成年後見制度についてのパンフレットを常備し、ケースに合わせて配布・説明を行ったが、成年後見制度利用助成事業(審判請求に要する費用の一部助成)や、成年後見利用支援事業(市長申し立て)の事業を利用する件数は少なく、まだまだ市民への周知は不十分であった。 (実績) 高齢者(相談延べ件数) H25年度8件、H26年度9件、H27年度5件 うち市長申立　H25年度2件、H27年度1件 障がい者 市長申立　H25・26年度0件、H27年度1件 ・地域福祉権利擁護事業は、平成27年度より日常生活自立支援事業に名称変更となった。、 亀山市社会福祉協議会においては、専任の職員を配置して判断能力の不十分な方の福祉利用支援をはじめ、金銭管理などを行っている。利用件数は、増加してきている。(平成27年度41名)	・今後は、低所得者や障がい者、認知症や介護を要する方など制度を必要とされる方が確実に増えてくると予測される。このため、日常生活自立支援事業とともに制度の普及に努めていく必要がある。 ・平成28年度からは、亀山市社会福祉協議会に「亀山地域包括支援センター権利擁護業務」として、成年後見利用にあたっての相談支援等を委託している。亀山市社会福祉協議会では、対象者の増加に対応できるよう、専門職員の人材の確保や人件費の確保が必要となってくる。
児童虐待やDV対応については、人権尊重に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、高齢者や障がい者、子どもの虐待やDVの早期発見・早期フォローの体制を強化します。	・校長会や園長会等での通告に関する説明やルール作り、居所不明児童を出さないためのネットワークづくりを重点に取組を進めることができた。 ・児童虐待ネットワークの実務者会議を2か月に1回、主任児童委員との定例情報交換会「ポケットの会」を毎月1回実施するなど、要保護児童等対策協議会の調整機能が強化されてきた。また、児童相談所や女性相談所との連携強化にも努めた。	・虐待やDVを早期に発見するため、虐待についての知識や通報の窓口など啓発についてさらに地道な取組を進めていく必要がある。 ・年々増加する児童虐待に対応できるよう、職員のスキルアップが必要となっている。また、市内に養育への不安や単身での子育て、児童虐待の未然防止、社会的養護の観点から、小規模児童擁護施設の設置を進めていく。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （1）地域活動の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
コミュニティ活動への参加を促進するとともに、地域行事などを通じて、交流の機会の充実を図ります。	・自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会への補助金の交付により、各種の地域活動を支援することができた。	・地域の自主性・自立性を尊重した魅力ある地域活動となるよう、会員のスキルアップのための研修等を行い、地域活動への参加者を増やしていく。
地域活動の盛んな地域をモデル地区として、その活動を他の地域に広めるなど、地域におけるネットワークの強化を図ります。	・亀山市社会福祉協議会では、地区福祉委員会意見交換会、ボランティア交流会、ふれあいいきいきサロン交流会、子育てサロン交流会を通じて、団体の活動の事例発表をはじめ、情報交換や交流を深める活動を実施してきている。	・同じ目的で活動する団体との交流会を開催することによって、情報交換や交流を深めるとともに、活動を行う上での悩みやその解決方法を共有することによって、今後の活動の充実につながることから、継続して開催していくことが必要である。
地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする地域福祉活動者との連携を強化します。	・各地域の見守り活動等については、地域まちづくり協議会を通して、民生委員・児童委員、福祉委員、交通指導員及び防犯委員など多様な主体が連携・協力する体制ができてきた。また、民生委員・児童委員に見守りが必要な人への定期的な訪問も依頼し、地域での活動を通じて、生活困窮者に対し相談窓口につないだり、生活保護の申請を促す支援もしていただいている。 ・民生委員・児童委員の協力のもと、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の生活実態に沿った確実な把握や、地域において気になる高齢者等がみえた際には、すぐ連絡をいただけるように努めた。	・各地域の見守り活動等については、地域まちづくり協議会を通して、自治会・民生委員・児童委員、福祉委員、交通指導員及び防犯委員など多様な主体が更なる連携・協力する仕組みを強化していく。 ・民生委員・児童委員が、日常の見守りの中で、地域において生活が困窮し孤立している人を早期に発見し、適正に相談機関（生活保護担当や自立相談支援機関）につなぐ取組を実施していただくことによって、複雑化した問題を抱えた方に対して早期に解決できるよう、引き続き協力を求めていく。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （2）防災・防犯対策の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
地域に保管する災害時要援護者台帳により、万一の災害発生時に的確に支援を求めている人々を把握します。	・平成26年度に災害時に自力で避難することが困難な人々が支援を円滑に受けることができるよう「亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱」を策定した。 ・毎年、高齢者実態調査の結果を踏まえ、適切に対象者把握を行い、災害発生時に支援を要する対象者については台帳への掲載に取り組んだ。 ・総合防災訓練をはじめ、自主防災組織を単位とする防災訓練を支援し、災害時における安全確保に取り組んだ。また、「かめやま出前トーク」では、年間2，000名を超える市民の方々に、災害への備えや避難場所等を説明しつつ、「災害弱者」への取り組みについて話し合う機会を設けた。 ・毎年、三重県建設労働組合と協働して、高齢者や障がい者世帯を対象に、地震に備え、家具の転倒防止器具の支給・取り付けを行った。	・災害時要援護者サポート事業実施要綱による新たな災害時要援護者台帳が整備されるまでの間、災害時に真に支援が必要な対象者に支援が行き届かない恐れがあるため、亀山市避難行動要支援者名簿の整備に関する内規に基づいて、要支援者の精査を早急に行う必要がある。 ・災害時要援護者台帳の登録者数が膨らんでいるため、登録内容の適切な更新・管理を図り、真に支援の必要な人を把握する必要がある。また、災害発生時の際、要援護者台帳に登録されている者について、支援者への開示範囲を整理する必要がある。 ・自主防災組織が未結成の組織がある。また、自主防災組織のうち、訓練を実施していない自主防災会(隊）が存在することから、組織の結成や訓練に参加できるよう働きかけを進めていく。 ・地域まちづくり協議会や自治会連合会など全市的組織において、災害時要援護者に対する支援について「共助」の取り組みを話し合う場を設ける必要がある。 ・個人のプライバシーや個人情報保護の視点を大切bにしつつ、大規模災害を想定した、お互いがお互いを思いやる「防災文化」を構築する必要がある。
ひとり暮らし高齢者などの犯罪被害を防止するための取組を充実します。	・民生委員・児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りに努めている。また、気になる高齢者等がみえた際には、すぐ連絡をいただけるように努めた。 ・振り込み詐欺事件が管内で発生した際は、その都度、安心メールで注意喚起を促すとともに、老人クラブ連合会では、高齢消費者被害防止キャンペーン講座を受講し、犯罪に巻き込まれない意識の啓発に努めた。 鈴鹿亀山消費生活センターでは、高齢者や民生委員を対象に出前講座を開催し、消費者被害を防ぐ取り組みを実施した。 出前講座は、平成27年度18件、671人参加が参加した。	・民生委員・児童委員をはじめ市民一人ひとりが地域での見守りを強化できるよう、地域まちづくり協議会等を通じて啓発に取り組んでいく。 ・ひとり暮らし高齢者を狙った振り込め詐欺事件が多発していることから、金融機関や警察、鈴鹿亀山消費生活センターと連携し、犯罪被害の防止につなげていく。 ・認知症を含め、、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加し、悪質化・深刻化していることを踏まえ、相談体制の整備に加え、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する更なる取り組みが必要である。そのため、消費生活センターが中心となる関係機関の見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の設立に向け、情報共有をはじめ組織できるよう協力をしていく。、
地域の住民団体やNPO、ボランティアの連携により、防災・防犯対策を充実します。	・防犯委員会や青少年育成市民会議等、市内で活動する防犯団体同士の連携協力体制に努めた。 ・亀山市社会福祉協議会では、災害時にボランティア活動が円滑に実施できるよう、亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを平成28年度に策定した。また、常設型の災害ボランティア支援センターを設置しており、全国への災害支援者に対する保険加入をはじめ、義援金、支援金の募集を実施している。	・防犯団体相互の意見交換の実施頻度を高め、迅速な防犯対策の実施につなげていく。 ・災害ボランティアの育成・養成について、行政・社会福祉協議会と協働で取り組んでいく必要がある。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （3）助け合い・支え合い活動の充実

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
市民交流を今後も一層推進していくとともに、高齢者をはじめ地域住民が生きがいを持ち活動できる場を提供します。	・地域の行事に保育所の子どもが参加することで、たくさんの高齢者の方とふれあうことができた。核家族化が進む中、小地域ネットワーク活動の充実によって、高齢者と子どもたちとの交流やふれあいの場が提供ができた。	・市民が交流できる場は、地域によって活動が盛んな地域と活発でない地域があることから、交流の機会を増やすとともに、参加者が楽しめる活動を企画していく必要がある。
地域のつながりを基盤に、認知症高齢者や障がいのある人、高齢のひとり暮らし世帯や移動困難者、子育て世帯など、支援を必要とする人を地域で支えます。	・放課後子ども教室を市域の全小学校区で実施し、子どもたちが学習やスポーツ・文化活動などを通じて地域住民との交流が行われ、地域における子どもたちの居場所づくりの形成が図られた。 ・ボランティア団体の協力を得て、地域の子育てを支援するひろば事業を実施した。 ・地域でのふれあい・いきいきサロンや子育てサロンの設置数や参加延べ人数は、計画の目標値を上回って活発に取り組まれた。 サロン（ふれあいいきいきサロン、子育てサロンの設置数 （亀山市社会福祉協議会の補助金申請団体） 平成22年度末　33団体、参加延べ人数　8，640人 平成27年度末　60団体、参加延べ人数　19，176人 ※亀山市第1次総合計画（平成28年度末）目標値 55団体、参加延べ人数　15，000人 また、亀山市社会福祉協議会では、サロンを実施している団体間における情報交換や活動を充実させるため、交流会・意見交換会も開催した。	・地域のボランティアの方や、子育てサークルの皆さんとのネットワークを更に深めていく必要がある。 ・地域まちづくり協議会を通して、地域のボランティア活動が活発になるように支援していく必要がある。 ・高齢者や障がい者、子育て中の親子を対象に地域での交流の場や居場所づくりとして、サロン活動を通じた見守り支援を実施していく必要がある。また、地域によってはサロンが設置されていないところもあるため、サロンの新設に対する支援を行う。 ・サロンの活動は、地区集会所、コミュニティセンターや民家・空き家の活用など地域で身近に集いやすい場所が適当であるため、活動拠点の確保の相談に対応できるよう、地域との調整を図っていく必要がある。
本当に支援を必要としている孤立化した子育て家庭への支援を充実します。	・毎月行われる園開放では、各園へたくさんの親子が訪れ、子どもたちとの交流を楽しむことができた。 ひろば事業においても、各地域の親子が参加し、子育ての輪を広げるよう取組みを行った。	・子育て家庭が行事等に参加しやすいように、各交流行事等の開催数や開催場所等を再検討し、通信やホームページ等で更なる周知を行っていく。 ・新たな子育てサロンの設置に向け、地域での交流の機会を増やし、地域のつながりを強めていく必要がある。

【基本目標3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （4）関係機関との連携強化

施策の内容	平成23～27年度の取組・成果	課題・改善点等
社会福祉協議会の周知を図るとともに、地域で共に支え合うまちづくりの観点から、住民主体の地域ネットワーク、並びに保健福祉・介護・医療機関ネットワークの一層の強化を図ります。	・亀山市社会福祉協議会では、社協が行う事業をはじめ、地区福祉委員会やボランティアなど地域における福祉活動を市民に啓発するため、年4回の「社協だより」の発行のほか、ホームページにおいて社協の概要や最新の福祉に関する情報提供など情報発信に努めている。また、平成27年度から、フェイスブックを活用し、市民にわかりやすく紹介されており、活動内容の周知が図られている。 ・きめの細かな地域福祉活動を展開するためには、行政と亀山市社会福祉協議会との連携は重要であり、地域福祉シンポジウム・講演会をはじめ、各種社会福祉団体の大会やあいあい祭りなどを協力し合いながら実施した。 ・本市において、平成27年2月に在宅医療連携システム（かめやまホームケアネット）が稼働した。保健・医療の連携が図られるよう、在宅医療という共通の切り口を活用し、多職種の顔のみえる関係となるよう努めている。	・行政と社会福祉協議会の地域福祉に関する協働と役割分担の確認が必要である。 　また、亀山市社会福祉協議会において、市の補助事業や委託事業も数多く担っており、事業を実施するに当たり今後も専門職の人材の確保や事業・活動に対する補助金については適切な支援をしていく必要がある。 ・地域まちづくり協議会を主軸として、地域の社会資源を活用しながら、行政、亀山市社会福祉協議会の連携の強化に努める必要がある。 ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的で継続的な在宅医療・介護を提供できるように努めていく。

資料２―③

亀山市地域福祉計画
アンケート調査結果

平成 29 年３月

亀　　山　　市

目　次

Ⅰ　地域福祉計画・施策ごとの課題 2

Ⅱ　取組指標の状況 25

Ⅲ　アンケート調査結果 26

１　調査の概要 26
２　調査結果 27
（１）あなたご自身（ご本人）について 27
（２）あなたの日常生活のことについて 29
（３）自治会などの地域活動・ボランティア活動について 36
（４）災害時における助け合いについて 47
（５）福祉教育について 49
（６）地域の課題について 50
（７）福祉委員・民生委員・児童委員や社会福祉協議会について 59

Ⅰ　地域福祉計画・施策ごとの課題

１　地域福祉を支える意識づくり

（１）福祉意識の向上

計画策定時の課題

市民一人ひとりが福祉に関心を持つとともに家庭における福祉意識の啓発が求められています。また、地域にはさまざまな状況の人が住んでおり、身近な生活課題を把握するために、日頃から助け合う近所づきあいを進めるとともに、さまざまな交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めることが重要です。

今回の調査から見る現状

今回のアンケート調査では、近隣の人と「日頃から助け合っている」人の割合は、平成 25 年度調査と変わりなく、平成 22 年度調査より 3.7 ポイント上昇しています。これは、平成 22 年度のアンケートは東日本大震災より前に集約したもので、震災後実施した平成 25 年度と今回のアンケートでは、地域のつながりをより意識した結果となっています。

また、年齢が高くなるほど、日頃からの近隣との付き合いは高くなっている傾向は変わらないものの、今回の調査と平成 25 年度調査を比較すると、75 歳以上の方については、「日頃から助け合っている」人の割合は 7.0 ポイント減少、「気の合った人とは親しくしている」人の割合も 4.1 ポイント減少しました。また、20 歳代では、「日頃から助け合っている」人が依然として１割を下回っています。

一方、子育てをしている世帯で「地域とのつながりを感じていない」と回答した割合が 21.6％と介護が必要な高齢者や障がい者と同居している世帯と比較して高くなっています。子育て世代と地域とのつながりを強くするため、地域で見守る仕組みを構築していく必要があります。（参考１）

近隣の人との付き合い

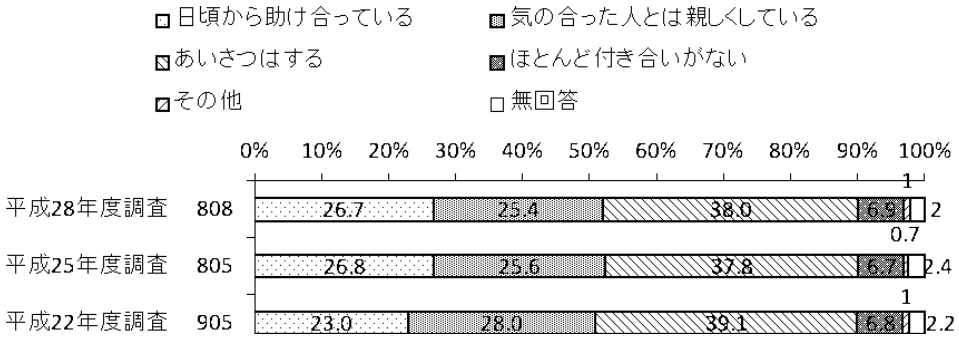

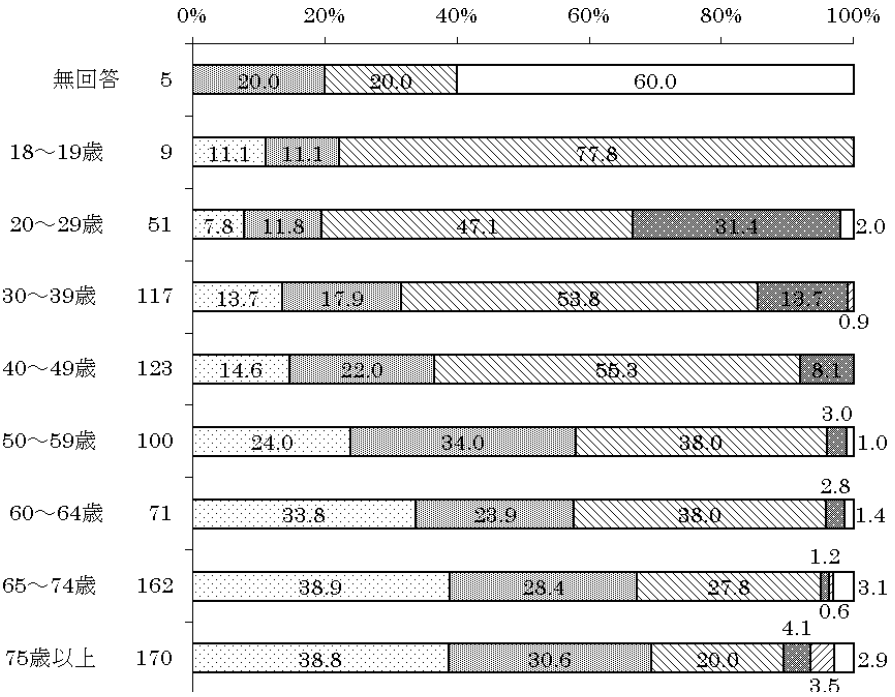

（参考）平成 25 年度調査結果

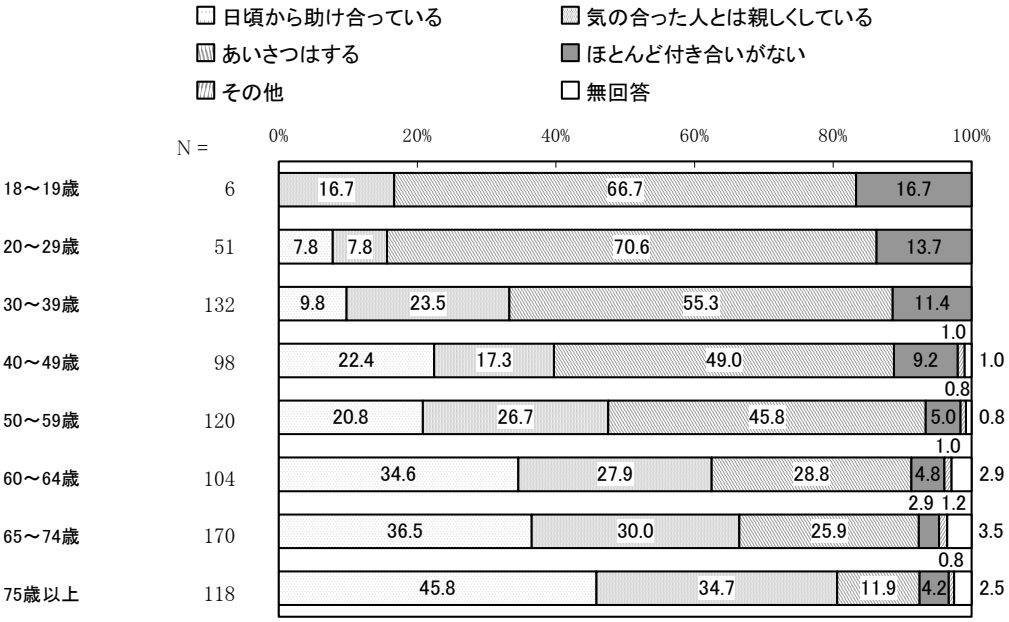

（参考１）世帯状況別地域とのつながり

	有効回答数（件）	感じている	今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある	感じていない	わからない	無回答
子育てをしている	185	43.8		21.6		－
介護が必要な高齢者と同居している	72	54.2	29.2			
介助が必要な障がいのある方と同居している	28	46.4				
1～3に該当しない	482	52.3		20.1		
その他	40	30.0	22.5	25.0	20.0	
無回答	23	52.2				

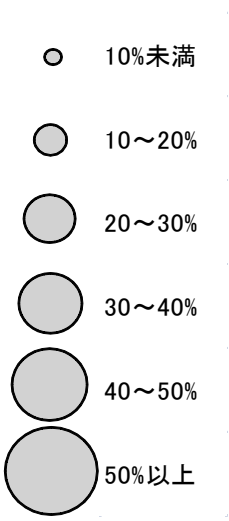

（2）健康づくり・生きがいづくり

計画策定時の課題

市民の健康づくりに対する意識をより高め、主体的な健康づくり活動を促進する必要があります。そのためには、健康に関する意識が地域に広がり、健康文化として一人ひとりに根付いていく仕組みの構築が求められます。

今回の調査から見る現状

ふだんのくらしの中で悩みや不安、困っていることについては、「自分の健康に関すること」の割合が平成 25 年度調査と同様に４割を超えています。一方、ボランティア活動を進めていく上で必要な条件のうち「自分が健康であること」「時間的、経済的に余裕のあること」が、何れも６割を超え上位を占めています。ボランティア活動を始めることや、ボランティア活動を継続するためには、自分自身の健康や余暇の活用が重要な要素であることを改めて認識する必要があります。

また、介護、収入、災害についても平成 22 年度、平成 25 年度調査に比べて高くなっています。これは、地域や家族間のつながりが弱くなったことや、長引く景気低迷の影響で家計に負担が掛かってきていることが影響しているものと考えます。さらに、東日本大震災以降は、防災や応急処置に関する講座の希望者が増加しており、市民の災害や防災意識が高まってきています。

ボランティア活動をすすめていく上で必要な条件

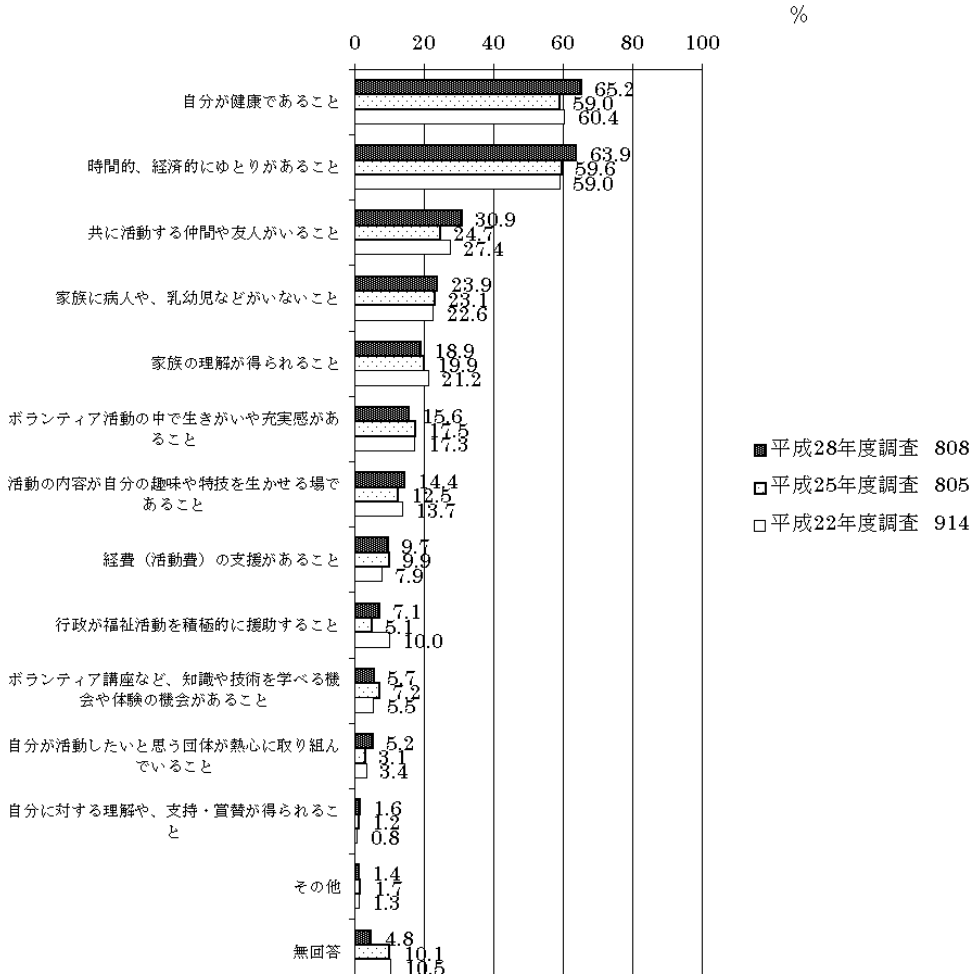

ふだんの暮らしの中で悩みや不安、困っていること

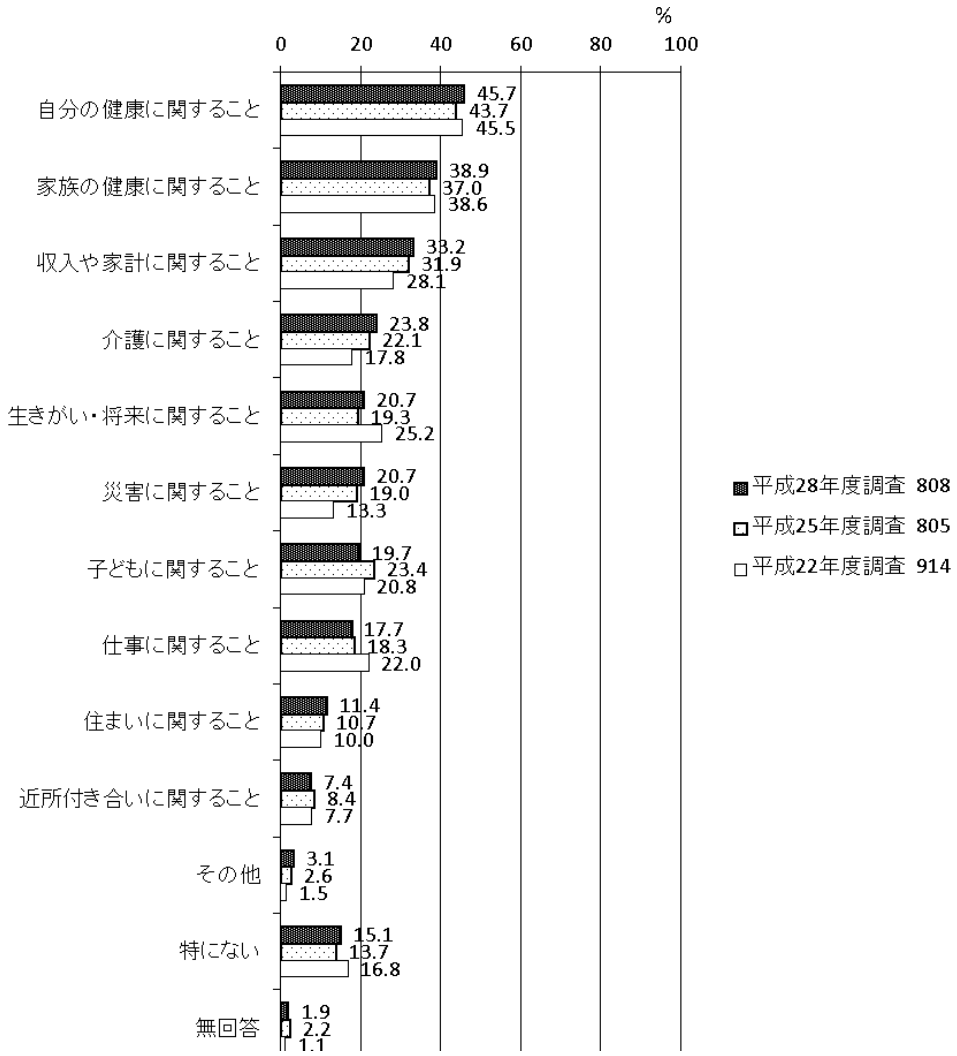

（３）地域福祉の担い手の育成

計画策定時の課題

学校での福祉教育を充実し、地域福祉の担い手となる人材育成が求められています。

今回の調査から見る現状

今回のアンケート項目、子どもたちの福祉の心を育てるために必要な取組の中で、「親が家庭で福祉について子どもと話し合う」は平成 25 年度調査より 7.8 ポイント減少、「土日や放課後にも体験活動ができる体制をつくる」は平成 25 年度調査より 4.1 ポイント減少し、平成 22 年度調査よりも減少しています。

一方で、「できるだけたくさんの体験活動を学校で行う」や「自治会などが行う活動に子どもたちを積極的に参加させる」については、それぞれ４割を超える結果となりました。これは、子どもたちを育てる保護者が、家庭よりも学校や地域活動の場に大きく期待している現れと感じています。

福祉の心を育むために必要な取組

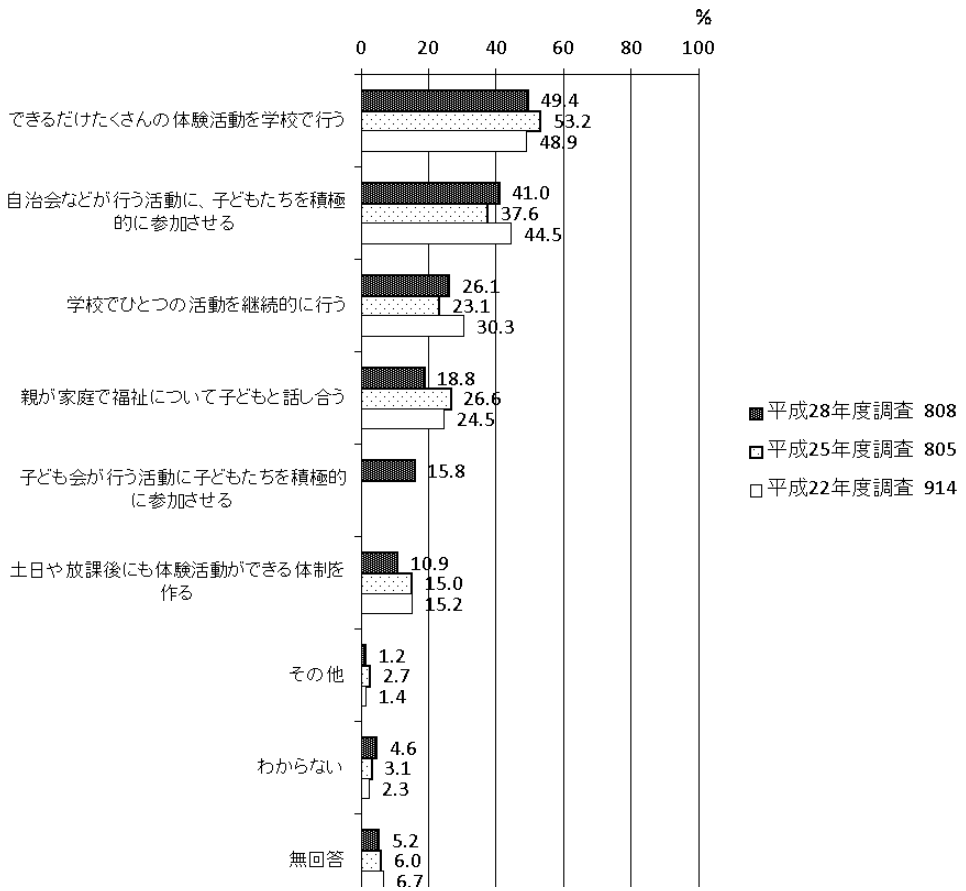

（４）ボランティア活動の推進

計画策定時の課題

市民のボランティア精神を醸成していく中で、無理なく、自分がやれる範囲で参加することを普及啓発するとともに、ボランティア活動へのきっかけづくりが必要です。また、新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えていくことが必要です。そして、活動へのニーズとボランティア活動とのコーディネートを強化し、活動しやすい環境づくりを推進する必要があります。

今回の調査から見る現状

ボランティア活動の経験は、「活動をしたことなく、今後も活動しないと思う」人が、平成 22 年度、平成 25 年度と比較してそれぞれ 7.3 ポイント、3.9 ポイント増加しています。特に、60～64 歳の人では、平成 25 年度調査と比較して 8.8 ポイント増加しています。これは、高齢者の就労率の増加が原因していると推察されます。一方で、65～75 歳の人では、ボランティア活動に前向きな方の割合が平成 25 年度調査と比較して、6.5 ポイント増加しており、この年代の方を対象として、ボランティアに参加するきっかけづくりを進めていく必要があります。

一方、ボランティア活動のきっかけについては、全体の傾向は変わらないものの、「友人・知人に誘われて」の割合が一番多くなっています。

また、ボランティア活動しない理由については、「時間を取られたくない」と「興味がない」が増加しており、ボランティア活動に対して一層理解を深める必要があります。

ボランティア活動の実施状況

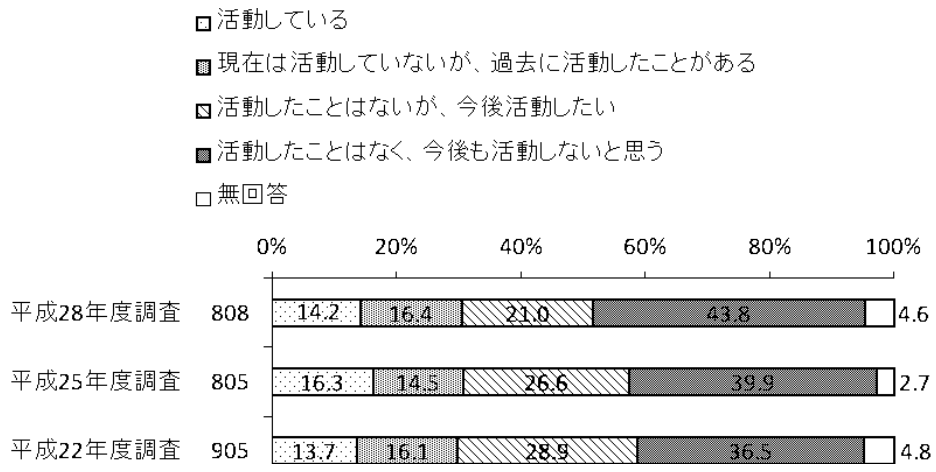

年齢別ボランティア活動の実施状況

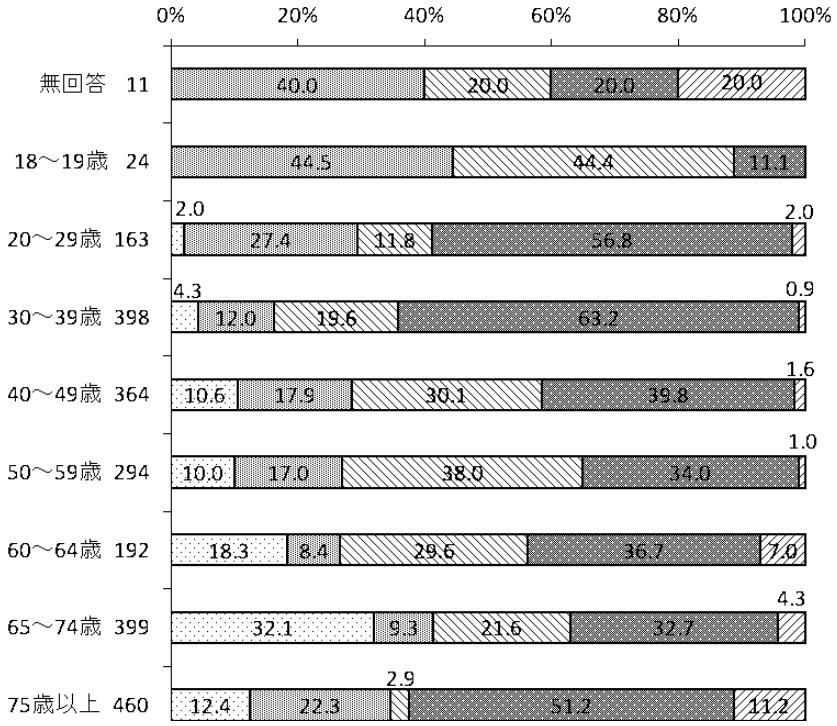

（参考）平成 25 年度調査結果

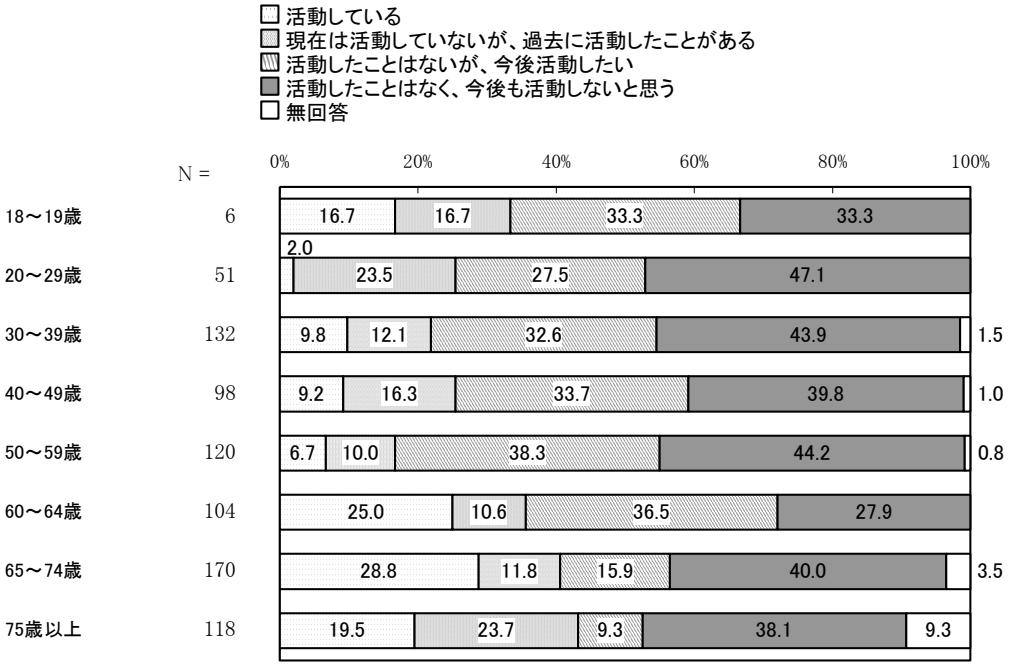

ボランティア活動を始めたきっかけ

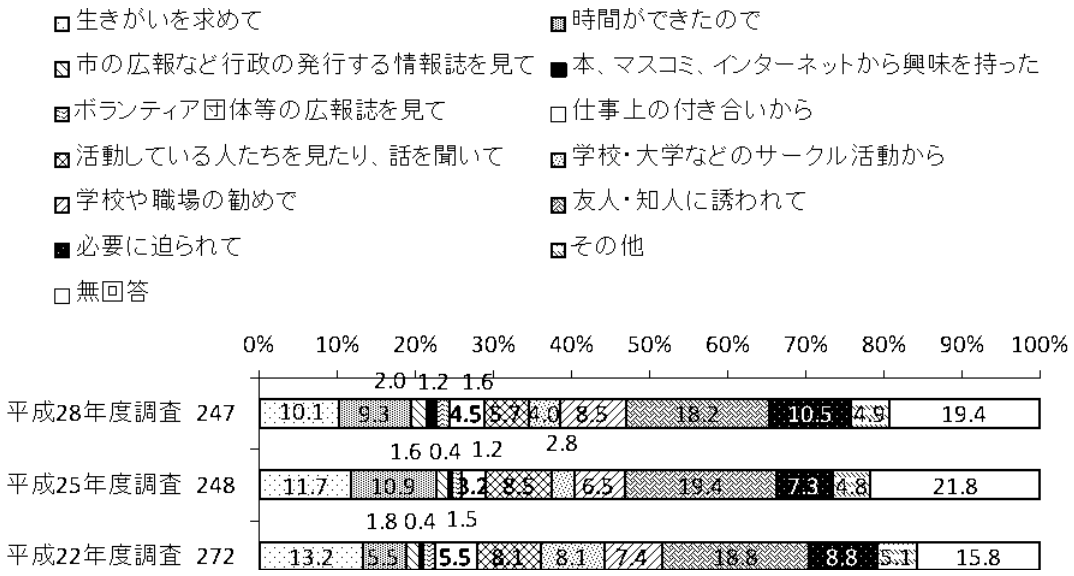

ボランティア活動をしない理由

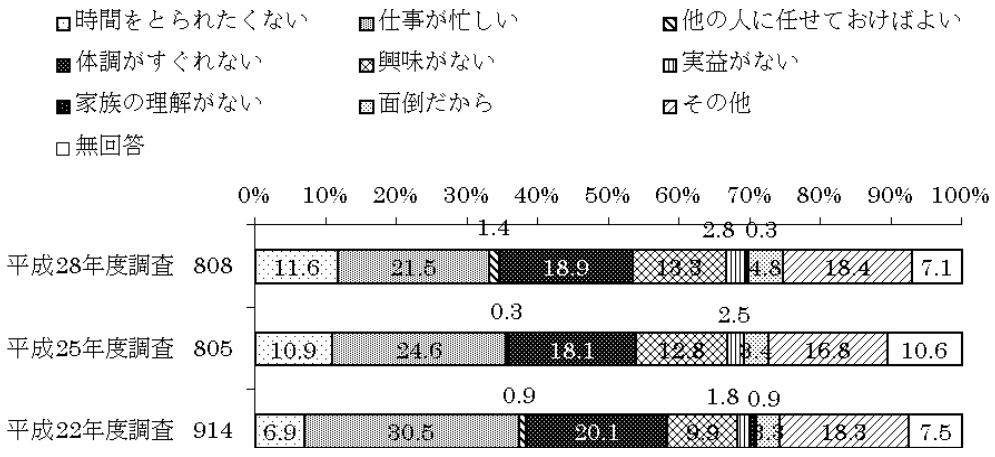

２　安心してサービスを利用できる環境づくり

（１）情報提供の充実

計画策定時の課題

広報紙などによる情報提供を一層充実する必要があります。また、アパートなどの入居者をはじめ、地域のすべての世帯に情報が提供されるようにする必要があります。

さらに、制度の変化が著しい中で、身近な相談機関の周知を徹底するとともに、福祉に関する総合相談窓口を担う総合保健福祉センター「あいあい」において、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実に努める必要があります。

今回の調査から見る現状

得たい福祉に関する情報については、平成 22 年度、平成 25 年度調査の傾向と変わりなく、「福祉サービスの種類」、「福祉サービスの利用方法」と、「福祉サービスの利用に係る費用」がそれぞれ約４割を占めています。

次に、福祉サービスの情報の入手状況については、平成 25 年度調査と比較して変化はありません。平成 22 年度調査と比較し「情報が入手できていない」人がわずかに減少しており、改善されてきています。

また、情報の入手の手段については、「市の広報紙」が約７割を占めています。一方で、「どこで入手すればよいかわからない」人が平成 25 年度調査と比較して 3.3 ポイント増加していることから、情報を市民に提供する際の手段や内容の改善が求められています。

福祉に関して得たい情報

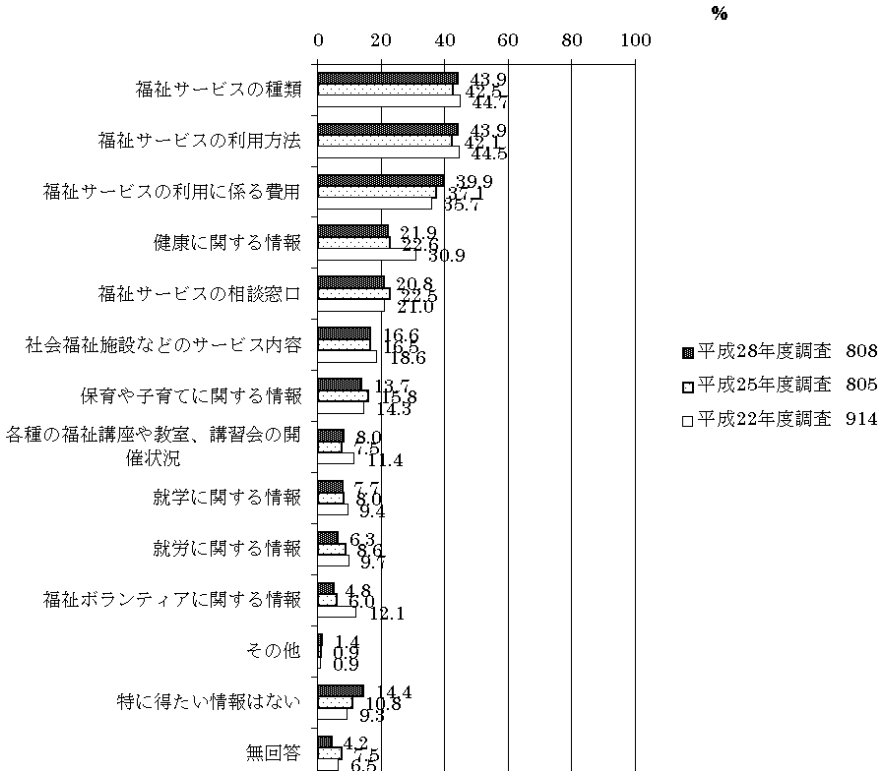

福祉サービスの情報入手経路

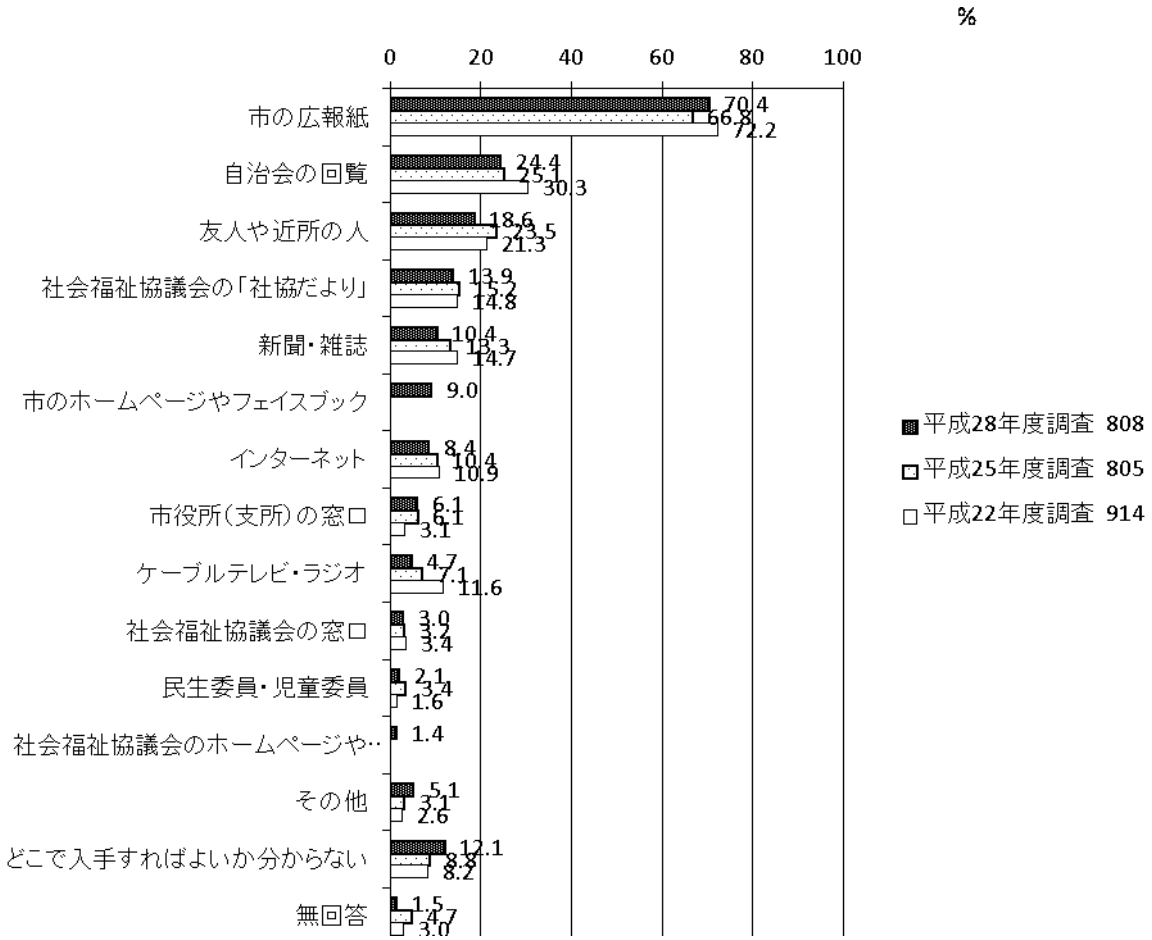

福祉サービス情報の入手の程度

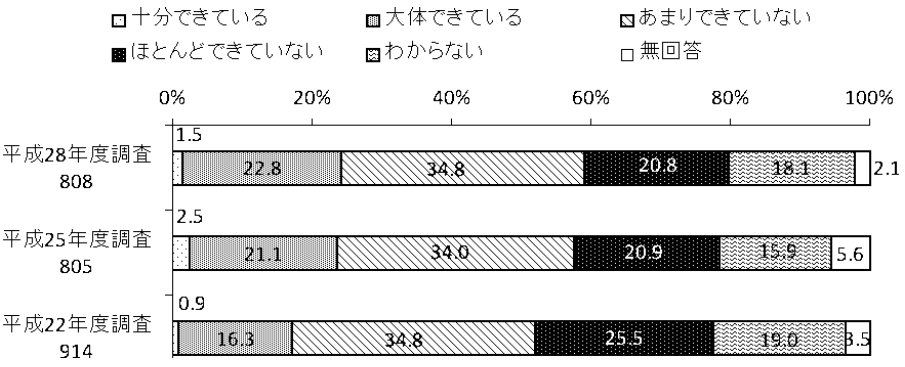

（２）福祉サービスの向上と相談体制の充実

計画策定時の課題

地域においては民生委員・児童委員や福祉委員の役割分担を明確にし、地域住民への周知が必要です。そして、民生委員・児童委員と緊密な連携協力を行うなど行政と地域が一体となった相談体制の充実が求められます。

また、自立生活が困難な人たちへの在宅支援サービスの一層の充実や移動手段の確保、高齢者医療の充実、適切なサービスを利用できるための仕組や環境づくりが必要です。

今回の調査から見る現状

困ったときの相談相手については、全体の傾向は変わっていませんが、「家族・親戚」が８割以上、「知人・友人」が平成 25 年度調査と比べて 5.0 ポイント増加しています。また、「民生委員・児童委員」が 8.9％で平成 25 年度調査と比べて 5.7 ポイント増加しています。これは、民生委員・児童委員の一斉改選が昨年 12 月に実施されたことや、地域での身近な相談相手として市民に認識されてきたことによるものと考えられます。

一方で、「相談していない」が平成 22 年度、平成 25 年度調査に比べてわずかに減少しています。また、相談しない理由について、「信頼できる人・相談できる人がいない」人が２割強、「どこに（誰に）相談したらよいかわからない」人が１割強あることから、一人で悩みを抱え込まないよう地域で支える体制づくりが今後も求められています。

民生委員・児童委員の活動の認知度

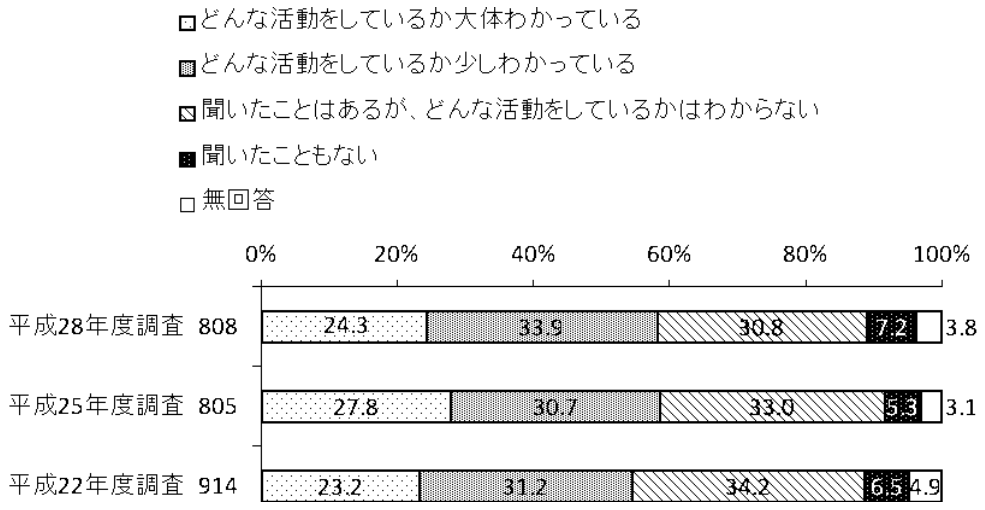

困ったときの相談相手

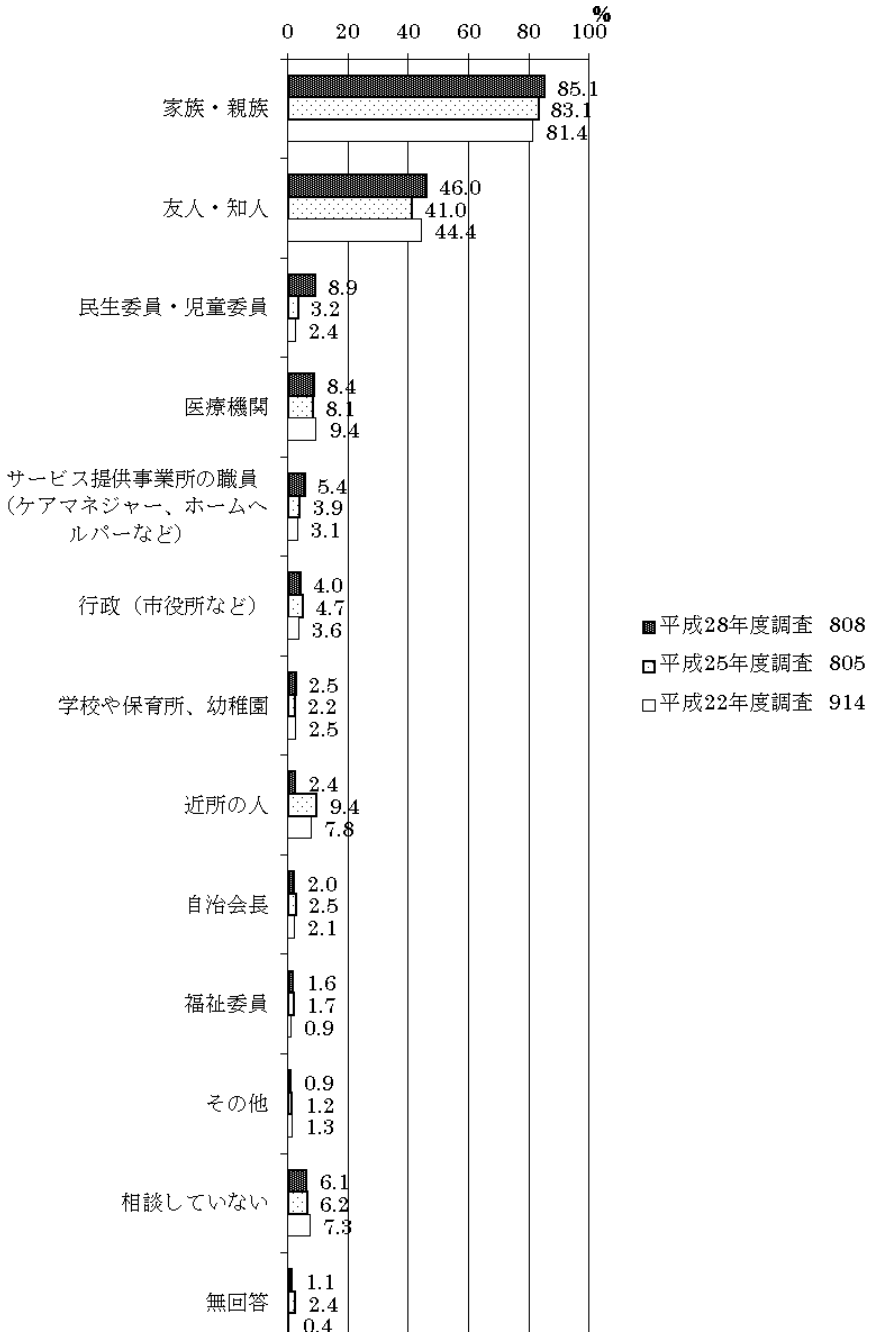
%
0
20
40
60
80
100
家族・親族
85.1
83.1
81.4
友人・知人
46.0
41.0
44.4
民生委員・児童委員
8.9
3.2
2.4
医療機関
8.4
8.1
9.4
サービス提供事業所の職員（ケアマネジャー、ホームヘルパーなど）
5.4
3.9
3.1
行政（市役所など）
4.0
4.7
3.6
学校や保育所、幼稚園
2.5
2.2
2.5
近所の人
2.4
9.4
7.8
自治会長
2.0
2.5
2.1
福祉委員
1.6
1.7
0.9
その他
0.9
1.2
1.3
相談していない
6.1
6.2
7.3
無回答
1.1
2.4
0.4
平成28年度調査　808
平成25年度調査　805
平成22年度調査　914

相談しない理由

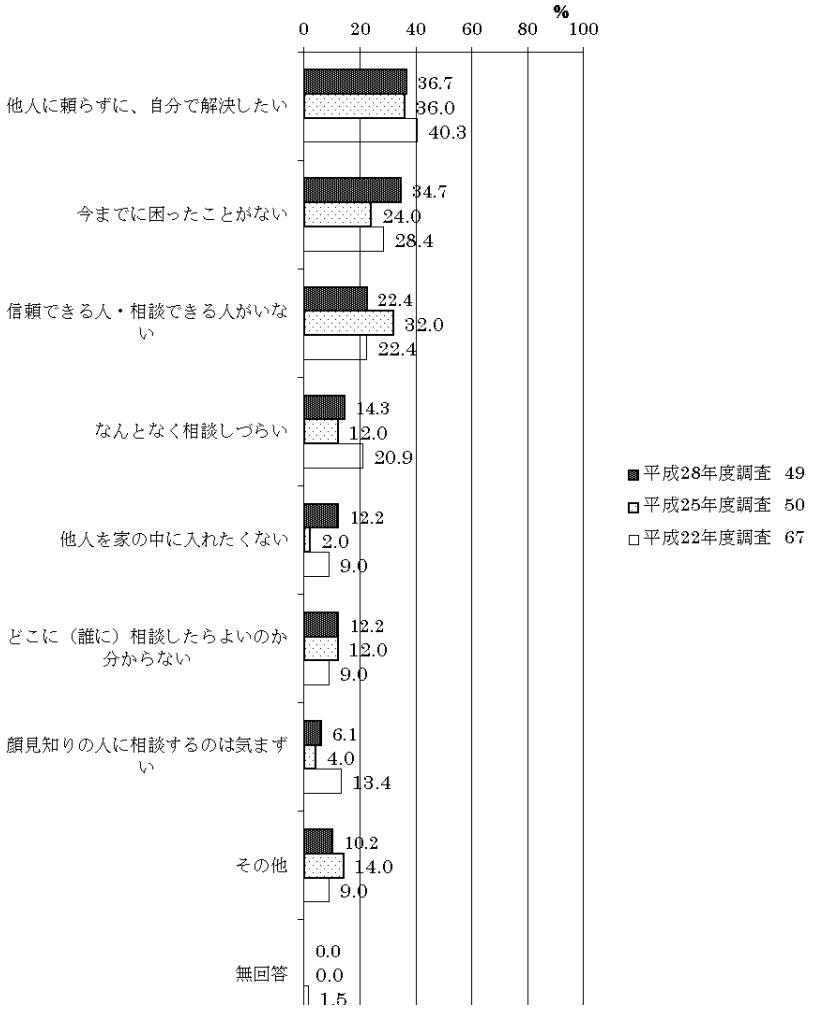
%
0
20
40
60
80
100
他人に頼らずに、自分で解決したい
36.7
36.0
40.3
今までに困ったことがない
34.7
24.0
28.4
信頼できる人・相談できる人がいない
22.4
32.0
22.4
なんとなく相談しづらい
14.3
12.0
20.9
他人を家の中に入れたくない
12.2
2.0
9.0
どこに（誰に）相談したらよいのか分からない
12.2
12.0
9.0
顔見知りの人に相談するのは気まずい
6.1
4.0
13.4
その他
10.2
14.0
9.0
無回答
0.0
0.0
1.5
平成28年度調査 49
平成25年度調査 50
平成22年度調査 67

（３）権利擁護の充実

計画策定時の課題

人権啓発に向けたさまざまな取組を行うとともに、成年後見人制度の助成に取組んでいます。

こうした中で、今後においても、人権尊重に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携により、児童や高齢者などの虐待やＤＶの早期発見などの体制を強化する必要があります。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）などの制度の周知を図るとともに、関係機関との積極的な情報交換を行い権利擁護の普及の促進が必要です。

今回の調査から見る現状

今回、アンケート調査は行っていませんが、亀山市社会福祉協議会で実施の福祉サービスを利用するための手続きの手伝いや金銭管理サービスを通じて、生活を支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を利用している方は大幅に増えて 41 名となっています。今後も利用者の増加が見込めますことから体制を整備していく必要があります。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用状況

	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
利用件数	20	23	31	36	41

３　地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

（１）地域活動の充実

計画策定時の課題

コミュニティ活動への参加を促進するとともに、地域行事などを通じて、交流の機会の充実を図る必要があります。

また、地域活動の盛んな地域をモデル地区として、その活動を他の地域に広めるなど、地域におけるネットワークの強化を図る必要があります。

その中で、地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする地域福祉活動者との連携強化が求められています。

今回の調査から見る現状

地域活動の活動状況については、平成 25 年度調査と比較すると、「活動している」と回答のあった年代ごとの結果では、40 歳代で 15.0 ポイント、50 歳代で 8.0 ポイント、60～64 歳までで 6.3 ポイントがそれぞれ減少しました。

また、地域活動の内容については、「自治会の活動」が平成 25 年度調査と比較して 9.0 ポイント増加する一方で、「地域まちづくり協議会（地区コミュニティ）の活動」が 4.8 ポイント減少しており、これは、昨年５月に地区コミュニティから地域まちづくり協議会に移行したことにより、回答に影響があったことが考えられます。

次に、地域活動の参加状況では、「活動したことはなく、今後も活動しないと思う」人が、平成 25 年度調査と比較し 6.0 ポイント増加し、地域活動の参加に消極的な人が増加しています。

地域活動の参加状況

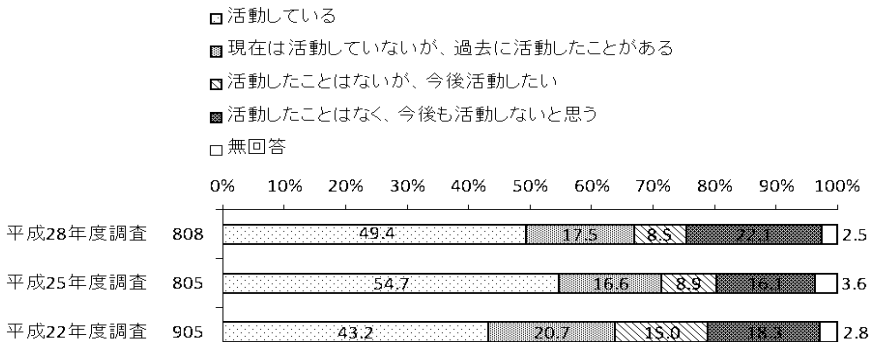

地域活動の参加状況（年齢別）

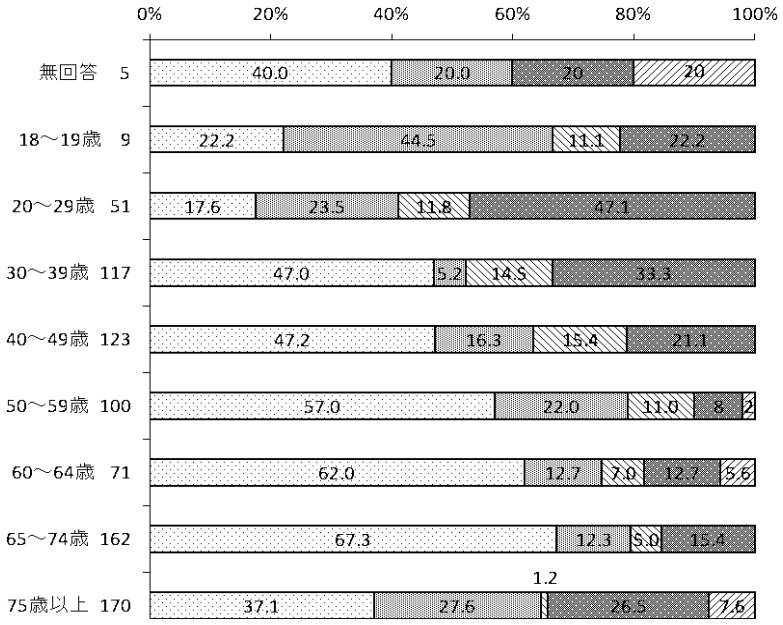

（参考）平成 25 年度調査結果

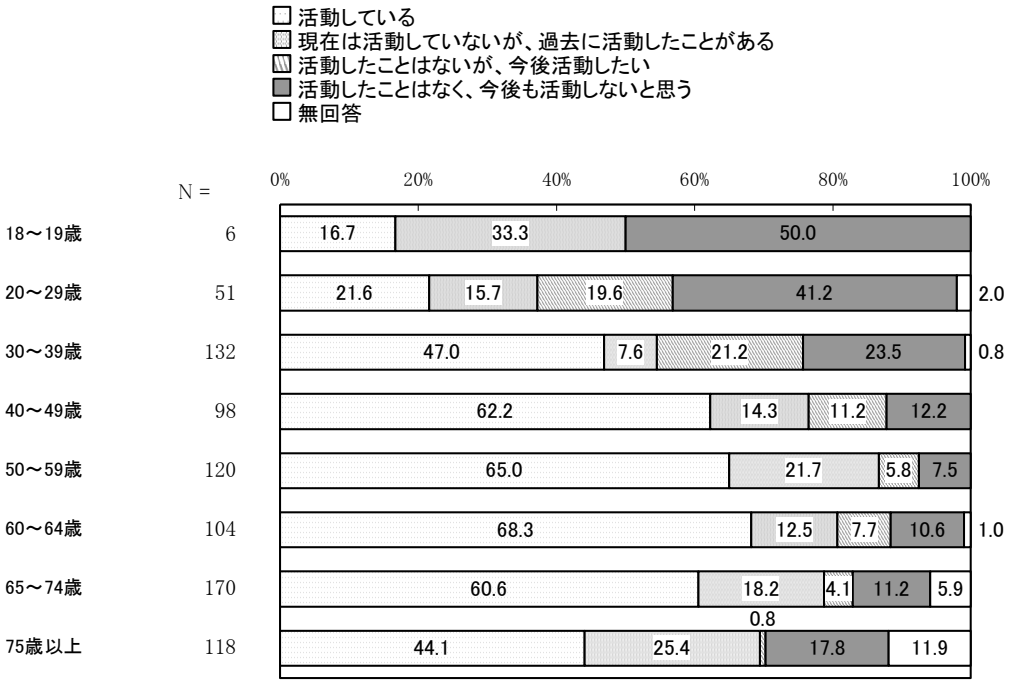

活動内容

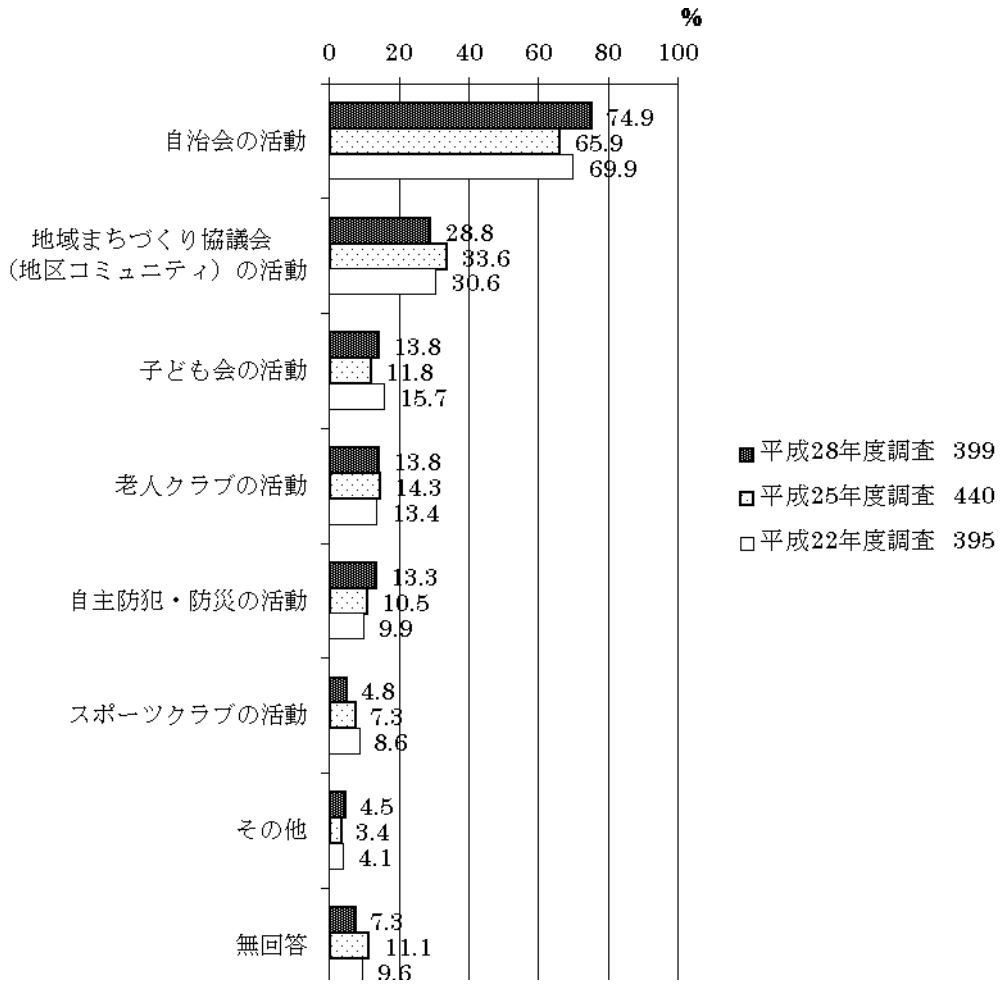

活動していない理由

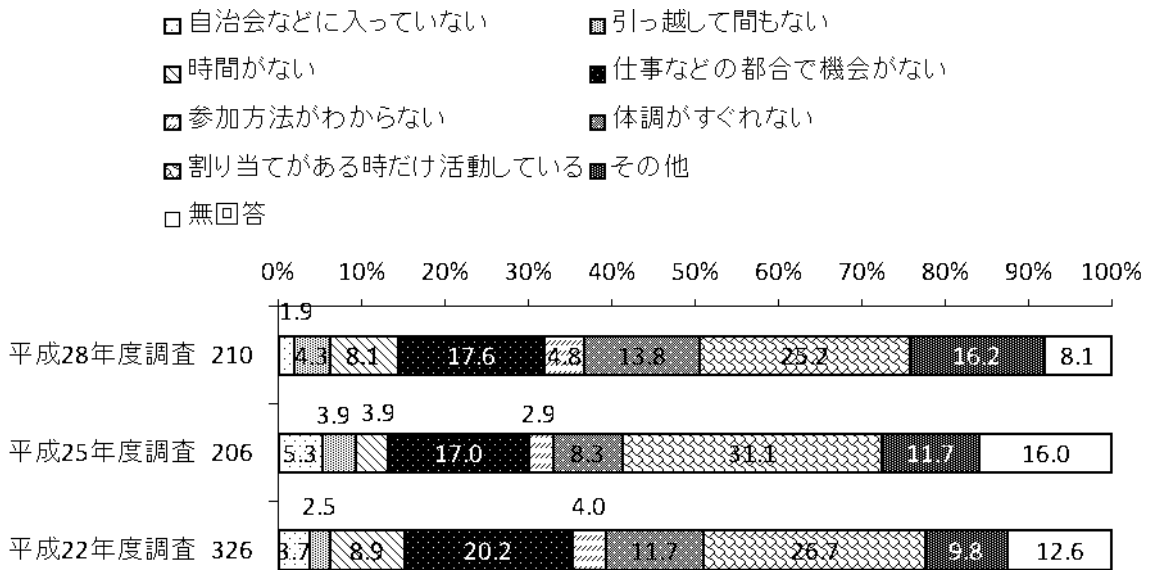

（２）防犯・防災対策の充実

計画策定時の課題

地域で保管する災害時要援護者台帳により、万一の災害発生時に的確に支援を求めている人々を把握することが重要です。また、ひとり暮らし高齢者などの犯罪被害を防止するための取組の充実も必要です。

これらの取組は、地域の住民団体やＮＰＯ、ボランティアの連携により行われ、防災・防犯対策の充実に繋げていく必要があります。

今回の調査から見る現状

災害時の備えとして重要なことについては、全体的な傾向は変化がないものの、東日本大震災や熊本地震の影響もあって「地域の災害時要援護者の把握」が平成 25 年度調査に比べて 4.1 ポイント増となっています。また、被災後の生活で頼りにする人については、「家族・親族」が９割を超え、行政、友人・知人、近所の人が４割を超えています。これらのことから、災害時に地域において、誰が誰を支援するのかを地域で確認していくことや、互助・共助の考えの多様化もみられます。

災害時の備えとして重要なこと

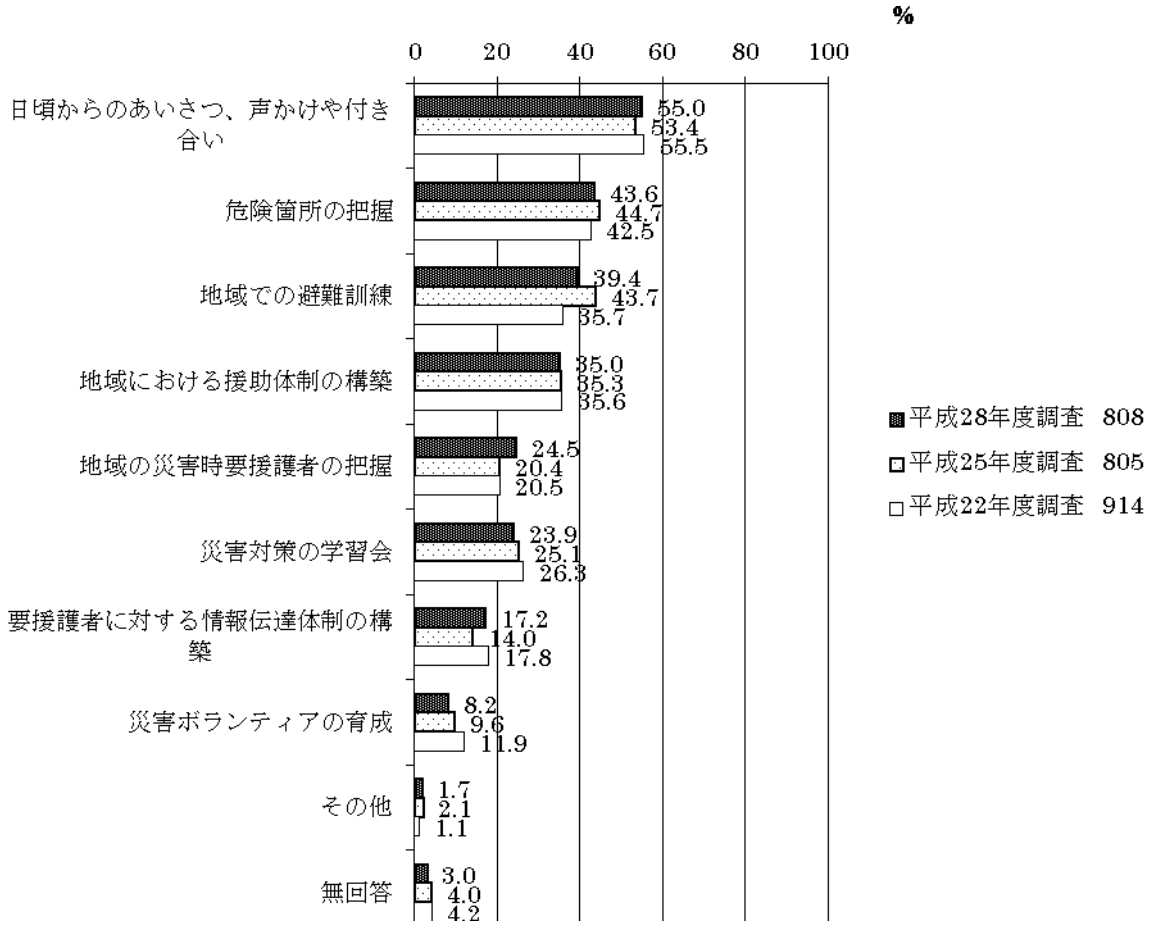

被災後の生活で頼りにする人

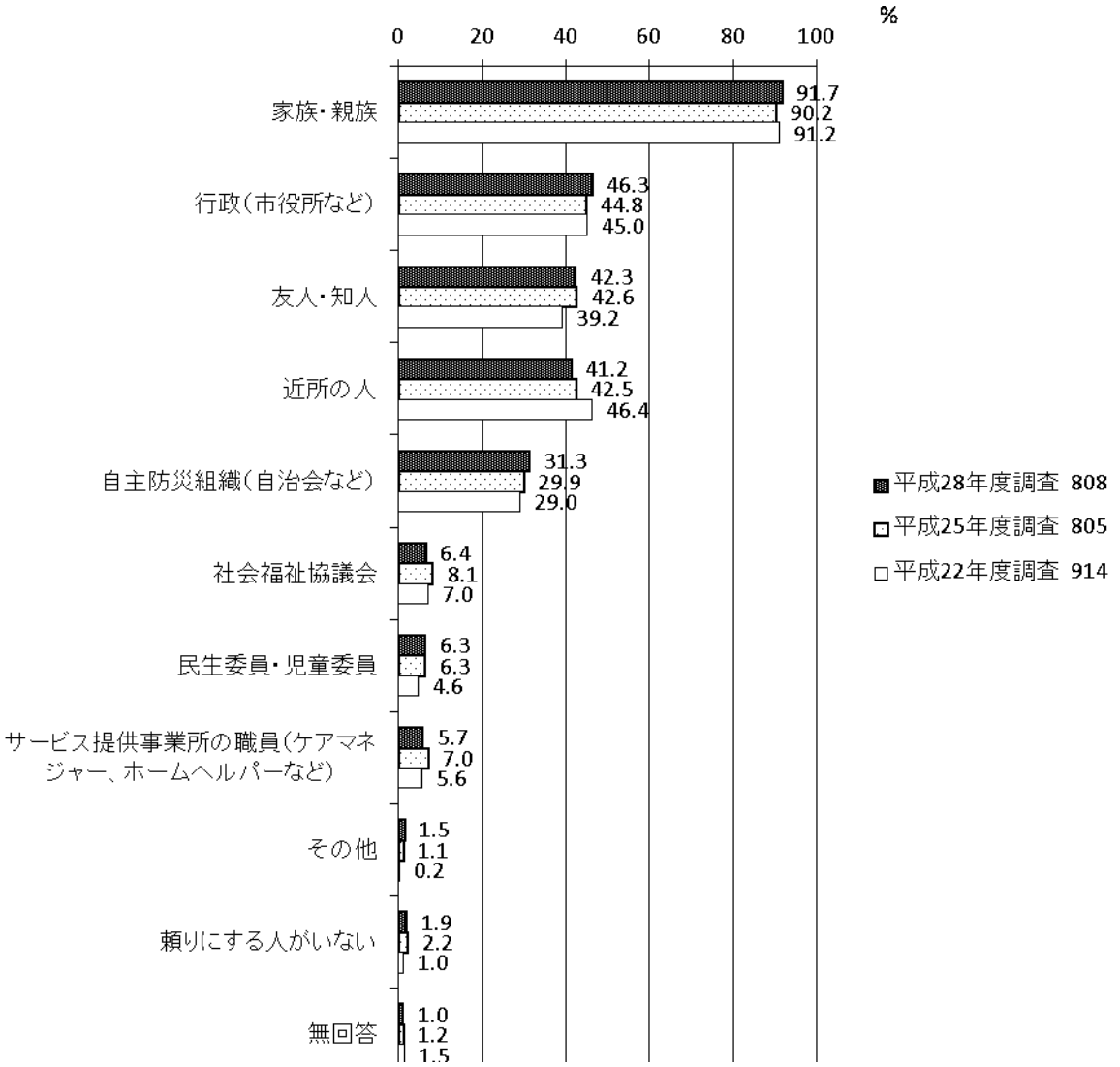

（3）助け合い・支え合い活動の充実

計画策定時の課題

市民交流を今後も一層推進していくとともに、高齢者をはじめ地域住民が生きがいを持って活動できる場を提供する必要があります。また、こうした交流、地域のつながりを基盤に、認知症高齢者や障がいのある人、高齢のひとり暮らし世帯や移動困難者、子育て世帯など、支援を必要とする人を地域で支えていくことが必要です。

子育てに関しては、子育て支援事業が特定の利用者に限られていることが多く、本当に支援を必要としている孤立化した子育て家庭への支援を充実する必要があります。

今回の調査から見る現状

高齢者が社会参加しやすいようにするために、地域として取組むべきことについては、「地域の人の見守りや助け合い」が平成 25 年度調査より 3.2 ポイント増加、「病院や通院などの際の外出支援」が 7.6 ポイントと大幅に増加しました。また障がいのある人の社会参加では、「個性や能力に対する理解」や、「地域の人の見守りや助け合い」が地域で取組むべきこととして優先するべき結果となりました。

また、子育てを考えたときに、地域として取組むべきことは、平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較して大きな変化はなく、「地域の子どもへの見守りと声かけ」や「子ども同士が遊べる機会の充実」が優先される順位の高い結果となりました。また、「学校や学童保育所などとの連携」が、平成 25 年度調査と比較すると 4.3 ポイント増加しました。

高齢者が社会参加しやすいように地域として取組むべきこと

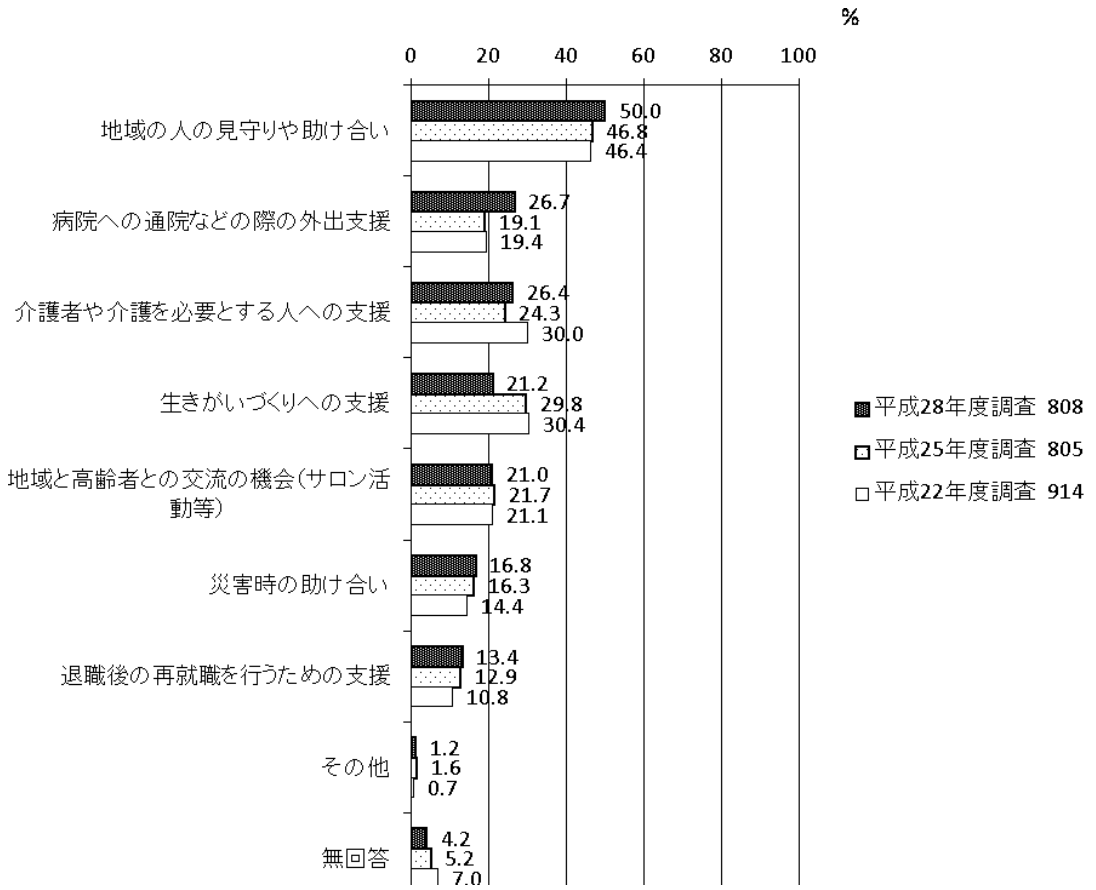

障がいのある人が社会参加しやすいように地域として取組むべきこと

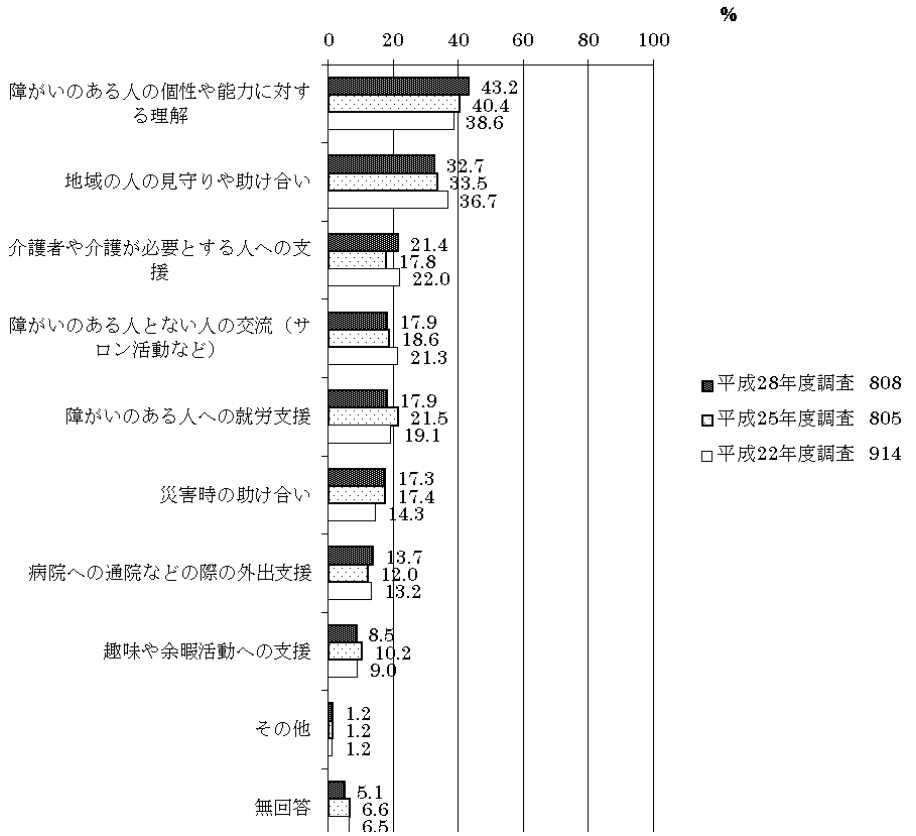

子育てについて地域として取組むべきこと

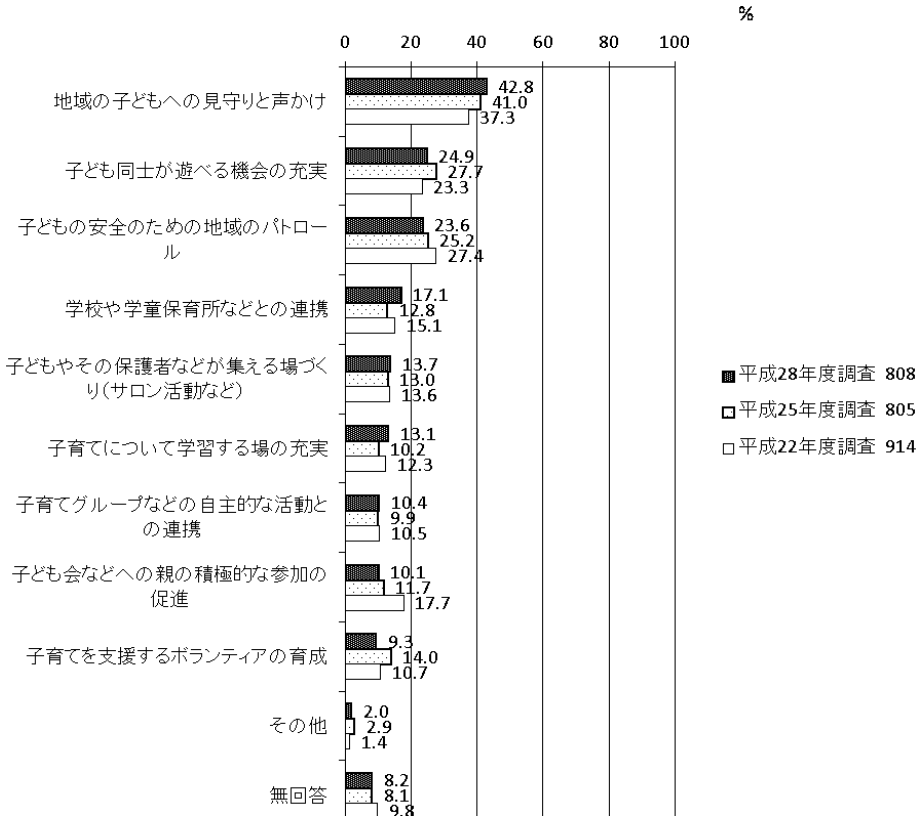

（４）関係機関との連携強化

計画策定時の課題

社会福祉協議会の周知を図るとともに、地域で共に支え合うまちづくりの観点から、住民主体の地域ネットワーク、並びに保健福祉・介護・医療機関ネットワークの一層の強化を図る必要があります。

今回の調査から見る現状

社会福祉活動団体・機関の周知については、「どんな活動をしているか大体わかっている」と「少しわかっている」の回答を加えると、福祉委員は、平成 22 年度の調査結果との比較で 10.7 ポイント増の 42.1%、民生委員・児童委員は 3.5 ポイント増の 58.3%、社会福祉協議会は 5.6 ポイント増の 40.8%の結果となり、それぞれの周知状況については向上してきています。さらに活動内容を市民の皆さんに伝えていく努力が必要となっています。

社会福祉協議会の活動の認知状況

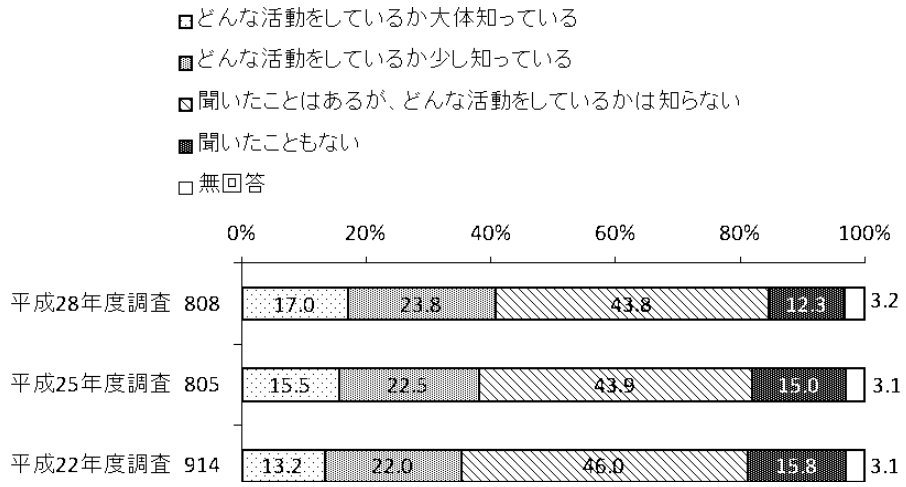

地域福祉の取り組みに関するアンケート項目別、満足度と重要度について（参照 p56～）

満足度においては、平成 22 年度調査と比較すると、すべての項目で上回っています。特に「満足」と「やや満足」を加えた割合が、②健康や生きがいづくりの支援が 10.0 ポイント増え、次いで、①在宅福祉を支えるサービスの充実が 7.1 ポイント、⑥保育所・幼稚園・学校などにおける福祉教育が 7.0 ポイントとそれぞれ増えています。

一方、⑦福祉サービスに関する情報の提供が 3.3 ポイント、⑧気軽に相談できる人・場の充実は 4.6 ポイントの増加にとどまっており、わかりやすい情報の内容や周知の手段の検討や、地域のつながりを大切にした地域福祉の推進に一層努力していく必要があります。

また、重要度について、「重要」と「やや重要」を加えた割合が、平成 22 年度調査と比較してもすべての項目で4.2ポイントから2.2ポイントの増加となっており、大きな差異はみられませんでした。

Ⅱ　取組指標の状況

【基本目標１】地域福祉を支える意識づくり

取組指標	策定時	平成 25 年度	目　標 平成 28 年度 調査実績	評価
健康や生きがいづくりへの支援の満足度	47.0%	53.7%	60%⇒57.0%	○
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	41.6%	45.4%	55%⇒47.6%	○

【基本目標２】安心してサービスを利用できる環境づくり

取組指標	策定時	平成 25 年度	目標 （平成 28 年度） 調査実績	評価
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	7.3%	6.2%	5%⇒6.1%	○
福祉サービスに関する情報提供の満足度	40.3%	44.8%	50%⇒46.1%	○
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	33.2%	36.1%	40%⇒39.7%	○

◎：目標達成、○：改善、×：悪化

○計画策定時の数値と比較すると、すべての項目で目標達成に向けて改善していますが、目標を達成できた項目はありませんでした。

○「健康や生きがいづくりへの支援の満足度」が 10.0 ポイント増と「福祉サービスに関する情報提供の満足度」が 5.8 ポイント増については、地域での健康づくりの取組やサロンの活動の充実により、満足度の向上につながってきていると考えられます。

○次期の計画に向けて、「住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度」、「気軽に相談できる人・場の充実の満足度」の満足度を高めていくために、地域資源を生かしながら住民がお互いに支え合いを行う仕組みを地域へ浸透させるとともに、身近な相談の場・機会の周知を図っていくことが求められます

Ⅲ　アンケート調査結果

１　調査の概要

（１）調査の目的

本市では、公的なサービスはもとより、地域のみなさまの助け合い、支えあいによって、誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会の実現をめざし、「地域福祉計画」を策定しております。これまでの取組み状況を評価し、次期「亀山市地域福祉計画」の策定の基礎資料として、アンケート調査を実施するものです。

（２）調査対象

亀山市在住の 18 歳以上の方から 2,000 人を無作為抽出

（３）調査期間

平成 28 年 12 月 16 日から平成 29 年 1 月 16 日

（４）調査方法

郵送による配布・回収

（５）回収状況

対象	配布数	回答数	有効回答率
市内在住の 18 歳以上の方	2,000 通	808 通	40.4%

（６）調査結果の表示方法

・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

２　調査結果

（１）あなたご自身（ご本人）について

問１　あなたの性別についてお答えください。

「女」の割合が 57.3%、「男」の割合が 42.2%です。

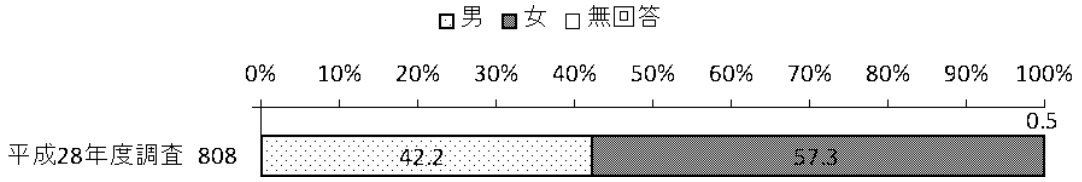

問２　あなたの年齢についてお答えください。（平成 29 年１月１日現在の満年齢）

「75 歳以上」の割合が 21.0%と最も高く、次いで「65～74 歳」の割合が 20.0%、「40～49 歳」の割合が 15.2%です。

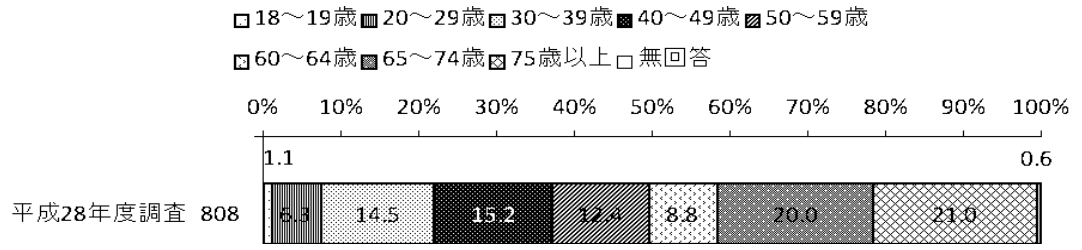

問３　あなたの家族構成についてお答えください。

「親子のみ」の割合が 42.1%と最も高く、次いで「夫婦のみ」の割合が 26.1%、「親子と祖父母（曾祖父母）」の割合が 11.8%です。

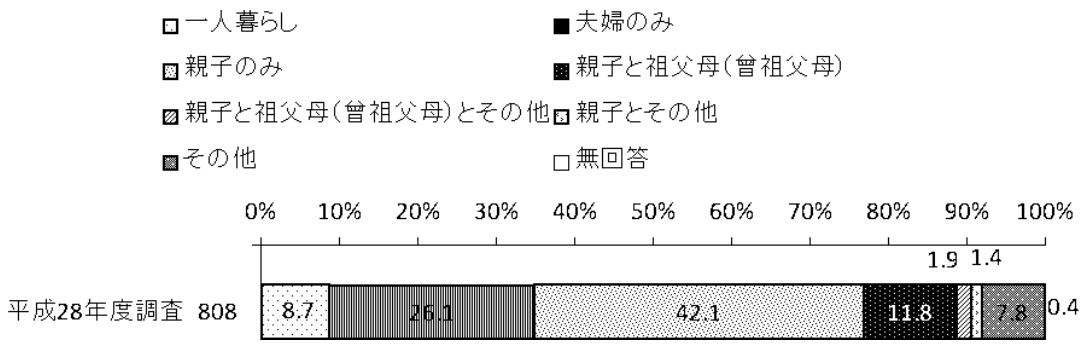

問４　あなたの世帯の状況についてお答えください。

「子育てや介護が必要な世帯に該当しない」の割合が 59.7%と最も高く、次いで「子育てをしている」の割合が 22.9%です。

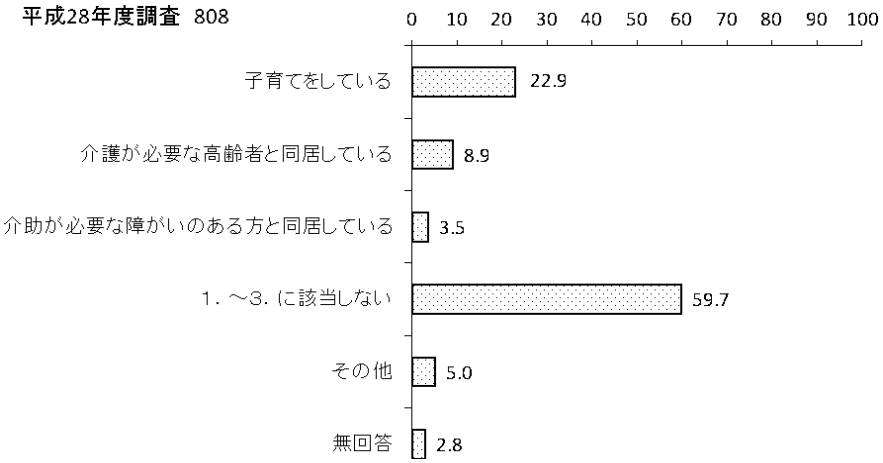

問５　あなたの住んでいる地区（小学校区）はどこですか。

「亀山東小学校区」の割合が 18.4%と最も高く、次いで、「井田川小学校区」の割合が 17.2%「亀山西小学校区」の割合が 13.7%です。

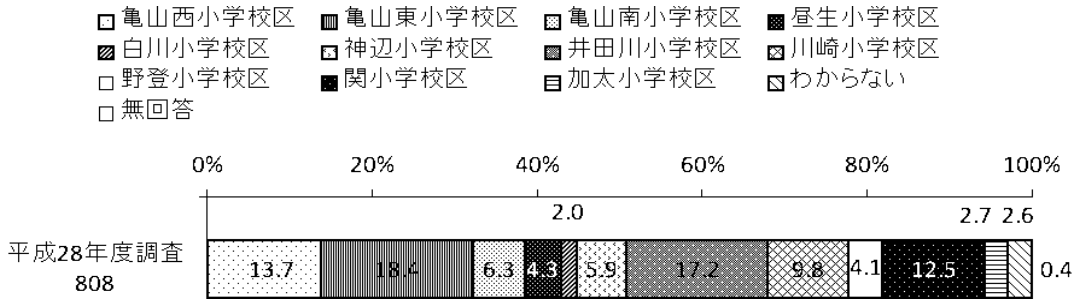

問６　亀山市に何年ぐらいお住まいですか。

「20 年以上（生まれてからずっと)」の割合が 42.7 %と最も高く、次いで「20 年以上（転入して以来)」の割合が 32.7%、「10～19 年」の割合が 10.5%です。

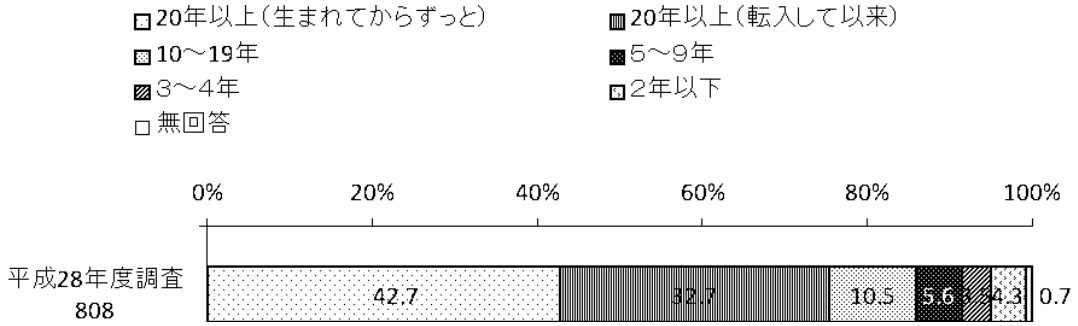

（２）あなたの日常生活のことについて

問７　近隣の人とは、どの程度付き合いをしていますか。

「あいさつはする」の割合が 38.0%と最も高く、次いで「日頃から助け合っている」の割合が 26.7%、「気の合った人とは親しくしている」の割合が 25.4%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、近隣との交流は大きな差異はみられません。

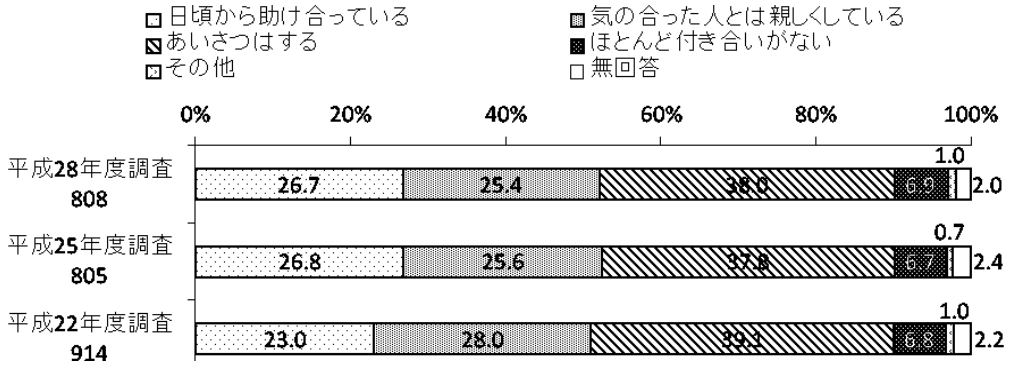

【年齢別】

年齢別でみると、年齢が上がるにつれて「日頃から助け合っている」「気の合った人とは親しくしている」の割合が高くなる傾向があります。

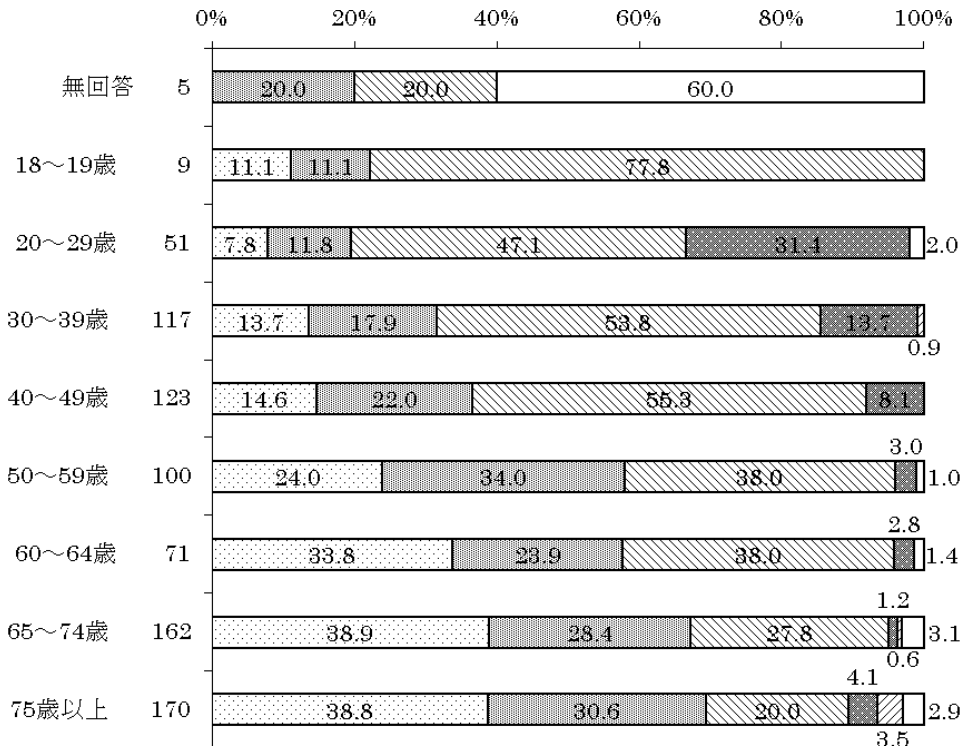

問８　あなたは、現在、地域とのつながりを感じていますか。

地域とのつながりを「感じている」の割合が 49.4%と最も高く、次いで「感じていない」の割合が 19.4%、「今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある」の割合が 17.3%となっています。

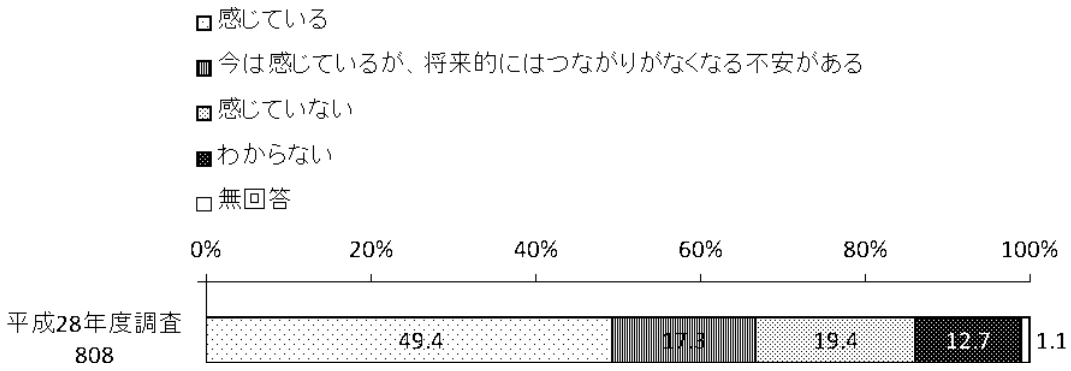

問８で「２．今は感じているが、将来的にはつながりがなくなる不安がある」又は「３．感じていない」と答えた方にお聞きします。

【問８－１】その理由は何ですか。

「家族や親戚が近くにいないから」の割合が 23.2%と最も高く、次いで「人づきあいがなく孤独感を感じるから」の割合が 19.9%、「病気やケガなどの緊急事態に支援してくれる人がいないから」の割合が 14.8%となっています。

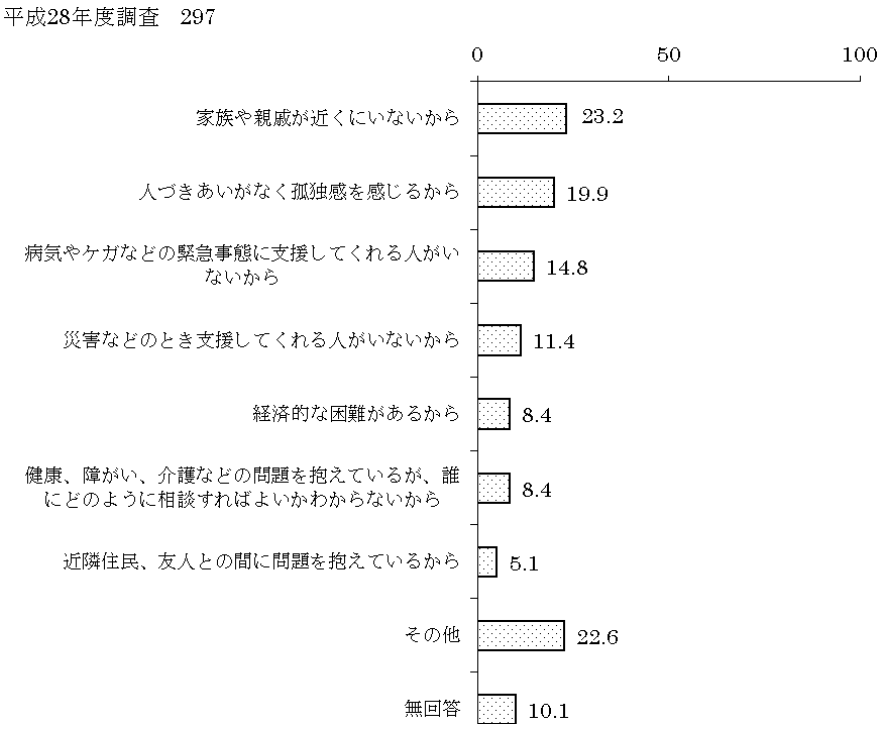

問９　ふだんの暮らしの中で、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。

「自分の健康に関すること」の割合が 45.7%と最も高く、次いで「家族の健康に関すること」の割合が 38.9%、「収入や家計に関すること」の割合が 33.2%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「介護に関すること」や「災害に関すること」の割合が増加しています。

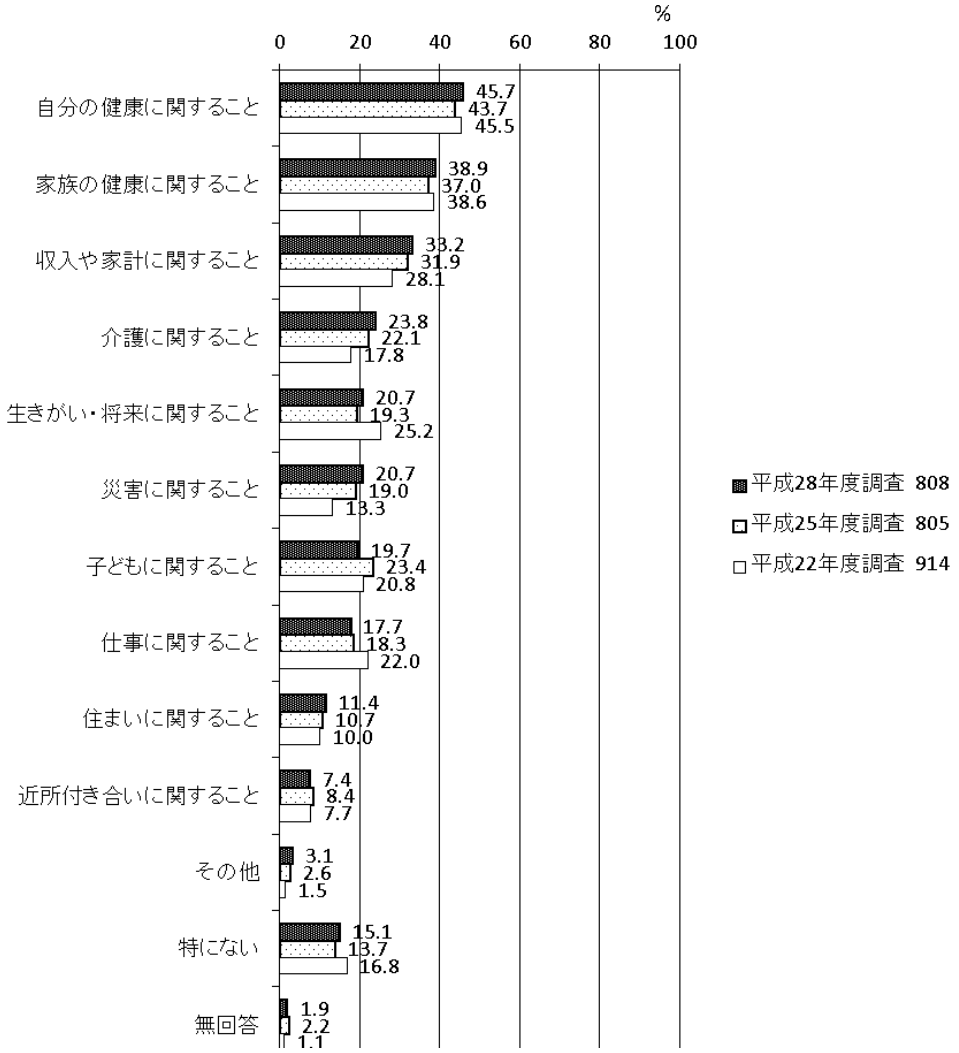

問 10　あなたは悩みや不安、困ったことがあるとき、誰に相談していますか。

「家族・親族」の割合が 85.1%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が 46.0%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査も含め、相談相手は「家族・親族」が圧倒的に多くの回答となっています。

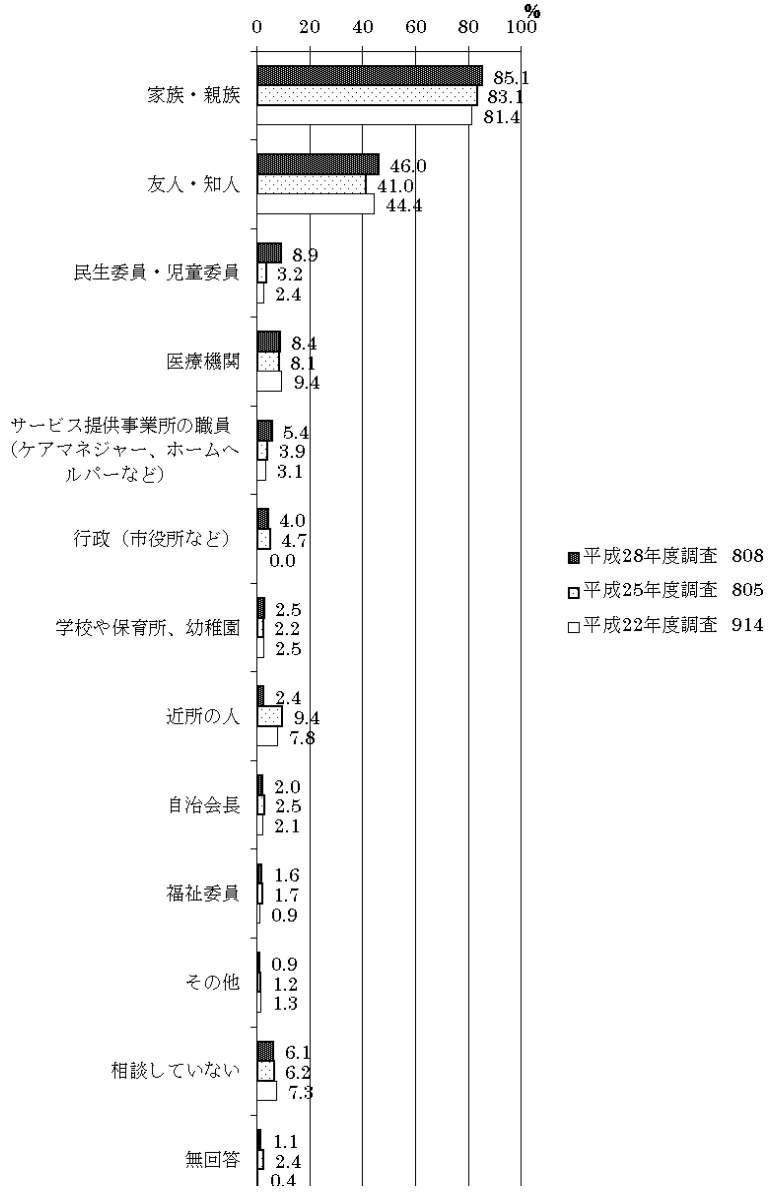

問 10 で「12. 相談していない」と答えた方にお聞きします。

【問 10-１】なぜ、相談していないのですか。

「他人に頼らずに、自分で解決したい」の割合が 36.7%と最も高く、次いで「今までに困ったことがない」の割合が 34.7%、「信頼できる人・相談できる人がいない」の割合が 22.4%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「今までに困ったことがない」「他人を家の中に入れたくない」の割合が増加しています。

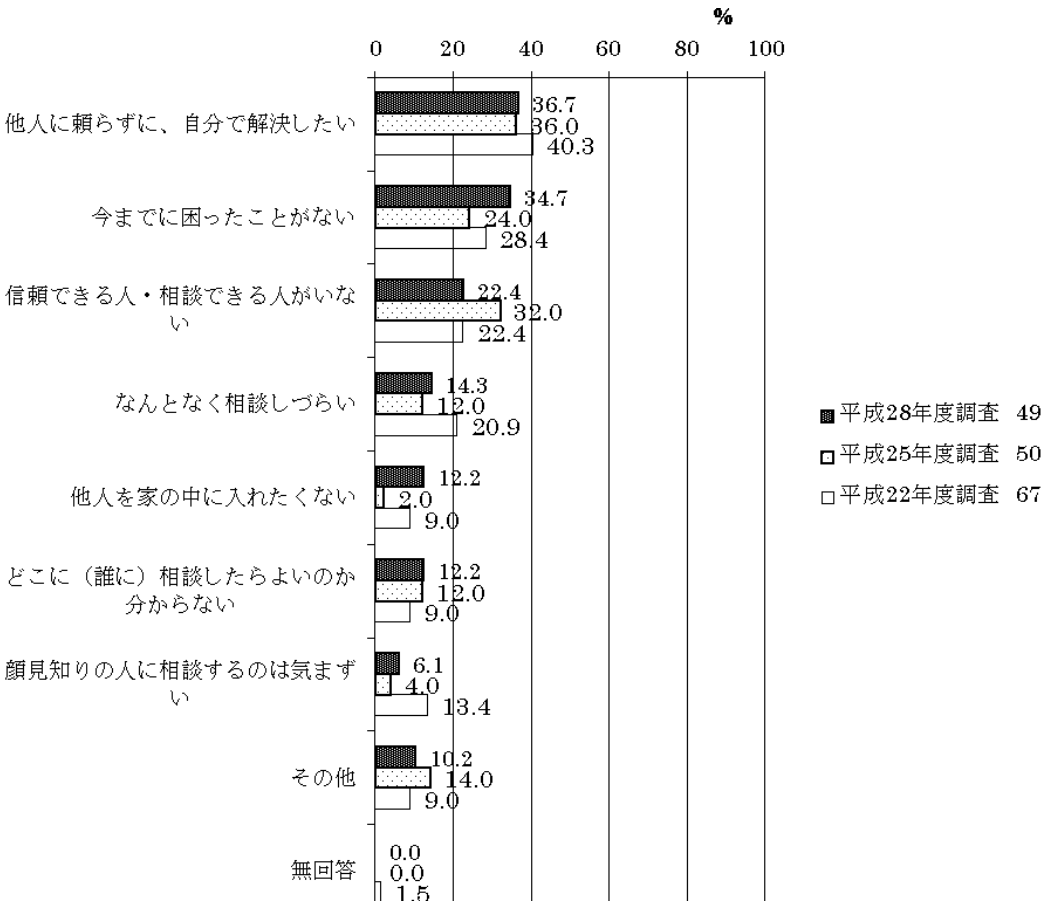

問 11　あなたは福祉に関してどのような情報を得たいですか。

「福祉サービスの種類」と「福祉サービスの利用方法」の割合が 43.9%と最も高く、次いで、「福祉サービスの利用に係る費用」の割合が 39.9%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「福祉ボランティアに関する情報」「健康に関する情報」の割合が減少しています。

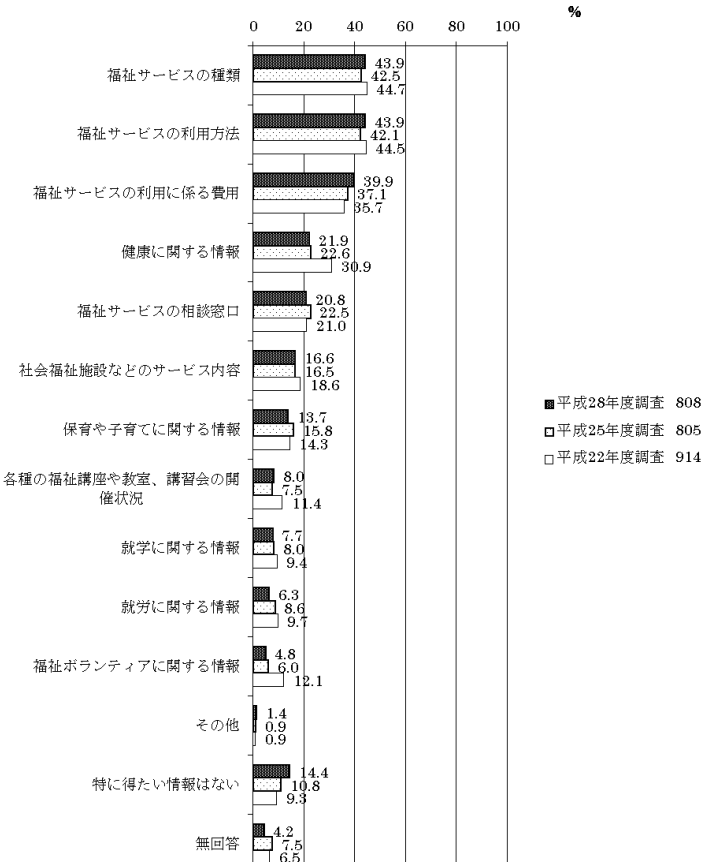

問 12　あなたは、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。

「あまりできていない」の割合が 34.8%と最も高く、次いで「大体できている」の割合が 22.8%、「ほとんどできていない」の割合が 20.8%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、やや情報を入手できる状況が改善されてきている傾向にあります。

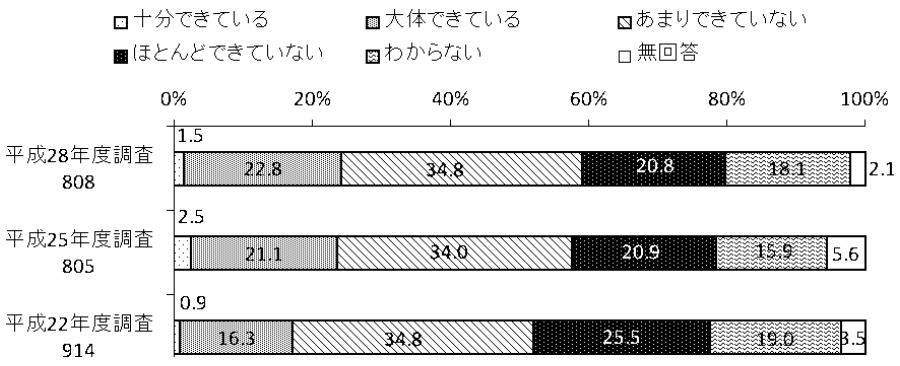

問 13　あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。

「市の広報紙」の割合が 70.4％と最も高く、次いで「自治会の回覧」の割合が 24.4％、「友人や近所の人」の割合が 18.6％となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査結果も含め、情報の入手先は「市の広報紙」の割合が高くなっています。

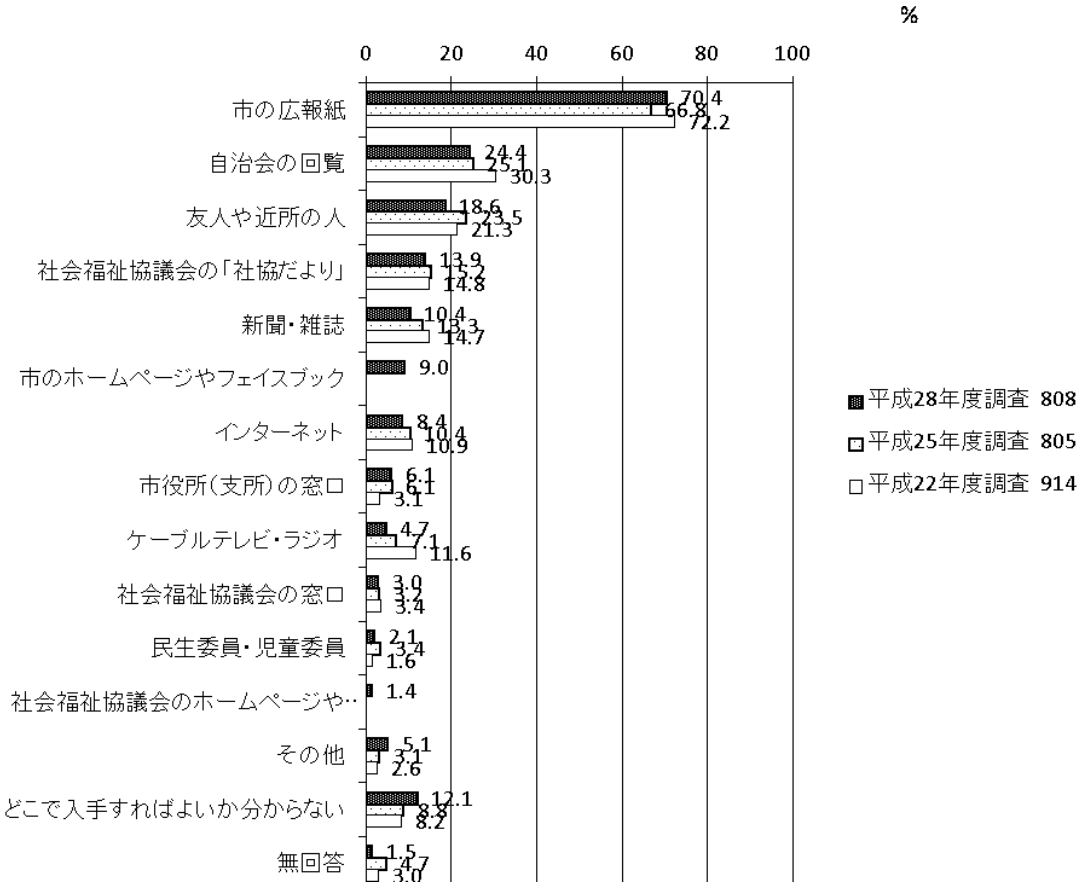

（３）自治会などの地域活動・ボランティア活動について

問 14　あなたは、自治会などの地域活動に参加していますか。

「活動している」の割合が 49.4%と最も高く、次いで「活動したことはなく、今後も活動しないと思う」の割合が 22.1%、「現在は活動していないが、過去に活動したことがある」の割合が 17.5%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「活動したことはなく、今後も活動しないと思う」の割合が増加し、「現在は活動していないが、過去に活動したことがある」の割合と順位が逆転する結果となりました。

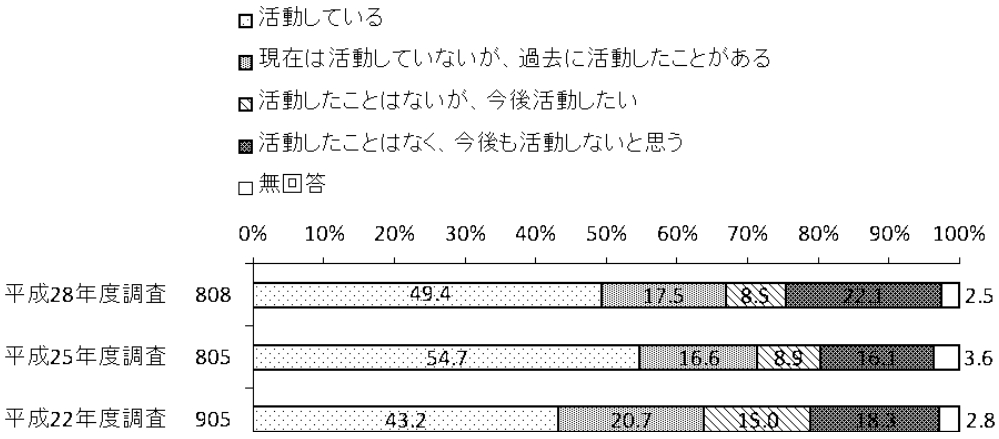

【年齢別】

年齢別でみると、他に比べ、60～74 歳で「活動している」の割合が高く、６割を超えています。

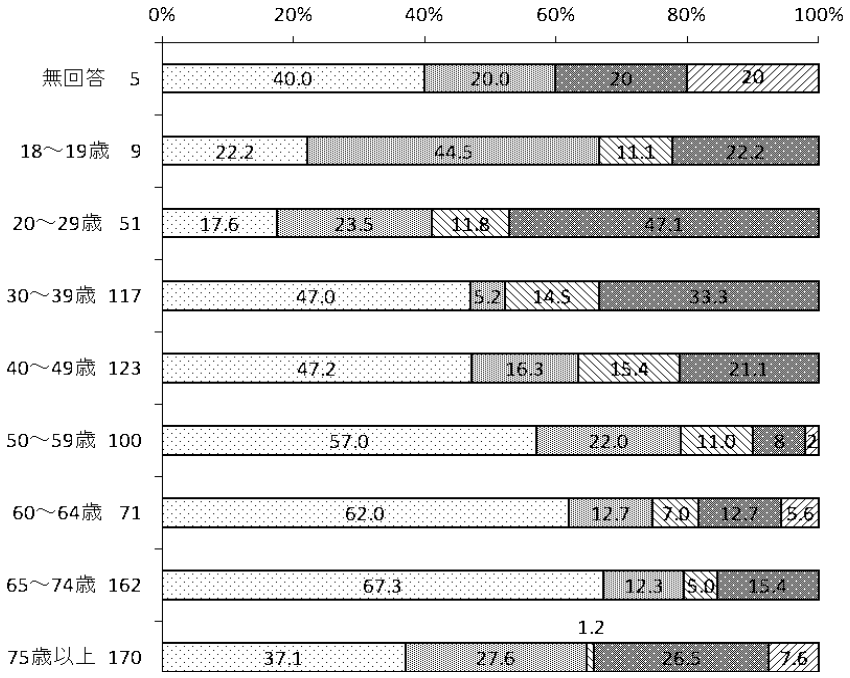

【小学校校区別】

小学校区別にみると、他に比べ、回答数が少ないものの、加太小学校区、白川小学校区で「活動している」の割合が高く、それぞれ、９割、８割を超えています。

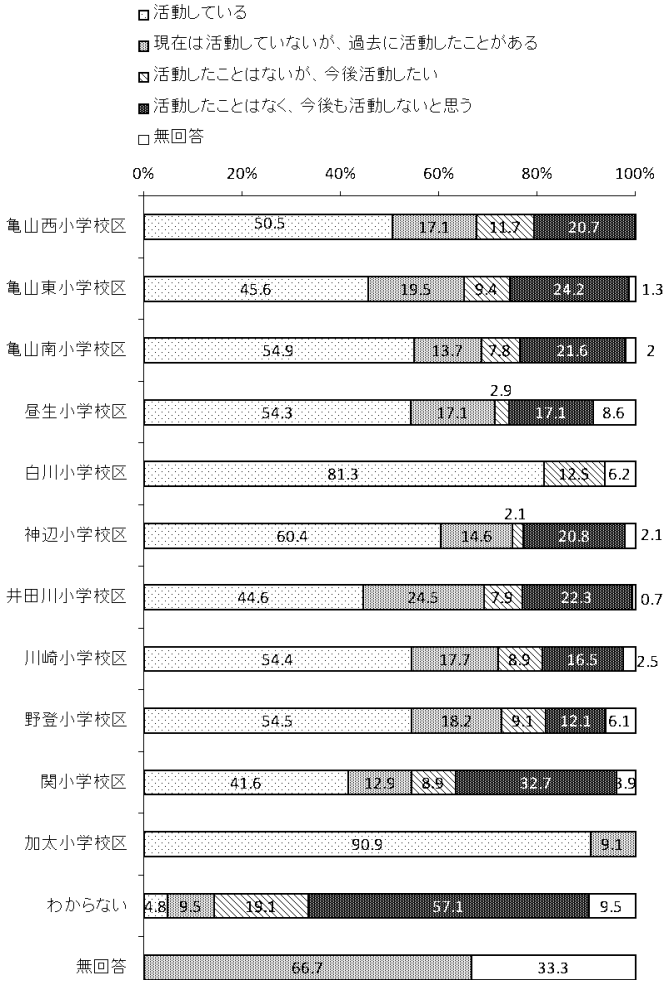

問 14 で「１．活動している」と答えた方にお聞きします。

【問 14-１】どの程度活動をしていますか。

「ときどき活動している」の割合が 39.１％と最も高く、次いで「積極的に活動している」の割合が 32.8％、「誘われた時だけ活動している」の割合が 26.1％となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

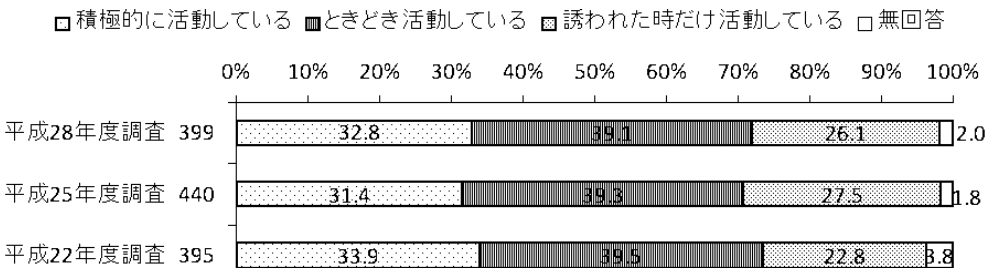

【問 14-２】どのような活動をしていますか。

「自治会の活動」の割合が 74.9%と最も高く、次いで「地域まちづくり協議秋（地区コミュニティ）の活動」の割合が 28.8%、「子ども会の活動」と「老人クラブの活動」の割合が 13.8%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

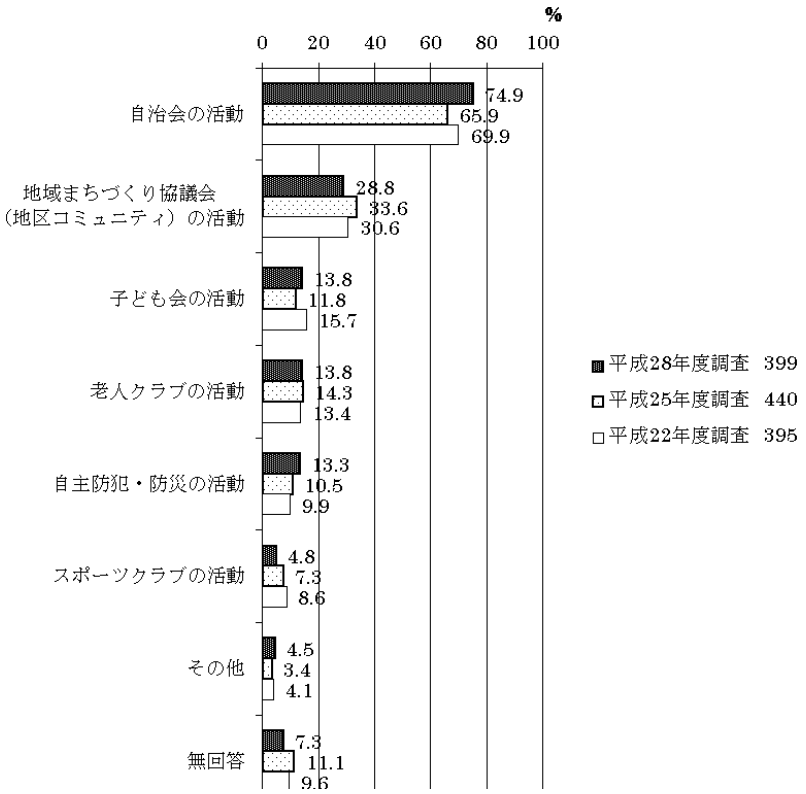

【問 14-３】どのような目的で活動していますか。

「地域をよりよいものにしたい」の割合が 26.1%と最も高く、次いで「隣近所とのふれあいを求めて」の割合が 22.6%、「近所づきあいなどで仕方なく」の割合が 14.3%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

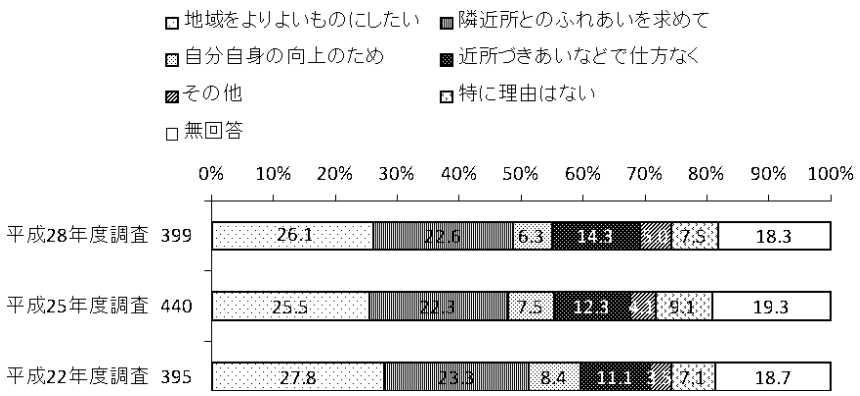

問 14 で「２．現在は活動していないが、過去に活動したことがある」「３．活動したことがないが、今後活動したい」と答えた方にお聞きします。

【問 14-４】現在活動していない理由は何ですか。

「割り当てがある時だけ活動している」の割合が 25.2%と最も高く、次いで「仕事などの都合で機会がない」の割合が 17.6%となっています。

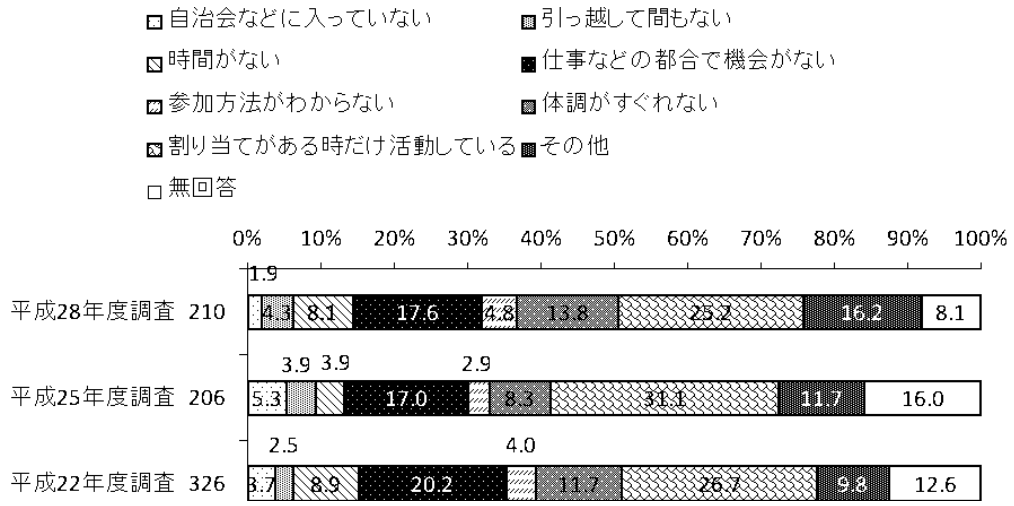

問 14 で「４．活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と答えた方にお聞きします。

【問 14-５】今後も活動しないと思う理由は何ですか。

「面倒だから」の割合が 17.9%と最も高く、次いで「時間をとられたくない」の割合が 15.1%、「自治会などに入っていない」の割合が 13.4%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「面倒だから」の割合が高くなっています。

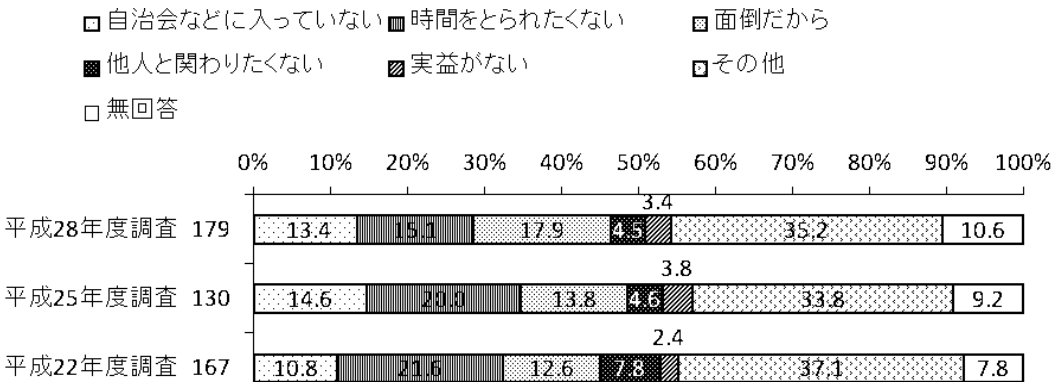

すべての方がお答えください。

問 15　あなたはボランティア活動をしていますか。

「活動したことはなく、今後も活動しないと思う」の割合が 43.8%と最も高く、次いで「活動したことはないが、今後活動したい」の割合が 21.0%、「現在は活動していないが、過去に活動したことがある」の割合が 16.4%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、ボランティア活動に消極的な人が増加している傾向にあります。

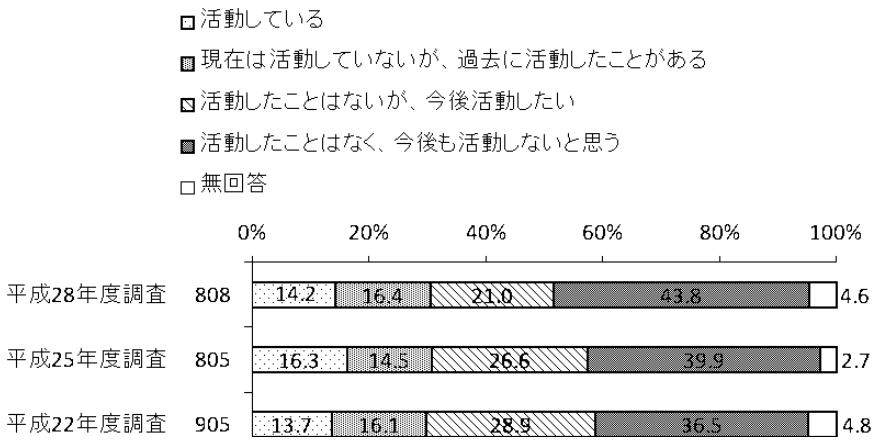

【年齢別】

年齢別にみると、平成 25 年度調査と比較し「活動している」の割合が、60～64 歳が減少している一方で、65～74 歳で高く、３割を超えています。

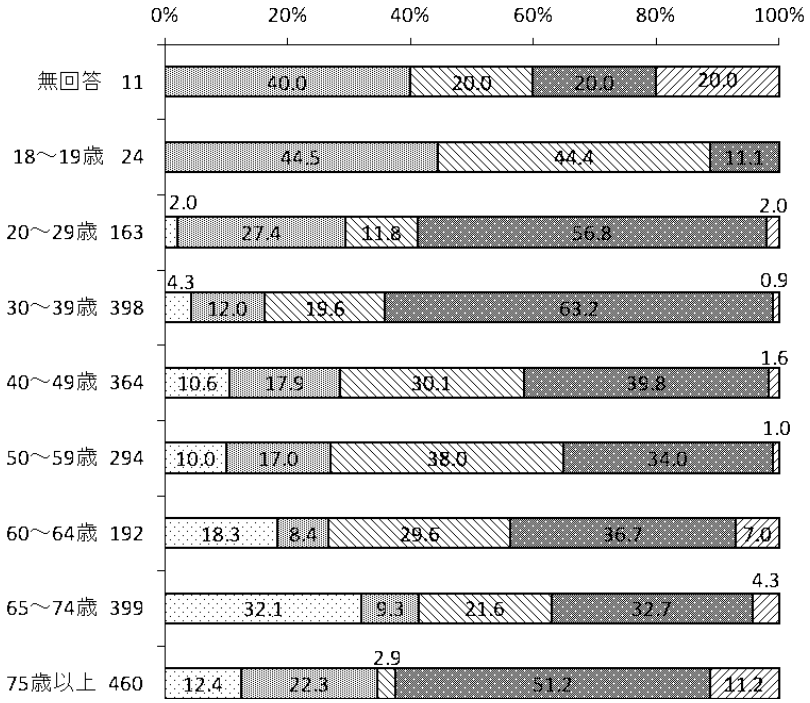

【小学校区別】

小学校区別にみると、他に比べ、回答数は少ないものの、加太小学校区で「活動している」の割合が高く、４割を超えています。

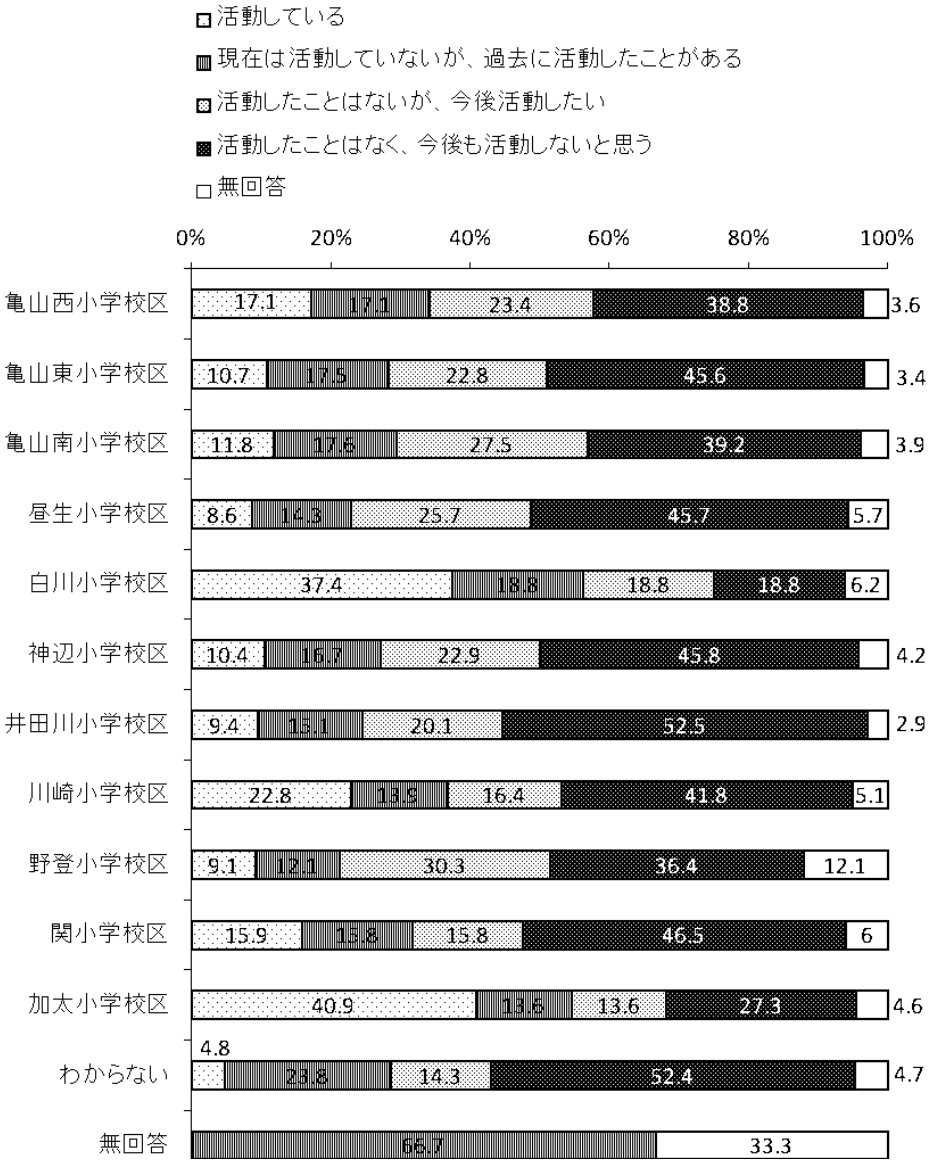

問 15 で「１．活動している」「２．現在は活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた方にお聞きします。

【問 15-１】どのようなボランティア活動をしていますか。（していましたか。）

「まちづくりに関わる活動」の割合が 28.3%と最も多く、次いで「高齢者に関わる活動」の割合が 27.1%、「子育てや児童に関わる活動」の割合が 26.7%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「まちづくりに関わる活動」の割合が増加しています。

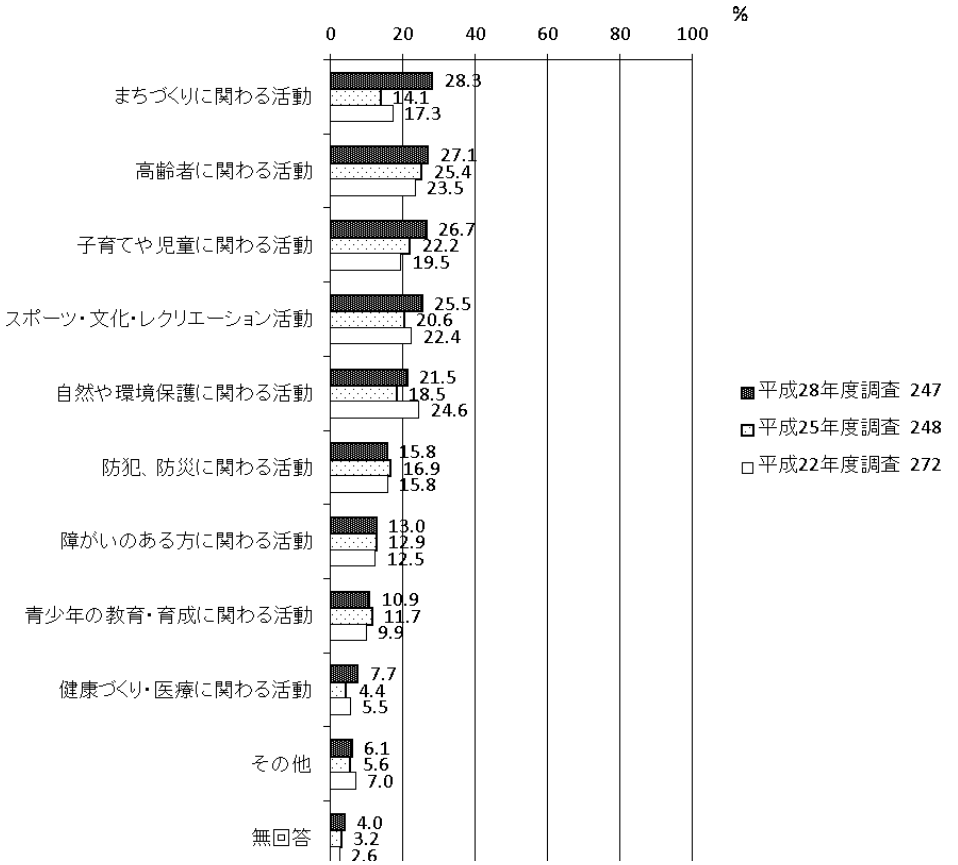

【問 15-２】ボランティア活動をはじめた主なきっかけは何ですか。

「友人・知人に誘われて」の割合が 18.2%と最も高く、次いで「必要に迫られて」の割合が 10.5%、「生きがいを求めて」の割合が 10.１%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「必要に迫られて」の割合が増加しています。

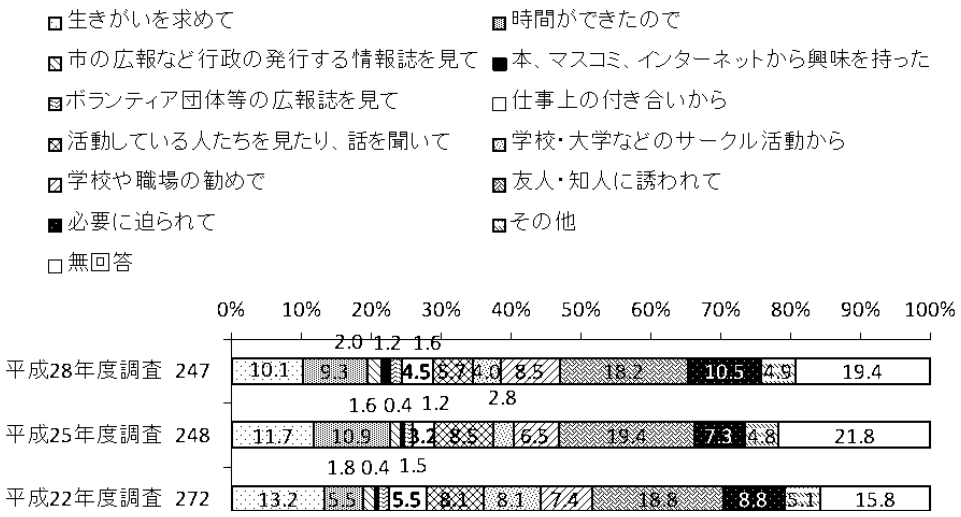

問 15 で「３．活動したことはないが、今後活動したい」と答えた方にもお聞きします。

【問 15-３】今後、どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。

「特に決めていないが、何か社会貢献がしたい」の割合が 31.2%と最も高く、次いで「自然や環境保護に関わる活動」の割合が 11.2%、「子育てや児童に関わる活動」の割合が 9.4%となっています。

１つの項目を選択する条件にも関わらず、複数回答のため無効となった回答が 20.6%となっています。

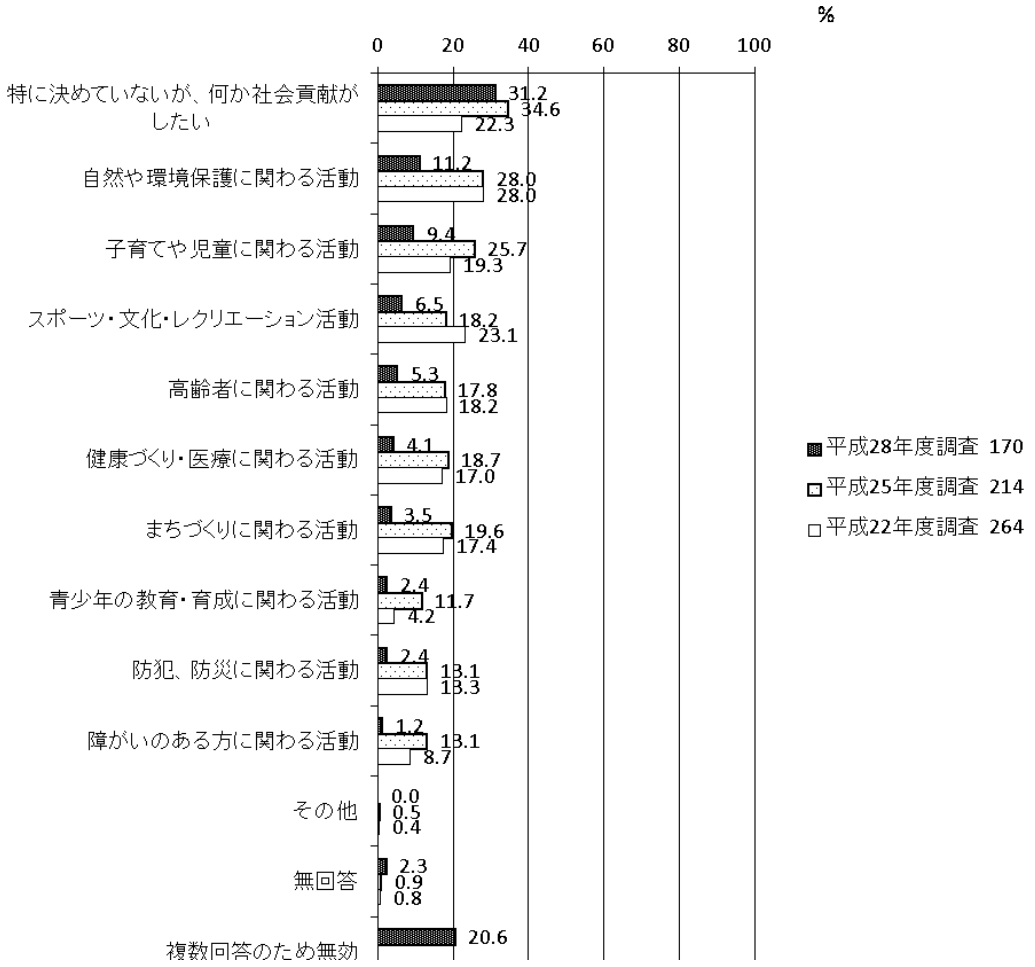

問 15 で「４．活動したことはなく、今後も活動しないと思う」と答えた方にお聞きします。
【問 15-４】活動しない主な理由は何ですか。

「仕事が忙しい」の割合が 21.5%と最も高く、次いで「体調がすぐれない」の割合が 18.9%、「興味がない」の割合が 13.3%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

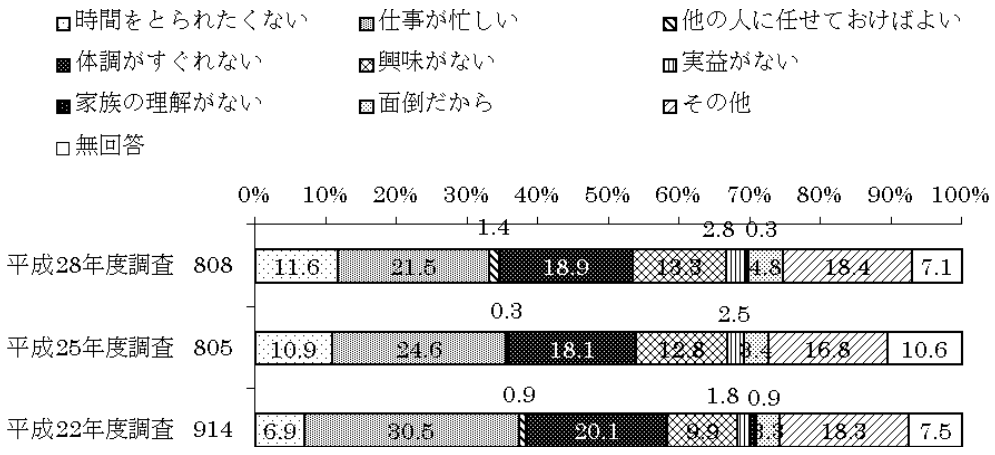

すべての方がお答えください。

問 16　地域の中でボランティア活動をすすめていく上で、必要な条件はどのようなことだとお考えですか。

「自分が健康であること」の割合が 65.2%と最も高く、次いで「時間的、経済的にゆとりがあること」の割合が 63.9%、「共に活動する仲間や友人がいること」の割合が 30,9%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「自分が健康であること」と「時間的、経済的にゆとりがあること」が、何れも６割を超えています。

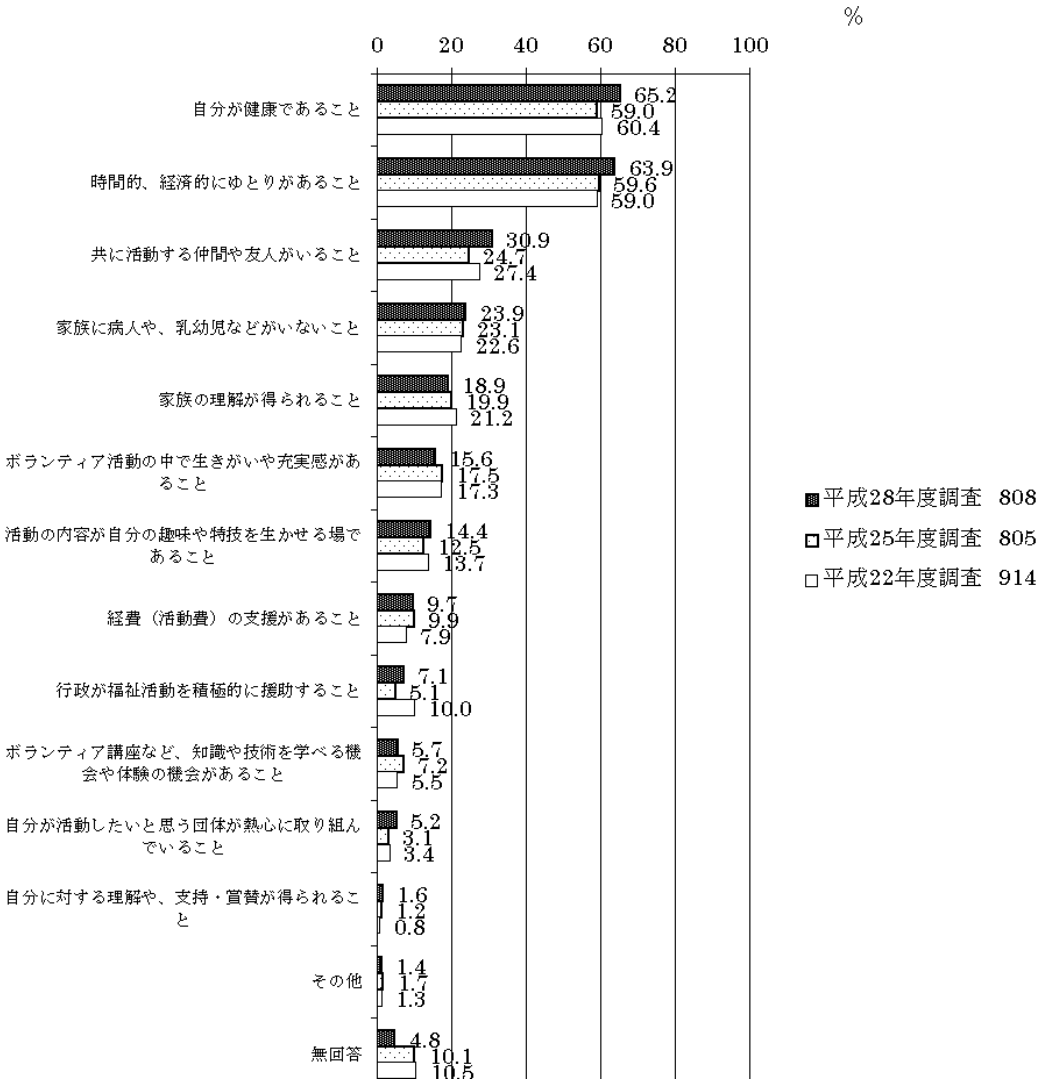

（４）災害時における助け合いについて

問 17　東海地震や東南海地震等の発生が予測される中で、災害時における地域の助け合いは、非常に重要なことです。あなたの住む地域における災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」の割合が 55.0％と最も高く、次いで、「危険個所の把握」の割合が 43.6％、「地域での避難訓練」の割合が 39.4％となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「地域の災害時要援護者の把握」の割合が増加しています。

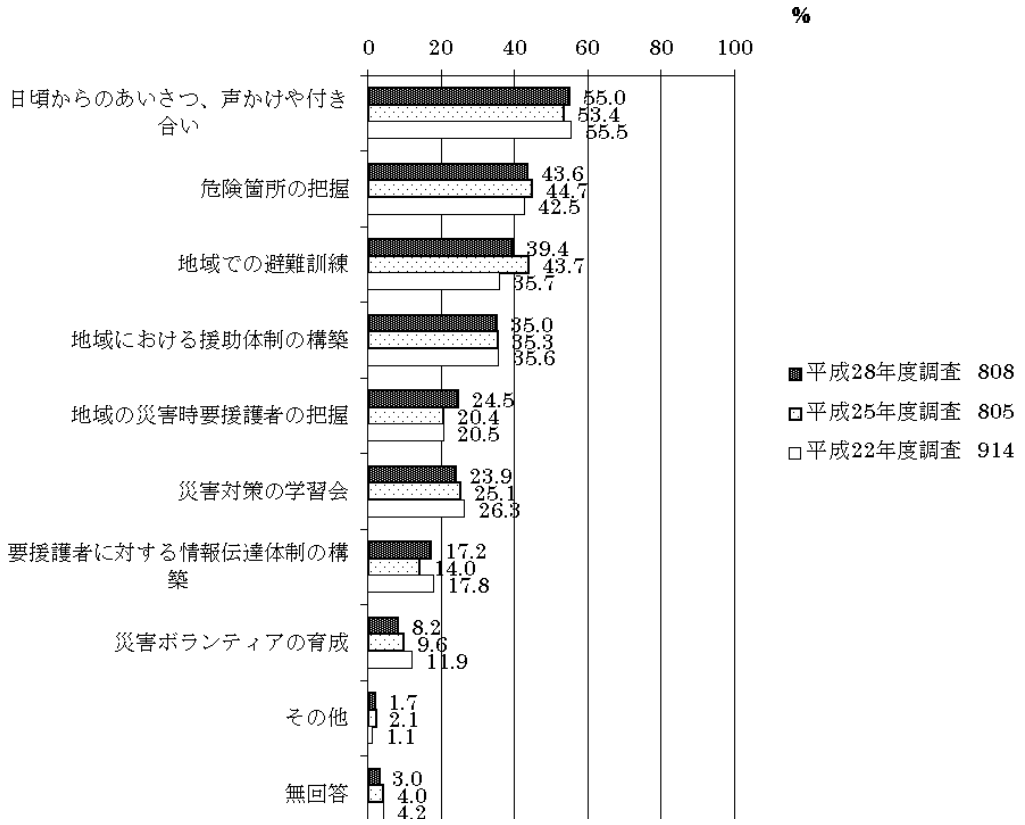

問 18　被災後の生活において、あなたは誰を頼りにしますか。

「家族・親族」の割合が 91.7%と最も高く、次いで「行政（市役所など）」の割合が 46.3%、「友人・知人」の割合が 42.3%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

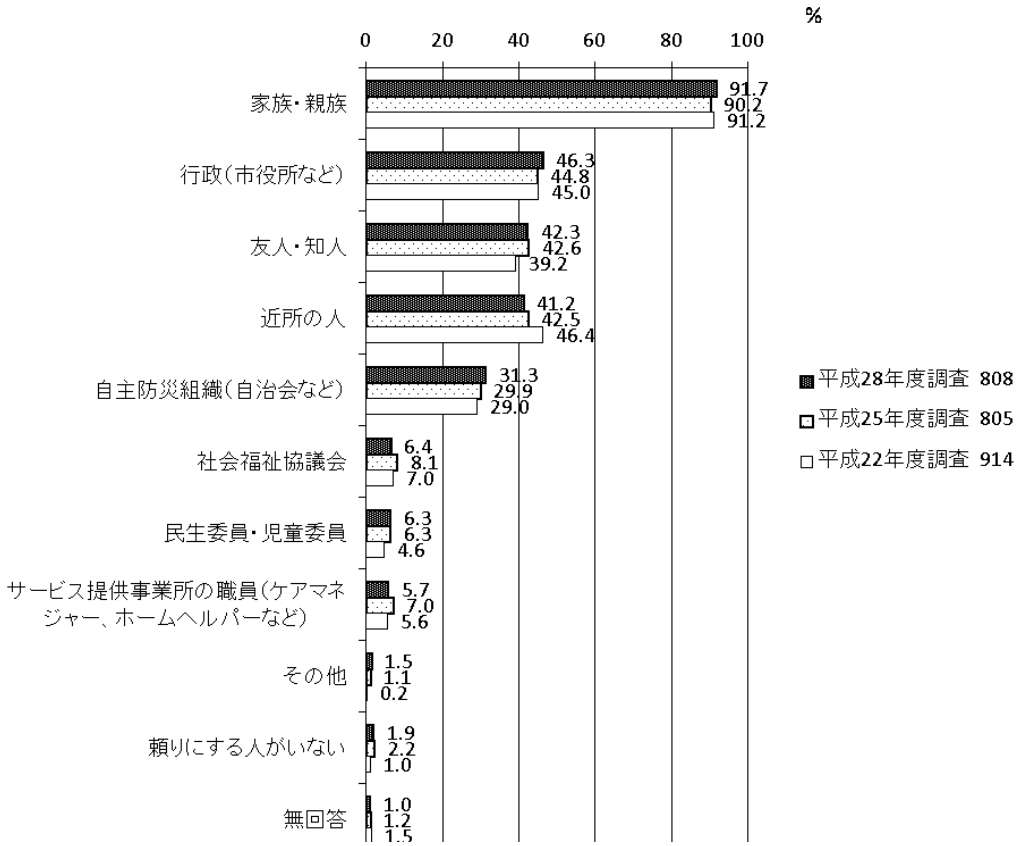

（５）福祉教育について

問 19　学校の中で福祉教育を取り入れるにあたり、どのような活動が有効だと思いますか。

（新規設問）

「高齢者や障がい者（児）等の交流」の割合が 46.5%と最も高く、次いで「通学路のゴミ拾い」の割合が 33.5%、「福祉施設の見学」の割合が 32.1%となっています。

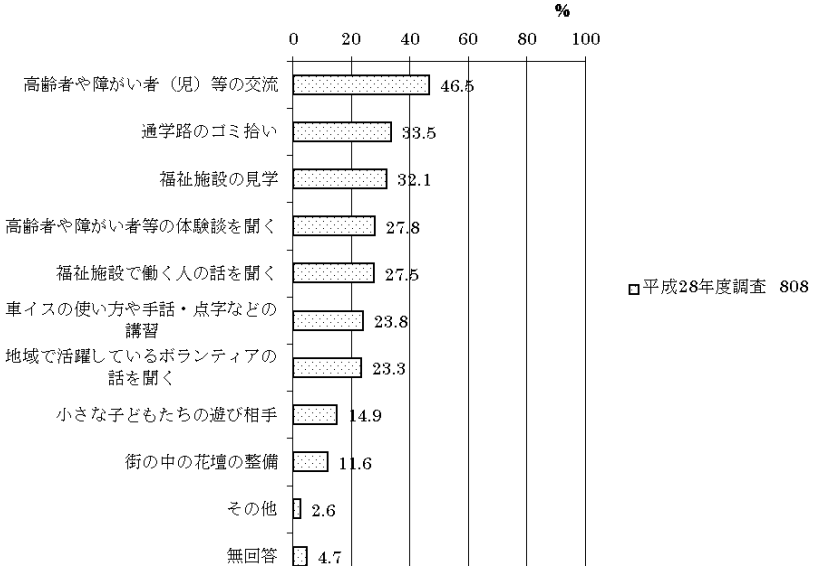

問 20　子どもたちの福祉の心を育てるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。

「できるだけたくさんの体験活動を学校で行う」の割合が 49.4%と最も高く、次いで「自治会などが行う活動に、子どもたちを積極的に参加させる」の割合が 41.0%、「学校でひとつの活動を継続的に行う」の割合が 26.1%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「親が家庭で福祉について子どもと話し合う」の割合が減少しています。

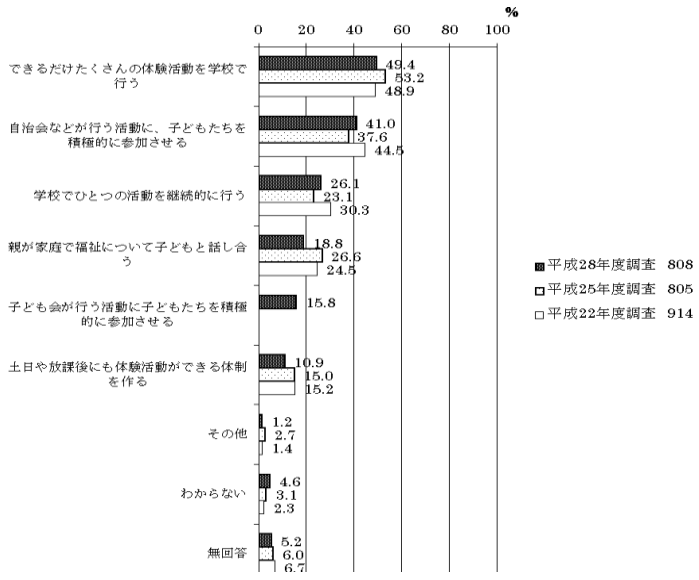

（６）地域の課題について

問 21　あなたは、地域での助け合いや支え合いの活動について、どのようにお考えですか。

「困っているときはお互いさまだから、活発にしたい」の割合が 59.0％と最も高く、次いで「参加したいとは思うが、困っている人にどの程度までかかわればよいのかわからない」の割合が 41.3％、「公的なサービスを充実すべき」の割合が 40.6％となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はありません。

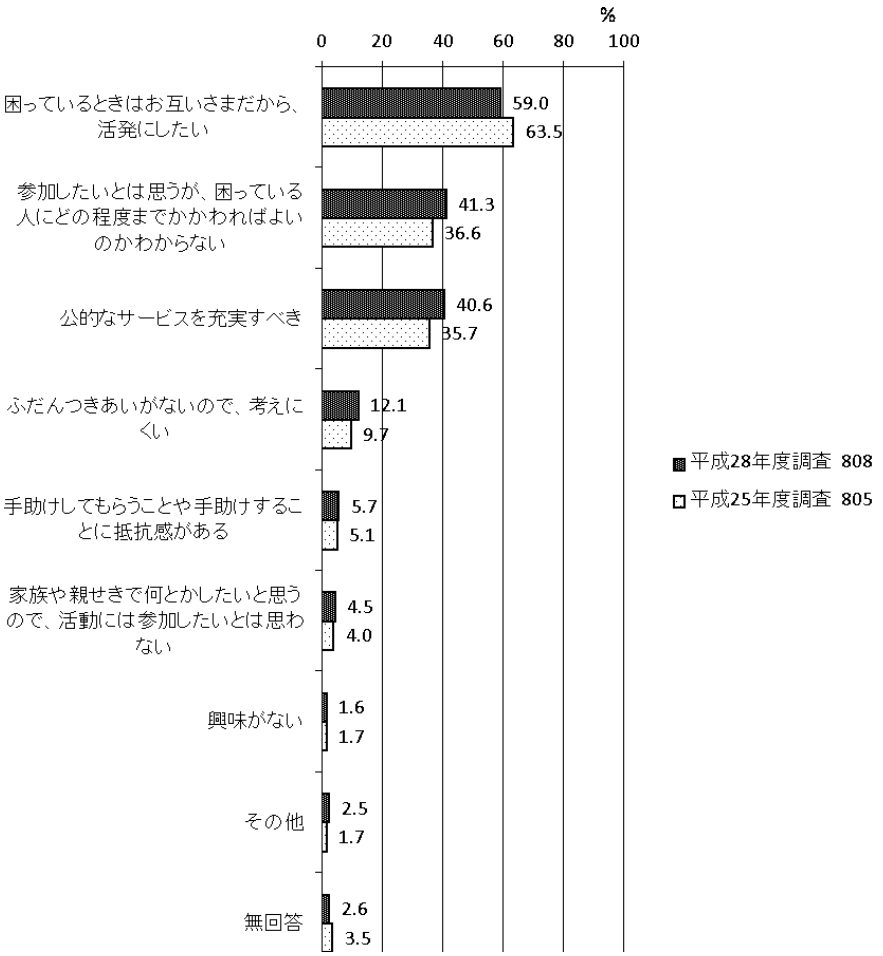

問 22　地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで、問題となることはどのようなことと思いますか。

（新規設問）

「近所付き合いが減っていること」の割合が 60.0%と最も高く、次いで「地域活動への若い人の参加が少ないこと」の割合が 38.4%、「日中に地域を離れている人が多いこと」の割合が 31.3%となっています。

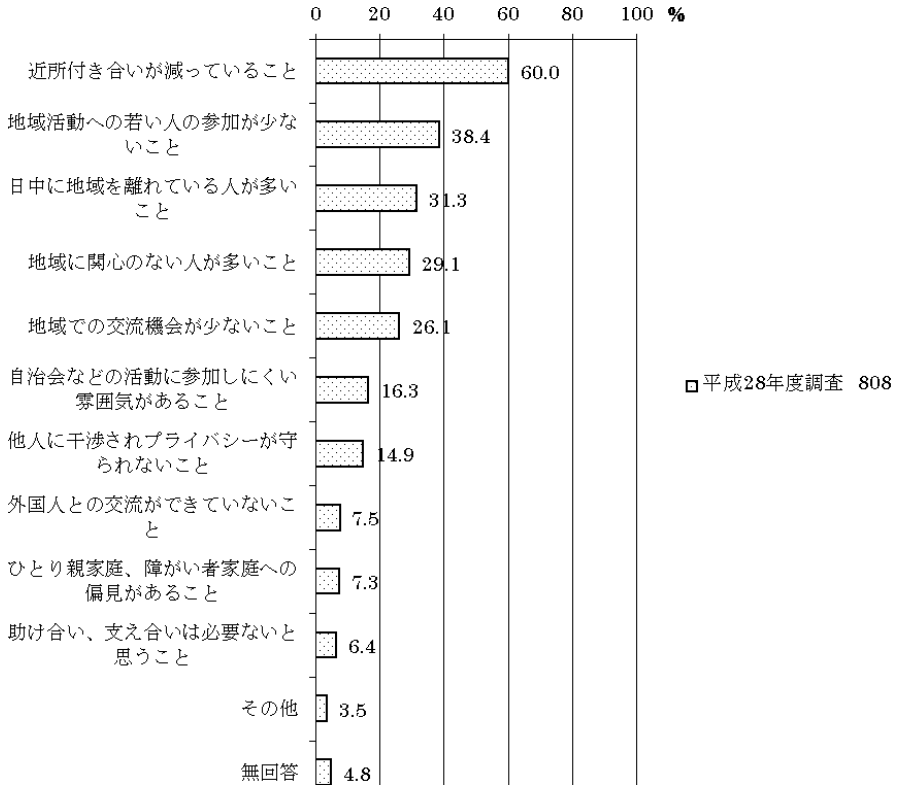

問 23　あなたが考える地域の単位は、どの範囲と思われますか。

（新規設問）

「自治会」の割合が 50.9%と最も高く、次いで「まちづくり協議会（地区コミュニティ）」の割合が 21.2%、「亀山市全域」の割合が 8.9%となっています。

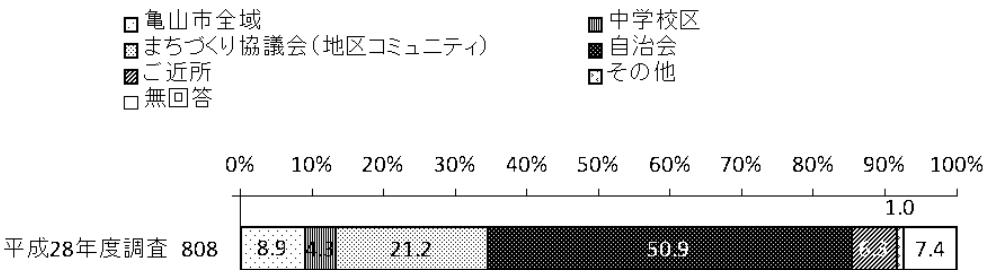

問 24　あなたはお住まいの地区の生活環境をどのようにお考えですか。

①自然環境の豊かさ、②防犯（犯罪の少なさ）で「大変良い」と「良い」を合わせた“良い”の割合が高く、５割を超えています。一方、④交通の利便性で「悪い」と「大変悪い」を合わせた“悪い”の割合が高く、５割を超えています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、①自然環境の豊かさ、②防犯（犯罪の少なさ）で“良い”の割合が増加しています。

【平成28年度調査】

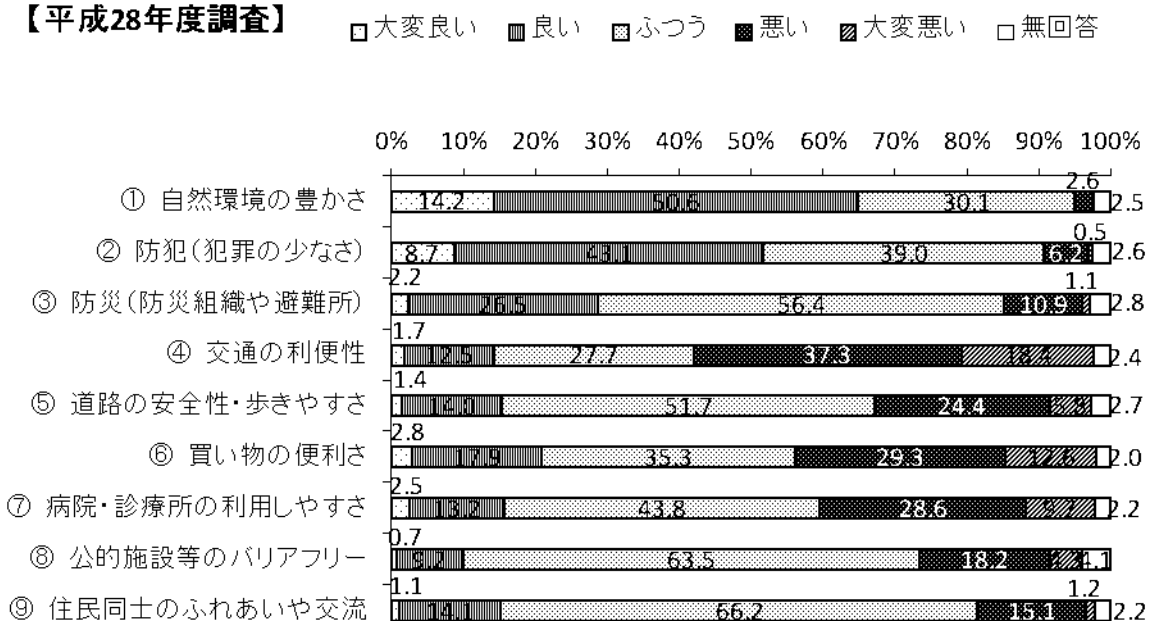

【平成25年度調査】

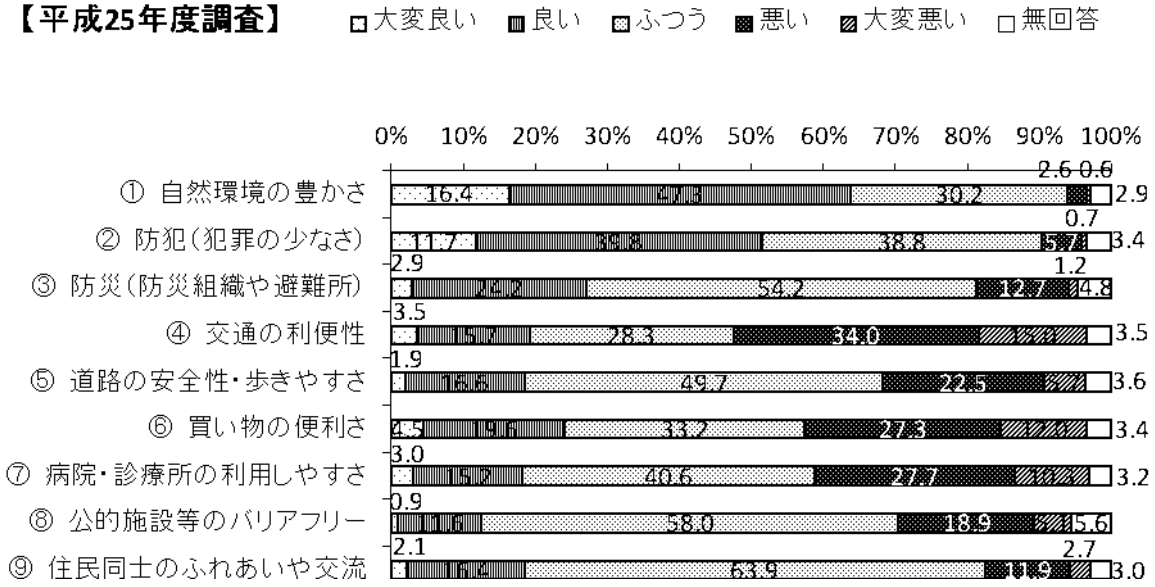

【平成22年度調査】

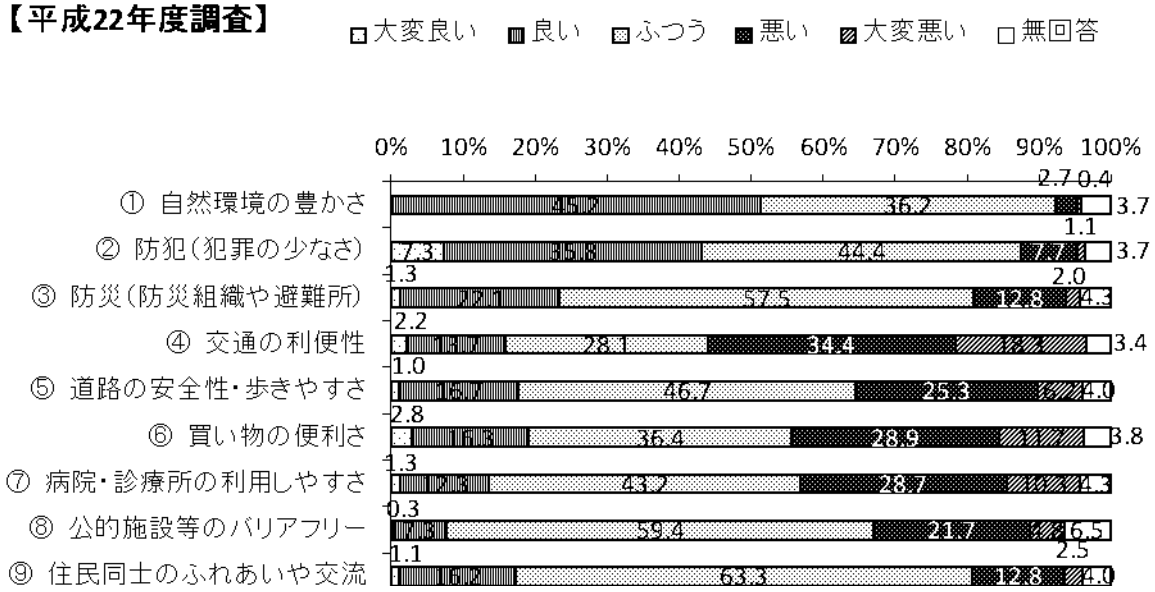

問 25　高齢者が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いますか。

「地域の人の見守りや助け合い」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「病院への通院などの際の外出支援」の割合が 26.7%、「介護者や介護を必要とする人への支援」の割合が 26.4%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「生きがいづくりへの支援」の割合が減少しています。

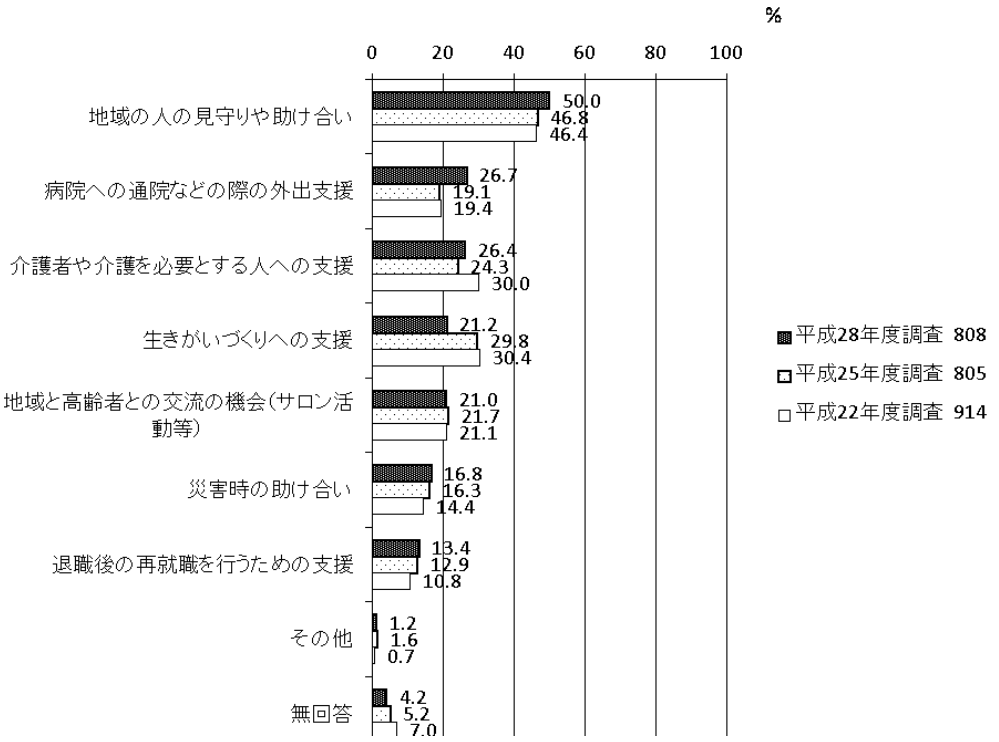

問 26　子育てについて考えたとき、地域として取り組むべきことは何だと思いますか。

「地域の子どもへの見守りと声かけ」の割合が 42.8%と最も高く、次いで「子ども同士が遊べる機会の充実」の割合が 24.9%、「子どもの安全のための地域のパトロール」の割合が 23.6%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

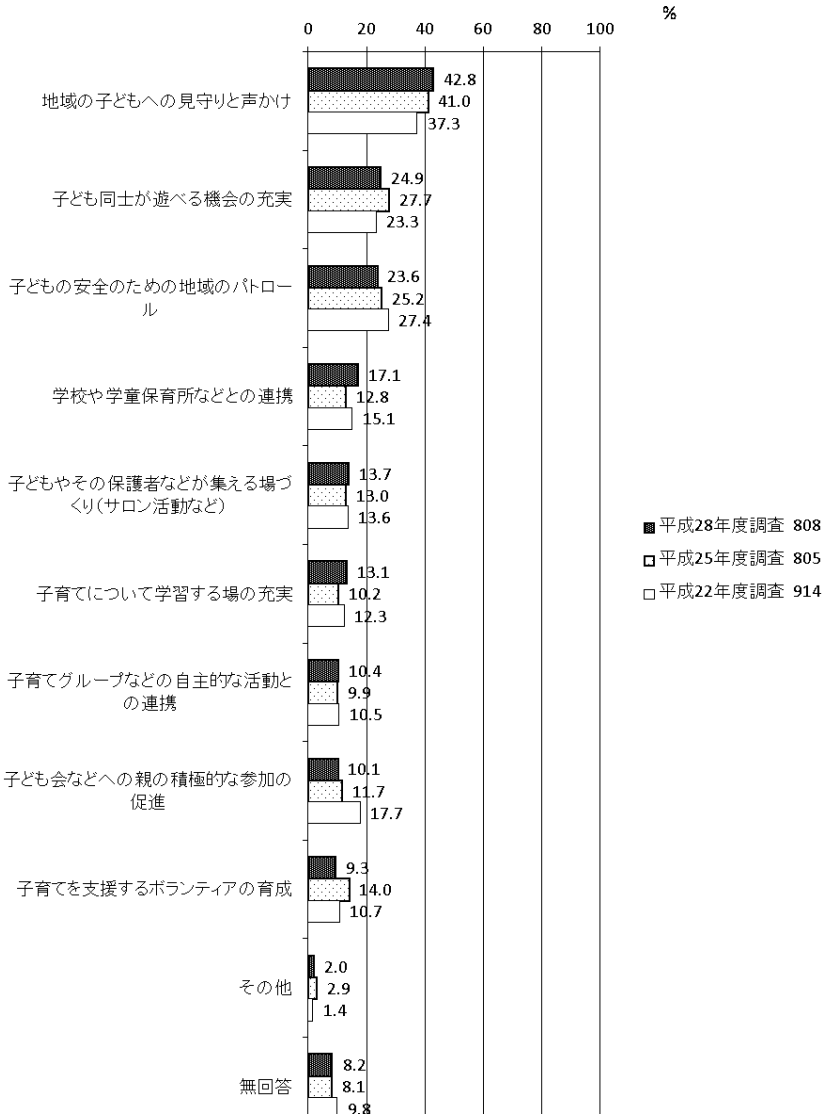

問 27　障がいのある人が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきことは何だと思いますか。

「障がいのある人の個性や能力に対する理解」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「地域の人の見守りや助け合い」の割合が 32.7%、「介護者や介護が必要とする人への支援」の割合が 21.4%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、「障がいのある人への就労支援」の割合が減少しています。

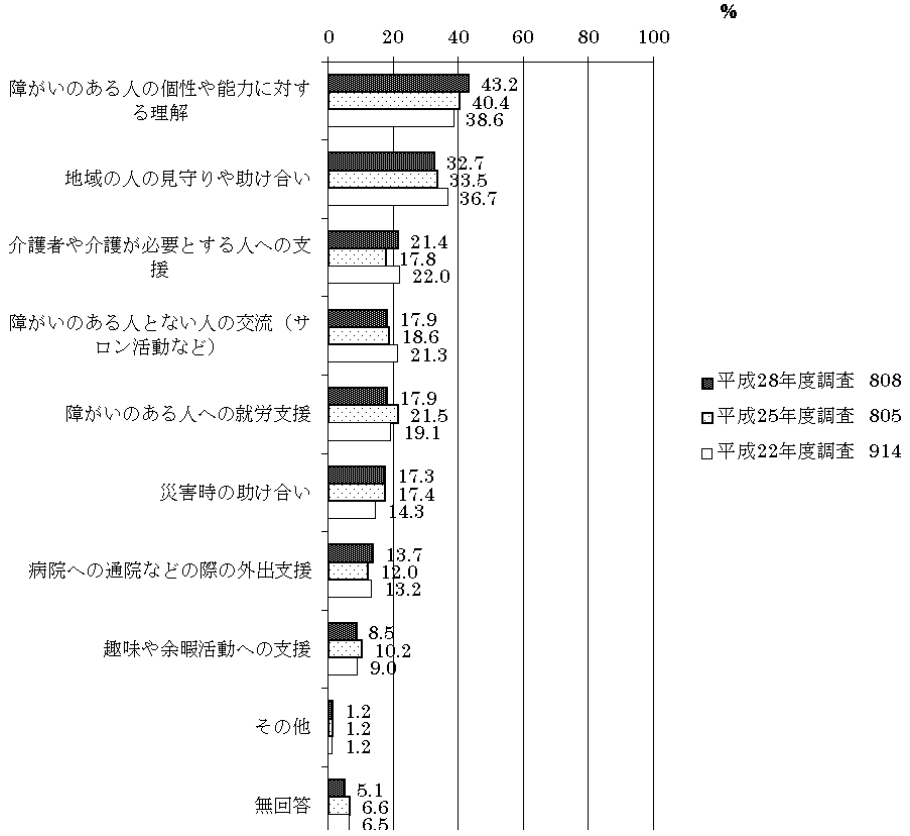

問 28　生活困窮者自立支援制度をご存知ですか。

（新規設問）

「聞いたこともない」の割合が 40.5%と最も高く、次いで、「聞いたことがある」の割合が 39.2%、「少しわかっている」の割合が 11.4%、「どんな制度か大体わかっている」の割合が 4.0%でした。

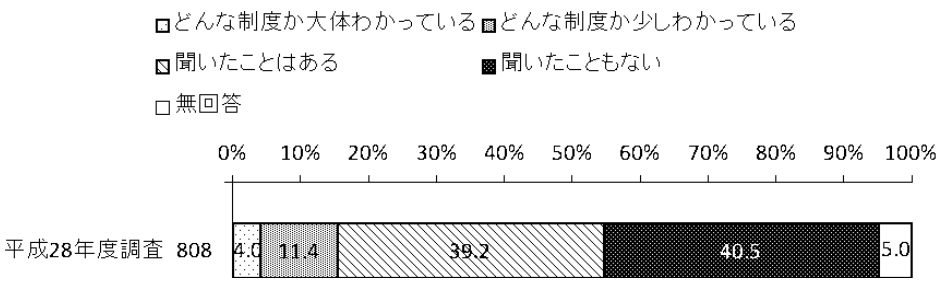

問 29　亀山市における以下の項目について、どれくらい満足していますか。また、その取り組みをどれくらい重要とお考えですか。

満足度

①在宅福祉を支えるサービスの充実、②健康や生きがいづくりへの支援で「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”の割合が高く、５割を超えています。一方、⑤個人の自立を支援するためのサービスの充実、⑧気軽に相談できる人・場の充実、⑨気軽に集まれる場の充実で「やや不満」と「不満」を合わせた“不満”の割合が高く、４割を超えています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、①在宅福祉を支えるサービスの充実、②健康や生きがいづくりへの支援、③ボランティアや NPO などの市民活動への支援などにおける“満足”割合が増加しています。

【平成28年度調査】

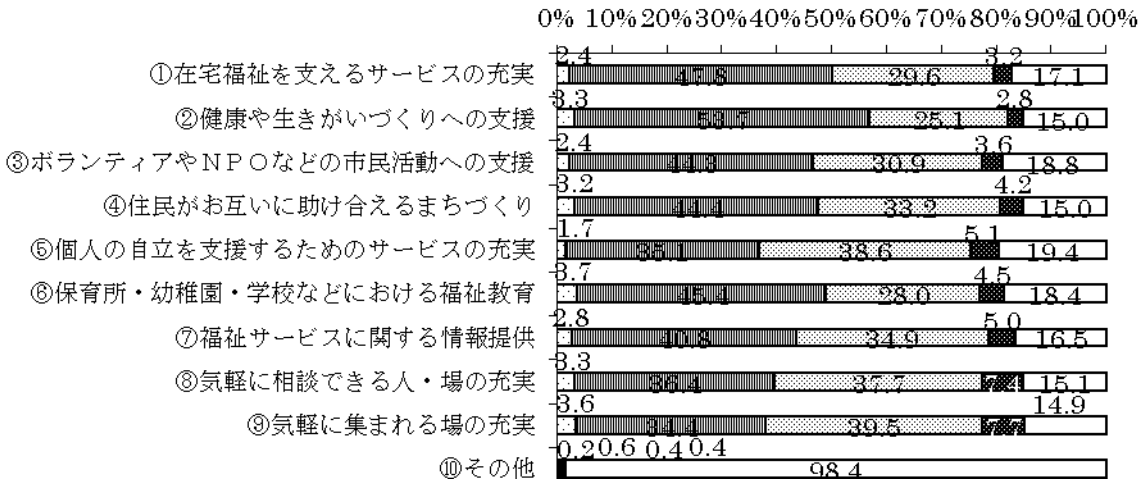

【平成25年度調査】

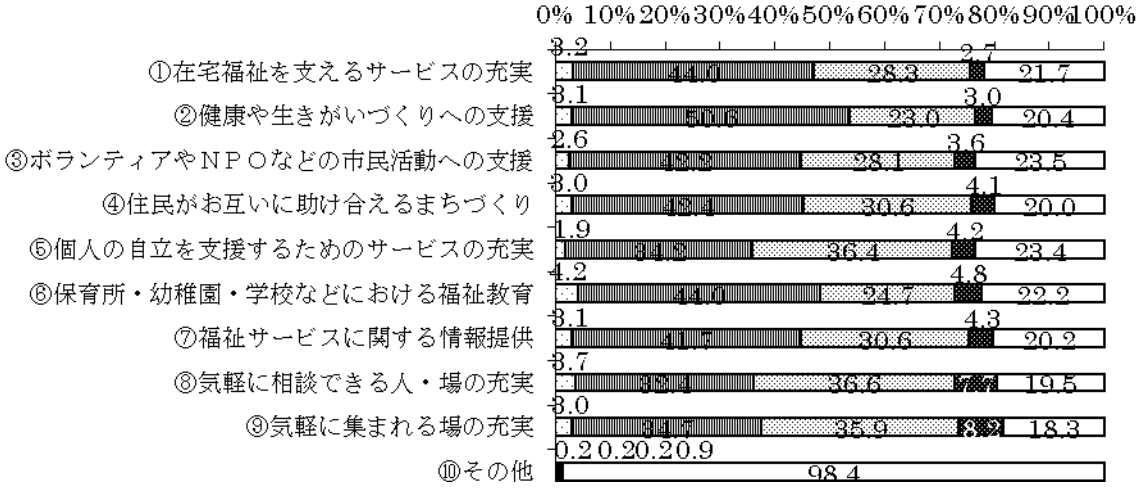

【平成22年度調査】

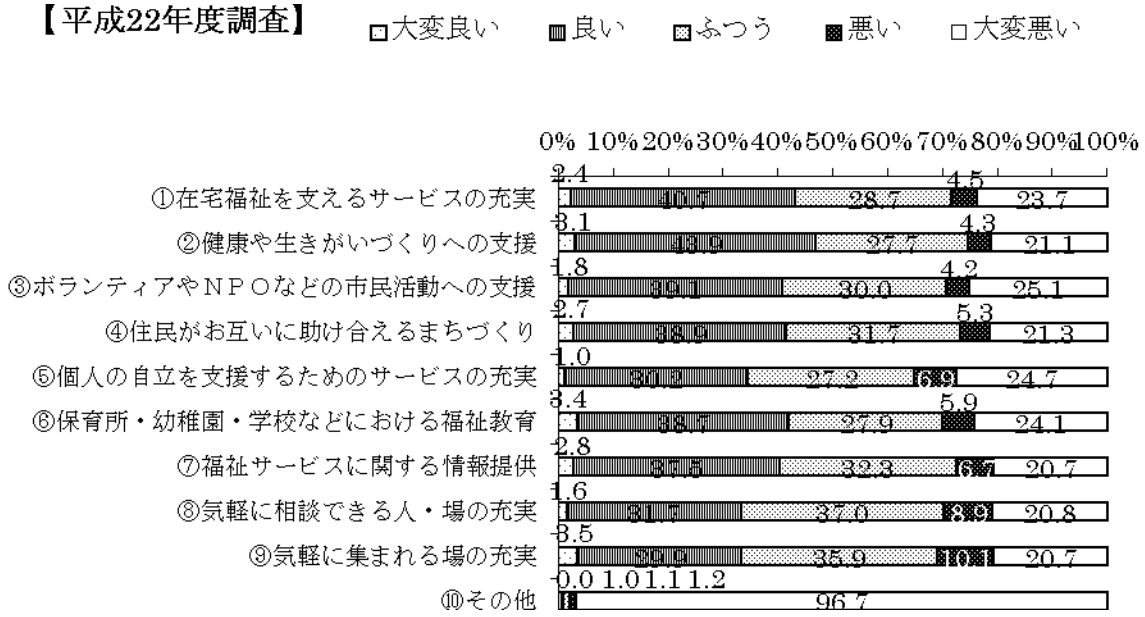

重要度

①在宅福祉を支えるサービスの充実で「重要」と「やや重要」を合わせた“重要である”の割合が高く、８割を超えています。一方、③ボランティアやＮＰＯなどの市民活動への支援、⑨気軽に集まれる場の充実で「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた“重要でない”の割合は低くなっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

【平成28年度調査】

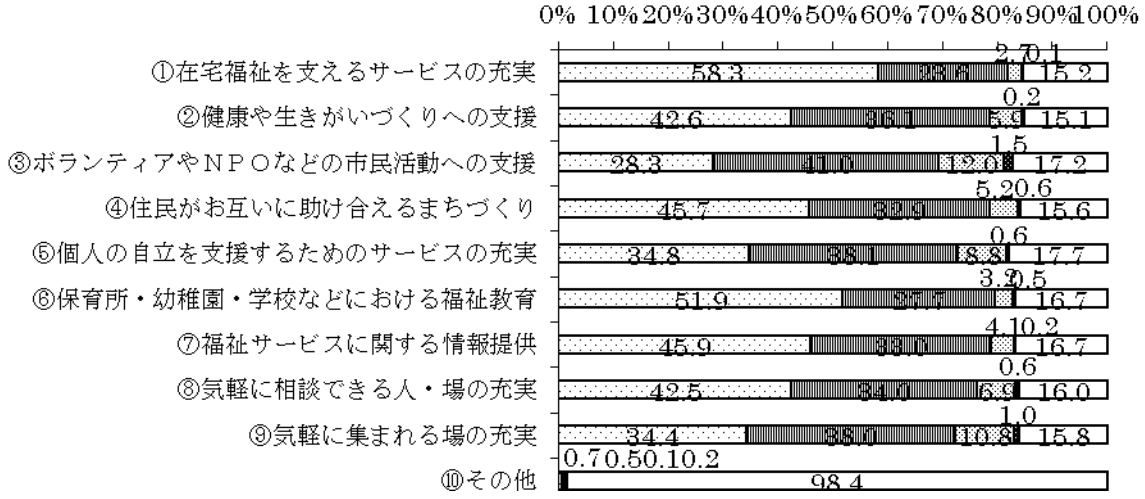

【平成25年度調査】

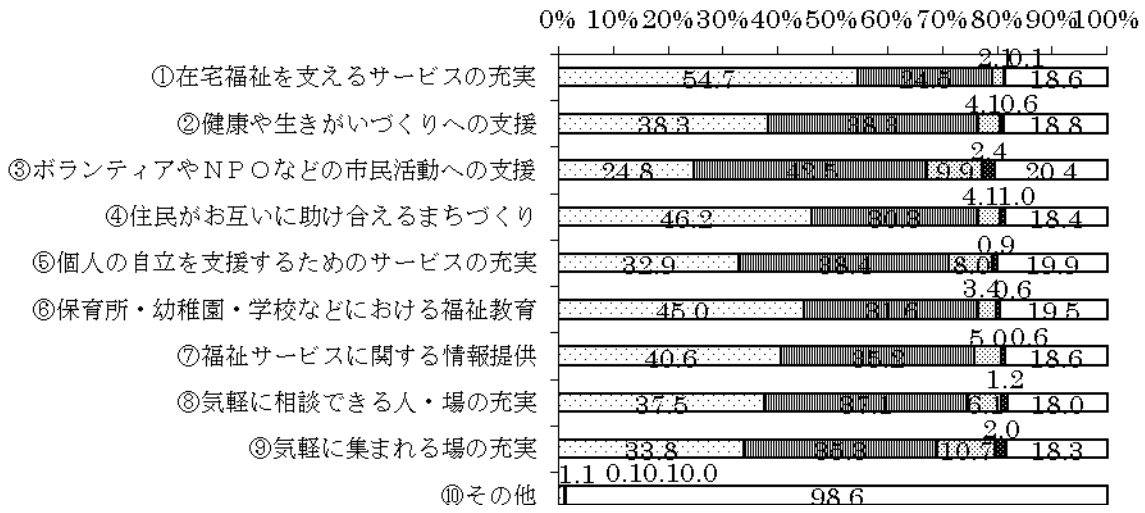

【平成22年度調査】

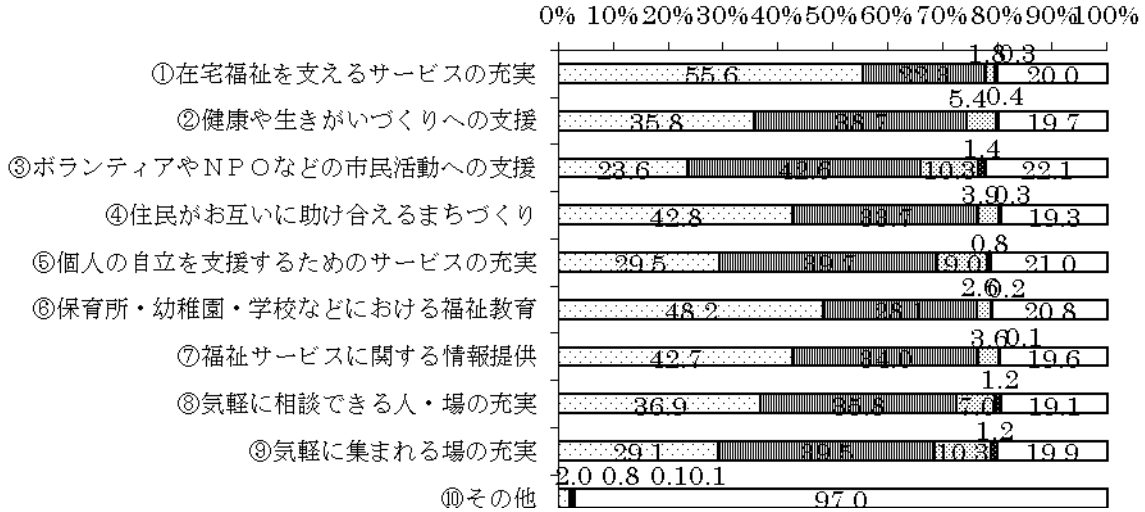

（７）福祉委員・民生委員・児童委員や社会福祉協議会について

問 30　福祉委員をご存知ですか。

「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかはわからない」の割合が 40.5%と最も高く、次いで「どんな活動をしているか少しわかっている」の割合が 24.8%、「どんな活動をしているか大体わかっている」の割合が 17.3%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、活動に対する認知度は高くなってきています。

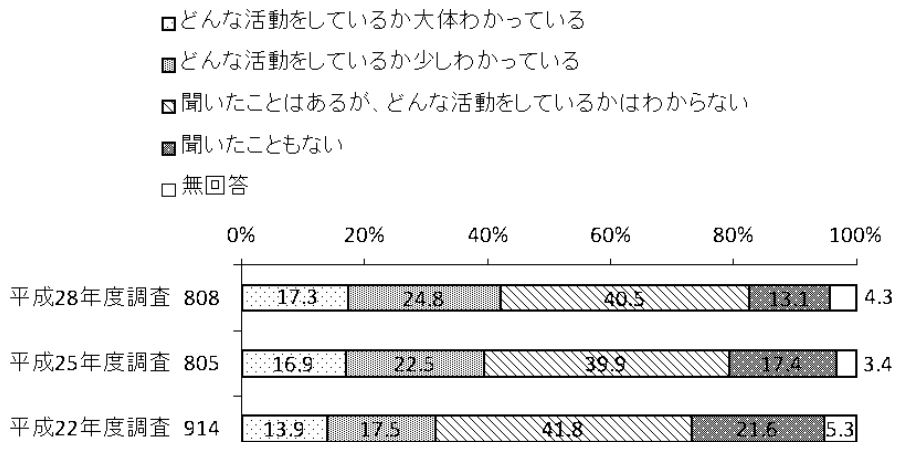

問 31　民生委員・児童委員をご存知ですか。

「どんな活動をしているか少しわかっている」の割合が 33.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかはわからない」の割合が 30.8%、「どんな活動をしているか大体わかっている」の割合が 24.3%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、活動に対する認知度は高くなってきています。

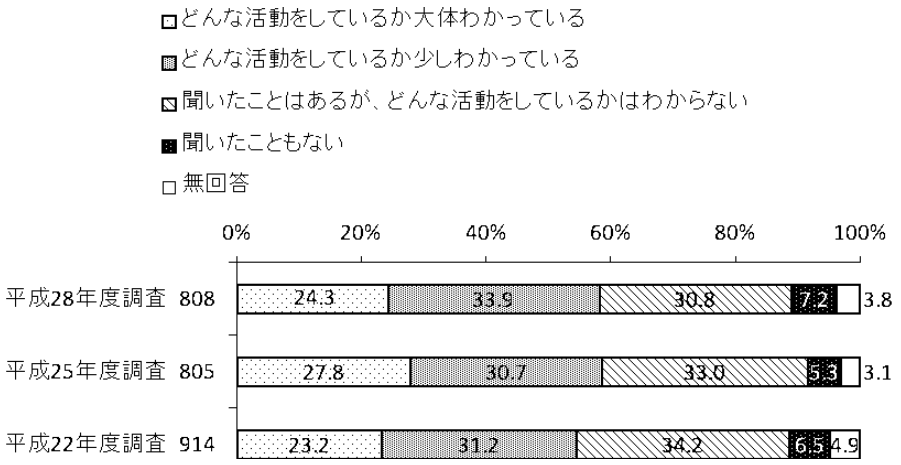

問 32　亀山市社会福祉協議会をご存知ですか。

「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」の割合が 43.8%と最も高く、次いで「どんな活動をしているか少し知っている」の割合が 23.8%、「どんな活動をしているか大体知っている」の割合が 17.0%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、活動に対する認知度は高くなってきています。

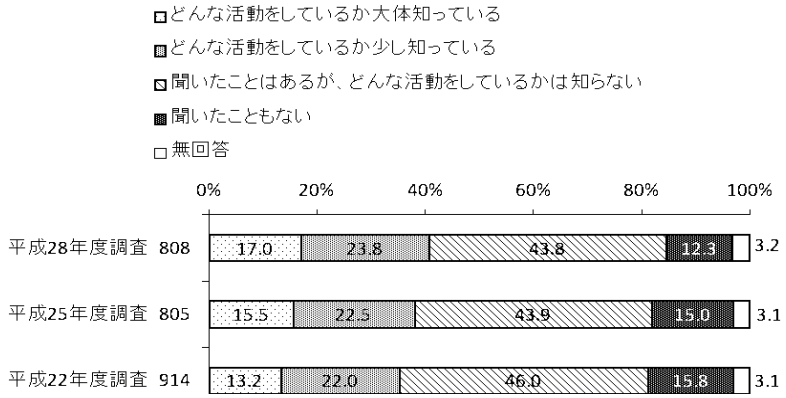

問 33　亀山市社会福祉協議会に対してどんな事業を望みますか。

「社会福祉に関する総合的な相談・援助活動」の割合が 51.2%と最も高く、次いで「社会福祉に関する情報提供活動の実施」の割合が 31.4%、「近隣での見守り（助け合い）事業」の割合が 23.4%となっています。

平成 22 年度、平成 25 年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

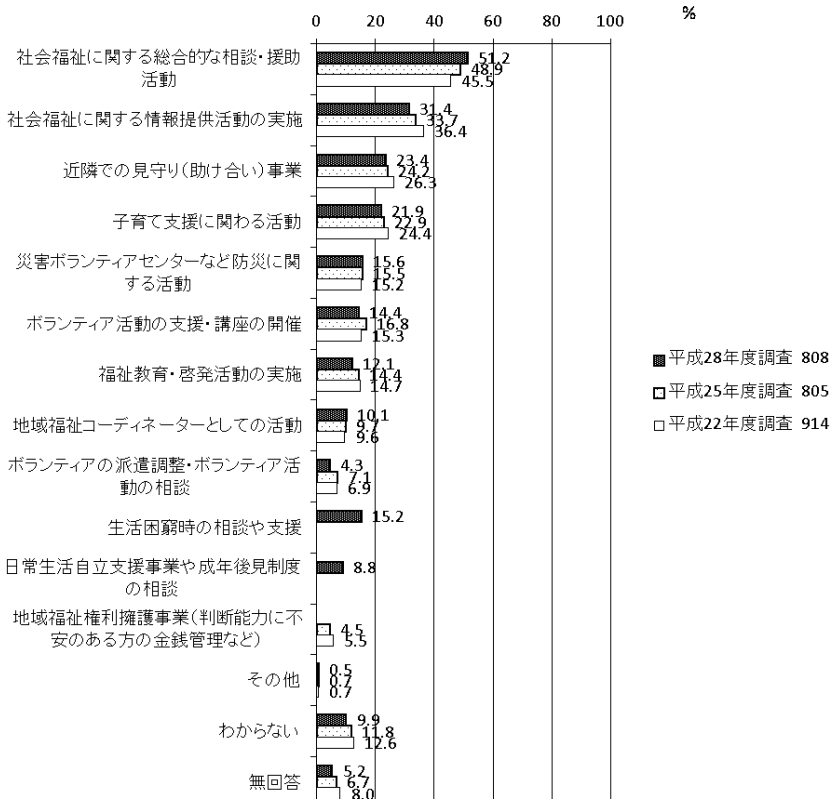

●亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　　団体一覧

番号	団体名
1	亀山市老人クラブ連合会
2	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議
3	亀山市ボランティア連絡協議会
4	亀山市母子寡婦福祉会
5	亀山市身体障害者福祉協会
6	亀山市民生委員児童委員協議会連合会
7	亀山保護司会・亀山更生保護女性会
8	亀山市自治会連合会
9	亀山市子ども会育成者連絡協議会
10	社会福祉法人　亀山市社会福祉協議会

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【１　亀山市老人クラブ連合会】

日　時：平成２９年１月３０日（月）午後１時３０分～午後３時００分
場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」２階　研修室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

・介護予防の支援がどこまでできるか。ノウハウや技能を持ち合わせていなくて迷うことがある。
・老人会に入っている人を対象としている。老人会に入っていない人にまで手を差し伸べるマンパワーがない。
・自助・共助が求められるが、介護予防のための健康づくりについては、研修を受けてできるが、介護への対応は専門の人が必要。
・行事への参加率が悪くなってきている。参加率をあげる工夫が必要。
・2,800 人の会員がいる。５年前は 5,000 人いた。地域の老人クラブが減った。役職や世話役になってもらう人がいない。後継者がいない。そのため老人クラブがなくなってきている地区がある。
　地区で老人クラブがない人でも、生きがいづくり、健康づくりのため会員になりたい人もいるため、今年度から個人会員を募集した。
・コミュニティやまち協でやっている行事が老人会と同じものになってしまう。
・小学生との交流活動、３世代交流は生きがいづくりにつながっている。
・世代交流は老人クラブでの大きな取組になっている。
・サロン活動の施設は、小さい規模で、ある程度密度が高い方が効果がある。
・地区の行事も多く、実際動く人が限られてくる。役をする人がいない。サロン活動を新規にやろうと思っても、手が回らない。サロンという名前ではないが田舎の地区ではつながりの中でサロンと同じような交流活動を行っている。
・車が乗れないので、バスを利用して集まることが大変。
・買い物難民に対しては、老人クラブとしてはまだ何も活動はしていない。
・老人クラブは地区によって、ある程度年齢がきたら入らなければならない地区と、希望者だけが入る地区と、地域性によってずいぶん違う。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について

・地域でのつながりがうすくなってきている。介護予防に役立つようなことを奨励していく。
・健康づくり、地域での支え合いの仕組みづくり

・身近な施設や設備を利用し、スポーツを通じて健康寿命を延ばしていく。ペタンクの普及を進めたい。
・サロンは老人クラブの活動の今後のベースとなる。介護予防、生活支援などが広がっていくと思う。

③他団体と連携して実施したい活動内容について
・８０歳以上の家庭への訪問のなかで、その対象となる家族の把握が民生委員もできていない。連携して取り組む必要がある。
・まち協と連携して、まち協の中へ入っていき活動ができると広がった活動ができる。地区によって、老人クラブがまち協の中に入っているところと、入っていないところがある。
・老人クラブの会員がまち協の役員になっていることもあり、余り不便を感じない。過去からの積み上げや繋がりがある地域では、自然体でまち協と連携できているところもある。
・まち協には地域でのコーディネーターの役割を期待する。まち協は各種団体への支援を行ってほしい。
・まち協の方が情報が入りやすいので、まち協と連携して、まち協が各種団体をうまく活用するような仕組みがあるといいと思う。

④活動に対する支援について
・介護保険の普及員や指導員を派遣してもらえるといい。外から先生が来てもらえると、みんなやる意欲が出る。
・民生委員の仕事と重なるところがある。民生委員との役割分担のすり合わせを行政でやってもらえるか。
・地域生活応援事業での補助金、今もいろいろあるが、充実してほしい。
・まち協との関わり方、進め方を行政として整理してほしい。
・まち協の中へいろんな情報が入って、それが各団体に降りるようにしてほしい。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【２　亀山市地域まちづくり協議会連絡会議】

日　時：平成２９年１月３１日（火）午後１時３０分～
場　所：亀山市職員会館　２階　会議室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

組織形態

・福祉部には、福祉委員のみである地区と、民生委員や老人会等がメンバーとして入っている地区とある。
・イベントの内容により、老人会や子ども会と連携をとりながら進めている。

活動内容（福祉関係）

・敬老会、運動会、もちつき大会、健康教室、講座、サロン活動等
・自治会長、まち協会長、福祉部員が参加する施設視察研修
・高齢者への訪問（お菓子や弁当配布等）
・要支援者名簿の作成

課題

・定年を待つと６５歳や７０歳であり、後継者の育成ができないため、担い手不足が課題である。
・実家を出て別の家に移り住む人が増えているため、世代間交流が減少している。
・空き家の増加。空き家を地域で管理し、貸出を行うなど、活用方法の検討を進めたい。
・高齢者にはサロン活動の補助金申請の手続きが難しい。
・民生委員の活動から得られる情報が、まち協へは上がってこない。フィードバックが不足している。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について

・ボランティアなど、地域活動を行う個人や、健康づくりに対する意識がある方に対して、ポイント制度を設けるなどしてはどうか。
・空き家の管理や活用
・福祉分野に関する研修

③他団体と連携して実施したい活動内容について

・民生委員、福祉委員との連携強化
・自治会とまち協とで取り組む分野を分ける必要がある。

④活動に対する支援について

・サロン活動への補助金の使い道を広げてほしい。（食糧費）
　補助金の書類を、高齢者が簡単に作成できるよう、簡素化してほしい。
・空き家を活動の場に利用できるよう、行政に支援してほしい。
・地域では同じような活動をしているにも関わらず、市、社協、青少年育成市民会議など、元の組織が異なることで混乱がある。上の繋がりを持ってほしい。
・福祉分野について地域へ降りてくる補助金等がどのようなものがあるのか知りたい。
・地域に入り指導してくれるアドバイザー（専門職）を設置してほしい。
・市の職員のＯＢが積極的に地域活動に参加してきてほしい。
・様々な計画について、市民が実際に行うべき具体的内容の提示をしてほしい。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【３　亀山市ボランティア連絡協議会】

日　時：平成２９年２月３日（金）午後１時３０分～

場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」
２階　ボランティアルーム室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

（在宅福祉ネットワーク愛里寿）

※メンバー数は１００人未満。現在はメンバーの入会を制限している。

・個人的な考え方ではあるが、「消えるところまで頑張ろう」という気持ちで頑張っている。高齢化は確かにあるが、不思議と次のグループができてくる。サロン活動の団体がメンバー不足でなくなったとしても、したくなったら誰かが始めるだろう。新しくできたグループで再スタートしてもらった方がやりやすいのではないかと思っている。

（たすけあいクラブ）

※メンバー数は１３人。活動をしていない人もいる。設立Ｈ２４年６月。

・たすけあいクラブは、在宅の方を対象としている。前社協事務局長（岩崎さん）に言われて発足。「できるときに、できることだけ」をモットーに活動をしている。現在は、継続的に２人の方の掃除や買い物、受診の付き添いを行っている。社協から連絡があれば、継続的な方であれば、電球替えのような簡単なことから引越の手伝いなど大掛かりなことまで行う。

・課題は、情報が伝わりにくいこと。集まる機会を設けないとメンバーが集まらないため、日ごろの情報交換や活動の連絡調整ができにくいという課題がある。

（関点訳友の会）

※メンバー数　関７名、亀山１３名　合計２０名程度

・会員の平均年齢の上昇、平均７５歳くらい。点訳は特殊なので、メンバー数が減る一方である。メンバーの増加に向けて社協にも講習会など協力してもらい図っているが、なかなか増えない。小学校から依頼があり、体験の活動を行った。あとは、個人で点訳の作業をしている状態である。

資格は不要、講習や指導を受け、覚えてもらうだけである。何年かに１人という程度しか増えない。関心のある人がいれば紹介してほしい。まずは点字がどのようなものか見に来てほしい。

（亀山自助具の会）

※４年前から立ち上げ、メンバーは１１名。月１回あいあい工作室で工作をしている。退職者がほとんどであり、平均年齢７０歳程度。材料費のみもらう。

・「自助具」は、身障者やお年寄りの生活を便利に送ることができるように、その人に合った形で作成するので、直接必要な人と会わないと作成が難しい。本人からの声、社協の窓口またはケアマネージャーといった専門の人を通しての依頼は少ない。現状としては、人を集めてやるような活動内容ではない。今後は、自宅介護が増えると思うので、手助けしていきたい。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について

・ボランティアに行政・社協がどのようなことをしてほしいのか発信をしてもらうことで、団体が答えるという方法の方が良いのでは。「何ができますか」という声掛けよりは、「このようなことをしてほしい」という声掛けをしてほしい。ボランティアはどちらかと言えば受け身である。

・ボランティア活動（個人）に対するポイント制度についての考え

A）個人的には、登録団体があいあいの部屋やロッカーを使わせてもらえることで充分である。ポイントやお金は特に求めていない。

行うのであれば、目的を明確にしておいてほしい。ボランティアの活動を行うことで市の施設の割引（高齢者料金扱い）などすれば、若い人のボランティア促進に繋がるのでは。お金のかからない方法が良いと思う。

B）返ってくる内容は些細であっても、若い人にとってはボランティアを行う張り合い、励みになると思う。

社協のボランティア基金から出資してはどうか。他市町でも社協がポイント制度を行っているところが多いのでは。

C）応援券事態を見たことがなく、使う機会がない。津市の球技大会の手伝いなどはあるが、亀山市内で個人へ何かするということがない。

点訳した本は全国規模のところへ提出するため、市へ実績を見せる機会がない。ポイント制度については考えたことがない。

D）ポイント制度がほしいという希望は特にない。

③他団体と連携して実施したい活動内容について

④活動に対する支援について

・社協のコーディネーターの職員が新任であることが多く、振り分けを行うには知識不足がある。

・社協、行政、あいの業務範囲が限定されていることが多く、その専門の職員がいなければ話も聞いてもらえない。あいあいまで来ても聞いてもらえないのでは気の毒である。
・知識のある人に何でも相談のようなものをしてもらいたい。
・他市のことでも聞いてもらえ、できることをやってもらえるような融通性が亀山市は欠けている。
・社協、市からの要望があれば、もっと動きやすい。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

・ボランティアに対する市からの優遇制度を作ってほしい。(お風呂の割引など)
・老人クラブの人がボランティアをやってくれている。老人クラブをボランティア団体と扱ってはどうか。
・地域福祉計画の概要版パンフレットの絵は良いが、実際に調整し、動かしていく人がいない。
まち協の関わりや民生委員の参加などは、昔からあるサロンはあまり関わりがない。
・空き家の貸出については、無償としても各種点検費や電気代など、費用がかかる。市が補助してくれないか。
・地域との関わりを希望しない人が増えてきている。そういう時代である。
高齢者の名簿はもらえるが、障がい者の名簿はもらえないため、把握しにくい。

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【４　亀山市母子寡婦福祉会】

日　時：平成２９年２月２日（木）午前１０時００分～
場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」２階　講師控室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

・県の行事：潮干狩り、村林先生による料理教室（近隣市で開催）
・亀山市の行事：総会、親子の研修旅行（日帰り）、ボランティアであいあいの草取り、年末の寄せ植え、料理教室
・村林先生の料理教室など亀山市で開催してほしいという声があるが、親子で１５組集めないと亀山市で開催してもらえない。集めることが難しい。
・要望などは旅行に行った時などの話の中で出てくる程度で、なかなか意見としては出てこない。
・母親が忙しく活動に参加できない人が多くなってきた。
・会員は現在１００人。母子は２０人くらい。だんだん減ってきている。会員も高齢になってきて、参加できなくなってきている。
・会費５００円を総会の時に集めているが、行事に参加できなくなって、抜けたいという人も増えてきている。
・会員募集の案内を児童扶養手当の現況届の折にチラシをいれたり窓口で照会したりしたが、会員は増えてこない。
・会員になって、いろんな役が当たるのがいやで入らない人が多くなってきている。
・地区ブロックはあるが、役員１人のところもある。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について

・災害時などのとき、組織としてあれば集まっておむすびなどをにぎって配ったりできることがあると思う。寡婦の人、料理が上手な人が多い。
・若い会員で資格をとってがんばって働いている人もいる。契約社員から正規職員になり人生変わった人もいる。資格を取る際の補助制度があることを紹介して勧めた。こういう地道な取り組みも大事。
・外国人に勉強を教えたりするボランティアや事業が最近あるが、ひとり親の子もこういう勉強を教えてもらえるような事を始められるといいと思う。でも、送迎が問題。
・会員が増えるようにしていきたい。事業を増やすのではなく、１つ１つの事業を楽しめるようにやっていきたい。

・パソコンなど、勉強しようと思えば今はどこでもできる。研修などよりは会員同士の情報交換やつながりを深めたい。

③他団体と連携して実施したい活動内容について

・今ある事業でもなかなか人が寄らない状態。会員が少なくなった今としては他の団体との連携は難しい。

④活動に対する支援について

・市からの補助金でなんとか賄えている。
・社会福祉協議会の赤い羽根の共同募金のお金も補助としてもらっている。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

・息子やお嫁さんの世話になりたくないので、健康づくりに力をいれてほしい。
・地区での行事を優先して参加するようにしている。地区でのつながりを大切にしたい。
・３世代で活動できるようなイベントなど増えるといいと思う。

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【５　亀山市身体障害者福祉協会】

日　時：平成２９年２月３日（金）午前１０時００分～
場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」２階　研修室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

・会員の高齢化。１００人の会員中、４０人が８０歳以上で運営が成り立っていかない。
・施設に通所している人に声をかけても、なかなか入ってもらえない。
・個人情報の関係で、身体障害者手帳を持っている人が把握できず、会員の勧誘ができない。
・県内の市町で身体障害者福祉協会が解散しているところが２、３市町ある。亀山市でも解散の危機か。
・イベント等の開催も動ける人が少なくなり、運営が難しくなってきている。
・役員のなり手がいない。
・あいあいの売店は身体障害者福祉協会でやっているが、赤字。続けているのは協会の事務所がないので、事務所として運営を続けている。
・毎年２０人くらいずつ会員が減ってきている。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について

・会員みんなが楽しめるようなことをまずは考えていきたい。

③他団体と連携して実施したい活動内容について

・他の団体との連携どころではない。

④活動に対する支援について

・会員が増えるような支援をしてほしい。
・事務局を社会福祉協議会でしてもらえるとありがたい。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

・明るいところ（元気、支援できる立場）と暗いところ（本当に困っている人）を分けて考えてほしい。
・ヒアリングの対象となっている団体はどちらかというと、明るい側に立っている。暗いところにいる人を助ける計画であってほしい。

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【６　亀山市民生委員児童委員協議会連合会】

日　時：平成２９年２月６日（月）午前１１時００分～
場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」２階　生きがい工作室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

・役員が変わったばかりなので、地域の人に顔を覚えてもらえるため見守り、訪問を強化している。
・家庭不和、近所トラブルなども、地域でできる支援をやってきたが、どこまで踏み込んで支援したらいいかが難しい。
・地域の割り振り。民生委員の区割りの変更も次回改選前に調整する必要がある。
・高齢者や子どもを中心に地域の見守り活動を行っている。
・昨年１２月に委員改選があったので、新任の人に慣れてもらうのに時間がかかる。
・児童委員として何ができるかが課題
・事例に応じた相談窓口が分かりにくい。健康福祉部のどこへ相談したらいいのか分からない。相談窓口の一覧を民生委員に配布してほしい。
・児童委員は、子ども総合センター、長寿健康づくり室との意見交換会で情報をもらい見守りが必要な子どもの支援がしやすくなってきた。
・民生委員の仕事が多くて、なり手がいない。
・面識のない中で、つながりをつくっていくのが大変。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について

③他団体と連携して実施したい活動内容について

・民生委員・児童委員の活動をまち協の定例会等であげていく。
・まち協の福祉委員と、つながりがある地区とない地区がある。１人の民生委員が２つのまち協をもっているところは、まち協ごとのやり方が違うので大変。
・規模の大きな学校と小さい学校との連携や意見交換など、温度差がある。大きい学校ほど連携が取りにくい。

④活動に対する支援について

・社会福祉協議会からもらっている補助金を増額してほしい。地域予算として、

まとめて出してもらうのではなく、別枠で確保してほしい。
・サロン活動の参加者が増えてきた。いろいろな活動を活発にしていくにはお金が必要。
・民生委員活動が始まって１００周年になる。広報で特集を組んでもらいたい。５月は民生委員月間。
・１００周年記念事業に助成をお願いしたい。
・補助金ではなく交付金として支給してほしい。
・アパート等はどういう人が入っている人が分からないので訪問しにくい。市営住宅は市の管理なので、できたら情報が欲しい。営繕住宅室の職員が市営住宅を訪問した際には元気かどうか確認してもらいその情報を教えてほしい。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【７　亀山保護司会・亀山更生保護女性会】

日　時：平成２９年２月７日（火）午後１時３０分～午後３時
場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」２階　大会議室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

〈亀山保護司会〉

・犯罪の予防活動、罪を犯した人の処遇活動、仮出所、仮退院した人の地域での保護と見守り。月２回会って日常生活を見守る。
・犯罪予防活動、薬物乱用防止指導員に保護司から出向いて担当している。
・亀山市の保護司は定数が１９人のところ２０人いる。２９年度からはもう一人増える見込み
・刑務所から出所される人は亀山市では減ってきている。刑務所から仮出所する予定の人、８～１０件くらいある。そういう人たちの環境調整も行う。
・会員の勧誘をしても怖い人と関わるイメージがあるようで、身構えてしまう人が多い。
・就職活動のお世話をするため、ハローワークを案内したりする。ハローワークと観察所は連携していて刑務所から出てきた人のための枠を設けている。
・毎月１回、月末に経過報告書を観察所に出す。住所を移転したら、観察所を通して次の住所地の保護司に引き継がれる。
・１０年くらい前の暴走族が盛んな時は保護観察の対象者が２５名くらいいたが、現在は６、７人の人が保護観察になっている。
・最近は、窃盗、薬物乱用が多くなってきた。
・対象者が市外、県外の人、外国人の人も増えてきて、対象者の特色も年々変わってきている。
・刑務所に入る人の半分は再犯者。

〈亀山更生保護女性会〉

・更生保護女性会は保護司のお手伝い。
・犯罪の防止、青少年育成の活動を行っている。保護司と一緒に署名運動を行っている。
・会員は２４名いる。（県下では２番目に少ない）
・新しい会員が入ってこない。たくさんいた会員も年齢が高くなり抜けていく人がいて減ってきた。新しい会員を増やしたい。
・更生保護会で刑務所から出てくる際に見受け人のない人を支援している会の

ところへ出向き食事のボランティアを行っている。
・刑務所の矯正展で不用品を持ち寄りバザーを行っている。
・登下校の見守りやＰＴＡ地区集会を利用してヒデオを見てもらい啓発をしたりしている。
・保護司は６５～７５歳までだが、更生保護女性会は誰でも入れる。勧誘しているがなかなか会員が集まらない。ボランティアであるが、会費が２０００円必要。強制ではないが、県から研修の案内が来ると行かなくてはならないと、負担に思う人がいる。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について
・更生保護サポートセンターを作りたい。拠点作りをして相談業務に力をいれていきたい。大きな市ではサポートセンターがある。
・６月１日に自主開所して、国からの認可を待つ。週２回常駐で保護司を置くようにする。名張、亀山、伊勢、尾鷲が現在要望している。亀山は場所が決まっているので優先順位が高いと考えている。平成２９年度中の認可を目指す。社会福祉センターの２階を利用。
・保護観察の対象者も保護司の個人宅に行く必要がなく、偏見の目にさらされることなく相談しやすくなる。
・保護司１９人（前述の２０人の間違い？）のうち６人がお寺さん。お寺だと誰が訪ねても不自然ではないからだが、センターで相談できると相談しやすくなる。

③他団体と連携して実施したい活動内容について
・学校の小学校区で地域の見守りを行っている。どこへでも入らせてもらえれば、活動は広がっていく。
・まち協の運営委員には保護司としては入っていない。犯罪予防活動を知ってもらうため、今後は一員として入っていくべき。自分たちからは言いにくいので、行政で調整をお願いしたい。
・保護司がもっと地域へ出るように国からも言われている。防犯活動としてまち協のメンバーに入っていくといい。
・薬物による犯罪は都会のまちなかでのことだと思っていたが身近にある。そういったことも知ってもらう活動も必要。
・亀山市は婦人会が活躍している。婦人会と一緒に何かをやろうとしても、婦人会独自の活動が盛んで入る余地がない。
・市内には、協力雇用主が１０社あり、出所した人を引き受けてもらっている。協力雇用主会は年１回総会している。

④活動に対する支援について

・サポートセンターへの金銭の補助をお願いしたい。
・７月１日社会を明るくする運動をやっている。街頭啓発の協力を引き続きお願いしたい。
・市の行事のときに参加させてもらって、宣伝していきたい。
・活動費をお願いしたい。今は、自分たちの持ち出しでやっている。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【８　亀山市自治会連合会】

日　時：平成２９年２月８日（水）午前１０時００分～
場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」２階　大会議室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

・家庭や個人に深く関わることは民生委員さんがやっているが、自治会としてはコミュニケーションの場として各種行事を開催している。
・高齢者の人たちに参加してもらえるように声をかけているが、コミュニティセンターまでの足がなく、参加する人が決まった人になってしまう。
・社協と連携しながら見守り活動等の福祉関係の活動を行っている。
・例えば地区の人がお風呂で倒れた時など、何かあった時は、誰が救急車を呼んで責任を持つのか？民生委員？自治会長？
・民生委員、福祉委員、自治会長の役割や責任が明確でない。
・高齢者が集まる憩いの場所が必要。
・サロンなどの場所が遠いところにあり、行きたくても行けない人がいる。自分たちの地域でそのような集まれる場所をつくることが大事。そこに子ども会も入り交流できるといいと思う。
・空き家を利用して高齢者が寄って認知症対策にもなっている。
・社協から補助金をもらっているサロンは書類の提出などの手続きが大変で書類を書く人がいない。補助金の有無（補助金目当て）に関係なく憩いの場としてのサロンがあるといい。気楽に集まれる場所がいい。
・連合会の役員は７０歳以上の人ばかり。年金がもらえなくなってきて６０歳を過ぎても働く人が多い。
・女性の自治会長が少ない。福祉やサロンを行っていくにあたっても、女性が参画していくことが大事。２１８ある自治会のなかで６人が女性の自治会長。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について

・福祉の事業にも力を入れていきたい。
・社会福祉協議会の会長と相談して、社協の評議委員の役員を４人出す。２年以上やってもらう予定。
・新年度になったら社会福祉協議会と話し合いを持ち、タイアップして福祉の事業をやっていきたい。
・風邪薬やマスクなどを自治会長の家に欲しいと取りにやって来る高齢者がいる。福祉健康センターに薬局においてあるようなものを置いてもらえないか。

働きかけることを検討している。
・認知症対策として、どのように見守っていくか検討していく。
・空き家の防火対策として、空き家等に貯水槽を作ることなども検討していきたい。

③他団体と連携して実施したい活動内容について
・まち協と自治会長が綿密な関係を築いて地域のために協力していきたい。
・まち協の役員に自治会長が入っているかどうかは地区によって違う。自治会長がまち協の各部に入っているところもある。自治会長の任期が１年のところもあり、慣れてきたころに変わってしまう。自治会によって任期や年齢制限などまちまち。
・社会福祉協議会とタイアップして福祉事業をやっていきたい。社会福祉協議会と自治会の関係を密にする。

④活動に対する支援について
・タクシー券を増やすことはできないのか。バスが１日２回しかこない。
・タクシー券使わない人が運転手に売っているということも耳に入ってくる。本当に必要な方に配布されているのか考える必要がある。不正がないように徹底してほしい。
・補助金の書類を簡素化してほしい。手続きが大変。
・応援券制度は、書類をたくさん書かなければならない。100 円の応援券をもらうのに出す書類を作成するのが大変。
・気楽に集まって話すことができる場所を行政に提供してほしい。

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【９　亀山市子ども会育成者連絡協議会】

日　時：平成２９年２月９日（木）午前１０時００分～

場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」２階　研修室

①現在の活動内容と活動にあたっての課題について

≪市子連行事≫

ソフトボール大会　８チーム

女子のキックベースボール　１２、１３チーム　低学年１年生からでも参加できる

サマーキャンプ　１０９人　４年生以上

親子フェスティバル　保育園児も参加

オセロ大会　１００人　すべての小学生が参加できる

・主に運動系の大会や行事、野外体験学習を行っている。福祉に関することについては、子ども会育成者連絡協議会の主旨には入っていない。
・ほとんど福祉に関する活動はないが、サマーキャンプに参加した子どもたち30人がカオスに行って、入所されている方と触れ合うことはあった。
・基本は小学４年生から参加の対象としているが、種目によっては低学年の子供も参加している。
・学校単位でみると生徒は減っていないと思うが、親が役員をしたくないために子どもにスポーツをさせない。また高学年になると子ども会から抜けさせたりする。こういうことを７、８年前から聞いている。
・市内各地区に６８の単位子ども会がある。
・市子連の行事は学校からチラシ等を配ってもらって周知している。地区の子ども会におろすとその地区の役員で止まってしまい、行事を知らない子どもたちがいた。
・2000円の会費が必要。
・子どもを子ども会に入れるかどうか、行事参加させるかどうかは、親の判断なので市子連からは何も言えない。
・市子連の役員は現役のお父さん、お母さんが多い。そのため、行事も土日になるので、サマーキャンプと合わせて福祉の体験をするなど２泊３日以上の行事にすることは難しい。
・単位子ども会の白川小学校で地域のお年寄りに配り物があると小学校の生徒が行ったり、地域ぐるみの交流を学校でやったりしていると聞いている。
・まち協に市子連としては入っていない。

・他の市町と比べると亀山市は市子連活動は多い。

②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について
・現在、福祉の体験は考えていない。
・今以上行事を増やしていくことは難しい。
・体験学習で福祉の体験として何をしたらいいか分からない。

③他団体と連携して実施したい活動内容について
・市民会議の育成部に親子フェスティバルのお手伝いを頼む。市子連で人数が足らないときにお手伝いを頼む程度
・市子連の組織として他の団体と連携していることはない。すべて市子連独自の行事として行っている。

④活動に対する支援について

⑤その他、次期計画に盛り込む事項について

亀山市地域福祉計画に関する意見交換会　意見集約

【10　社会福祉法人　亀山市社会福祉協議会】

日　時：平成２９年２月１４日（火）午後１時３０分～午後３時
場　所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」ミーティングルーム

社会福祉関係団体の意見交換会では、①現在の活動内容と活動にあたっての課題について　②今後、団体として取り組んでいきたい活動内容について　③他団体と連携して実施したい活動内容について　④活動に対する支援について　⑤その他、次期計画に盛り込む事項について　を主なテーマとして実施した。

亀山市社会福祉協議会との意見交換会では、社会福祉団体とのテーマとは異なり、次期計画策定に向けて、下記の懸案事項について行政に望むことや、社会福祉協議会の今後の取組や考え方を聴取する場として意見をいただいた。

１　第１次亀山市地域福祉計画の懸案事項について

（１）生活困窮者自立支援制度について

・生活困窮者自立支援事業に、行政と社協がお互いどのように関わっていくのか。行政として何ができて、社協に何を望むのかが分からない。社協に何をしてほしいのか、ねらいが分からない。他の４つの懸案事項も観点は同じ。
・生活困窮者自立支援制度について、議会で就労支援をしてほしいという意見もあったが、それについて社協はどのように考えているかなど踏み込んで議論した方がいい。
・引きこもりが病的なものか、そうでないのかによって、就労支援のやり方は変わってくる。
・１月に１回、支援会議を行っており、引きこもり、ニートなどの需要はあると思う。その中で、こういった事業を社協にやってほしいというものがあれば議論ができる。
・生活困窮者自立支援事業のなかで、引きこもり、ニートなど拾えきれていない人がいる。潜在化している需要を掘り起こしてやっていこうという考えが行政にあるのかどうか。顕在化しているケースは少ないが、アンケート実施して実態を探りたいと思っている。
・不登校の子どもたちは引きこもりに繋がっていく。３０日以上休んで不登校になっている子どもが２３名いる。立ち直れる子は半数もいない。年間５件くらいの人が不登校から引きこもりになる。働いている人も環境によって引きこもりになり、相当数の人が引きこもりとして存在していると考えられる。

それに対してどのようにアプローチしていくのかを行政から出してもらえるとありがたい。
・不登校の関係で親と話し合いを持っている人が４件ある。実態をつかむため、地域へ聞いていけばある一定の数は出てくると思う。不確定ではあるかもしれないが、ある程度つかめる。普段の暮らしを幸せにすることが福祉の最低限の条件。行政もそういった視点から動くべき。アウトリーチをかけてニーズの掘り起こしをしてほしい。
・アウトリーチが必要。人員確保ができるかどうか。
・総合計画にもあがっている子どもの貧困の調査はどこがやるのか。実態把握をきちんとすることが大切。

（２）成年後見制度、日常生活自立支援事業について
・成年後見、人材確保をしてもらえるなら、どんどんやっていきたい。
・法人後見についても、人的支援、財政支援等をしてもらえれば社協としてもやっていきたい。地域福祉室と認識を一つにして、計画に書いていくのか、財政に頼んでいくのか、地域福祉室としての考え方をはっきりさせてほしい。
・ニーズが少なくても、１人でも必要な人がいれば動くべき。顕在化していないニーズがあるはず。

（３）ボランティアの育成、ボランティアポイント制度について
・困りごとに対して、ボランティア的な事をしてあげようという人はいると思う。市全体の目的別ボランティアではなく、自前でちょっとしたボランティアがやれるような仕組みを作る方がいいと思う。
・まち協ができたので、ボランティア活動も地域でやってもらい、行政の方でその活動を保証してあげるものがいい。市の全体のボランティアに入っていくのではなく、自分たちで自主的にやりたい、地域の人の顔の見える範囲でやりたい人はいる。
・ボランティアポイント制度を考える時期にきている。ボランティアポイント制度を施策として考えるべき。ボランティアを無償でやっているところ、ワンコインでやっているところ、１時間いくらでやっているところ、それぞれの良さがある。
・市民活動団体に対する市民応援制度があるが、ＮＰＯ活動とボランティア活動は違う。
・ボランティアポイントの活用を介護保険制度の中でやっているが、介護保険外でやることも考えてほしい。広域連合の中の事業に特化しすぎている。
・介護保険の総合事業は、広域連合が動かないと動けないというが、市に特化

した事業としてやるべき。総合事業でやっていないことで市が何をできるか、地域に根差した介護予防にする必要がある。

（４）福祉総合相談窓口支援員について

・一つの室に収まらない相談が多くなってきている。全体をコーディネートできるような福祉の仕組みが必要
・コミュニティソーシャルワーカーを３、４人置いてほしい。地域包括ケアとしても機能していく。
・まち協ともコミュニケーションをとりながらやっていきたい。コミュニティソーシャルワーカーを置いていきたい。行政として投資するところを考えてほしい。人材に投資してほしい。
・総合相談窓口支援員は、支援員と言うのではなく社会福祉士の資格をもって、相談を受ける相談員。相談員で解決できるだけの人数を配置したい。社協が総合窓口となった場合、相談の流れの中で、行政はどのような対応、関わりをするのか。
・行政の正規職員としても専門職、社会福祉士が必要なのでは。核となる地域福祉室が担うべき。

（５）認知症高齢者や買物難民への支援について

・買い物支援を民間にゆだねているだけでいいのか。
・宅配と買い物は違う。宅配だけでは十分な対応はできない。社協の役割は？
・買い物難民が亀山市で 2,700 人いることが、全国のデータからの割戻で推計されるが、買い物難民の定義が市にはない。どういう形で調査、把握するのか。どう定義するのか。
・高齢者の外出支援として、デマンド交通を研究中で、たぶん 30 年度から開始になるということだが、500 メートルくらい歩くのが辛いという話を聞く。デマンド交通だけでは対応できない。
・コミュニティビジネスもどこの部署がやるのかも決まっていない。
・行政はここまでしかできない。ここを社協でやってほしいということをはっきりさせてほしい。絵に描いた餅になってしまうのは困る。

２　その他、次期計画に盛り込む事項について

◎地域包括ケアをどのように考えていくか

高齢者、在宅医療に特化した書き方になっているが、地域福祉計画の中では地域共生社会をつくるため、高齢者・障害者・子どもを含めた形で追い求めて

いくことでいいのか。

◎健康づくりについて

健康づくりに関することについては、地域福祉計画の中では扱いにくい。支え手側は健康であるということを前提に地域福祉計画には書いていく。現在の計画に「健康づくりと支え合い」「健康づくりと生きがいづくり」の記載があるが、健康増進計画に委ねてはどうか。

◎精神障害者の地域移行について

精神障害者の長期入院患者の地域移行について、どのように考え、地域福祉計画にどのように入れるのか。非常にデリケートな問題。地域の人の障害者に対する認識の実情は理解が進んでいない。地域との話し合いが大切。医療機関との関係、地域の人との関係をどのように記載していくのか。25 ページの「こころのバリアフリー」の書き方の整理が必要。

精神障害者の団体から亀山市にも団体を作りたいという話を聞いている。団体に対する支援もお願いしたい。

資料2－⑤

ボランティア団体等へのアンケート　一覧

番号	団　体　名	代表者	備　考	回答の有無
	（亀山市ボランティア連絡協議会　構成団体）			
1	清和友の会	石河　豊	高齢	有
2	亀山点訳友の会	小林　五十子	障がい	有
3	関点訳友の会	北崎　登美子	障がい	有
4	在宅ネットワーク愛里寿	明石　澄子	高齢	有
5	亀山ロマンチカ	宮村　照子	高齢	有
6	福祉サポート隊	波田　雅二	障がい	有
7	たんぽぽ	佐野　秀子	高齢	無
8	こでまり	菅　真伃	高齢・障がい	有
9	亀山自助具の会	足立　勇	高齢・障がい	有
10	たすけあいクラブ	渡辺　重和	高齢・障がい	有
11	カラオケボランティアローズ	原　幸子	高齢	有
12	亀山市シルバー人材センター	安藤　定紀	高齢	有
13	亀山市食生活改善推進協議会	小林　文子	健康づくり	有
14	かぼちゃの会	田中　政子	高齢、障がい	有
15	みっくすドロップ	服部　さおり	子ども	有
16	つくしの家ボランティアサークル	高本　真貴子	障がい	無
17	亀山国際交流の会	田中　義雄	外国人との交流	有
18	子育て支援「かめのこ」	伊藤　栄子	子ども	有
19	亀山朗読奉仕会	谷口　倫子	障がい	有
20	亀山バリフタウン推進の会	渡邊　佐智男	高齢・障がい	有
21	安心を備える女性の会　CEF	山口　淳子	防災	有
22	災害通信ボランティアネットワーク亀山	小林　進	防災	無
23	亀山市保育園・こども園連絡協議会	今村　泉	子ども	有
24	かめやま障害児者を支える会	石田　智子	障がい	有
25	亀山おもちゃの病院	植田　惠昭	子ども	有
26	かみきりむしの会	市川　兼三	子ども	無
27	NPO法人夢想会　夢想工房	佐野　健治	障がい	有
28	NPO法人　ぽっかぽかの会	浜野　芳美	障がい	有
29	Let's スポーツわくわくらぶ	上田　佳士	総合型スポーツ	有
30	ENJOYスポーツかめ亀クラブ	小林　茂	総合型スポーツ	有

団体調査票結果

番号	団　体　名（郵送）	団体の名称	主な活動内容	期間	団体の人数	年齢構成など	活動を始めるきっかけ	５年前と比較		活動の範囲		問題となっていること	活動を続けていくために必要なこと	人材の育成について	他団体等との連携について	「地域福祉」全般について
1	清和友の会	清和友の会	清和荘内における活動とボランティア連絡協議会の活動に参加。清和荘内では、生け花、編み物を主として、2名が月１回講師として指導。ボラ連の行事としては、年１回研修旅行、亀山市内の行事に参加をし、他のグループと交流をしている。	設立昭和62年10月（1987年） 期間29年2ヶ月	7人	80代：4名 70代：3名	平成19年に前会長の死去により、その後引き継ぎ(会の）をしただけで、詳細は解りませんが、会の目的によれば「会員相互の親睦、知識の向上及び施設との連携交流を図り、もって会の育成に努めることを目的とする。」との意味合いから、施設の近くに住まいを持つ人が尽力をされたと思います。	4	わずかに減少している。	2	市内の一部の地域	会員の減少減少と高齢者が多く、後継者も居ないのが現状で、設立当時は40名程の会員で年齢的にも60才前後で活発な活動も出来たが、今では講師も高齢となり（当時は8名程いた）現在は2名～3名程になっています。 活動内容は手芸、編み物、俳句、書道、絵画、生け花、ｶﾗｵｹ、紙切り虫の会等々ありましたが、現在は編み物、生け花の2グループのみです。	若手の後継者作り。	何事をするには自分１人では限界があるので、市の広報誌又、市、街（地区）の機関集会所の掲示板等に呼びかける出来るだけ多くの人の目に止まるように。	ボランティア連絡協議会の一員として決めた事項に従い、会員に連絡（電話、書類の手配り又は郵送）する。後日行事について参加の可否を確認。実行に移す。地域との連携は私自身高齢（88才）で実施は無理です。	–
2	亀山点訳友の会	亀山点訳友の会	一般書籍（小説、エッセイなど）の点訳 視覚障害者との交流 点訳指導	昭和62年11月発足　30年	H29.1月現在 団体数 13名	80代：3名 70代：6名 60代：4名	亀山市の点字講習会	4	わずかに減少している。	3	市域を越えた地域	–	後継者を育てること。	「点訳」を知ってもらう機会を作る。講習会など。	–	–
3	関点訳友の会	関点訳友の会	視覚障害者の為に書籍の点訳 小中学生の点字体験	設立平成7年4月～	H29.1月現在 6名	80代：2名 70代：2名 60代：2名	平成6年社協主催の点訳者育成講座に何名かが出席し、講座終了後、"関点訳友の会"とし発足	3	1割以上減少している。	3	市域を越えた地域	会員がなかなか増えない	一人でも多く会員を増やす事	点訳体験ボランティア講座も開催して下さるのも一つの方法です。	–	–
4	在宅ネットワーク愛里寿	在宅福祉ネットワーク　愛里寿	・施設ボランティアや地域活動等のグループのつなぎ ・愛里寿としての活動	設立平成11年3月1日	会員数74名	平均年齢76才	・清和友の会の活動限界をカバーするため愛里寿発足 ・地域高齢者・障がい者との活動 ・イベント備品の活用	3	1割以上減少している。	3	市域を越えた地域	–	V活動等できるまで続けていくこと	無理をしないこと	活動を減しています	5年前から新しいグループメンバーの加入をへらしています。新しいVが新しいグループとして活動していければ良いと思っています。
5	亀山ロマンチカ	亀山ロマンチカ	主な活動内容は、市内外において地域の子ども会、老人会、地域の行事の中や福祉施設等でマジック、南京玉すだれやバルンアート、大道芸など、広く演技をして楽しんでいただいております。地域のんたち、子どもたち、お年寄りの人たちとの対話もできるように!!	本年で16年目	新しい人はなかなか加入していただきません。初めのメンバーが減りつつ、現在7名	75才位（平均年齢）	「マジックを始めとして、人の前で出来ること、そして楽しんでいただき、みんな一緒になって輪を持てることは何か」それが自分の励みとなり、活き活きさを感じられる。	3	1割以上減少している。	3	市域を越えた地域	マジックをするのに"マジック道具"が次から次へも欲しくなり、お金がかかります。やはり同じマジックばかりではいけないから。	今まで一度もメンバー間でトラブルは起きていません。活動していくにあたり、一番大切なことで、お互い理解し合い、協力し合って、16年も続いてきました。それともう一つ「マジック」が好きで行った所々で大きな拍手をもらい"次も頑張ろう"という気持ちが全員に有りみんなが誇りを持っていることです。	今まで3～4人程新しく加入していただいたことも有りました。しかしながら時間的、家庭的な都合で続かないことが実際有りました。「無理をせず、時間に余裕がある時でいいよ」といいながら一緒にしていたのですが（一つ一つやり方等教えていたのですが）本人の気持次第だと思います。これから一緒にボランティア活動をしていこうという気持、これがあればどんな事でもクリアー出来ると思います。	市民行事や地域活動等で他の団体さんたちと合う機会はたくさんあります。お互いお話をし良い面で楽しいです。 何の活動もしないで家に居るよりこうして外へでていろんな方々との対話等連携してこれからも深めていきたいと思っています。	–
6	福祉サポート隊	福祉サポート隊	・あいあい敷地内環境整備（玄関前駐車場）草刈り、剪定、草取り等 ・支えあい、ふれあい入浴日（障害者の入浴介助） ・福祉施設のボランティア（亀山老建・亀寿苑等） ・あいあい祭り、亀山城さくらまつり、関観音山春まつり、しょうぶ祭、お茶まつり、石水渓まつり等イベントに参加、協力	設立平成17年4月	9名（男6名、女3名）	80代：4名 70代：4名 60代：1名	白鳥の湯に従事していた当時県内外から多くのお客様がみえる中ふれあいガーデンや足湯方面の雑草が気になりだしてボランティアで何とかしようと思い仲間を誘って活動をはじめました	5	増減は無い	1	亀山市全域	会員の高齢化が進み体力的に無理な事もあり充分な活動が出来なくなりました。	第一は健康で意欲を持って一致団結していく事	・会員が友人、知人、職場の人に声かけをする ・他団体との協力関係を持つ	亀山ボランティア連絡協議会と連携して活動しています。各まちづくり協議会、自治会等と連携して活動しています。	–
7	たんぽぽ								#N/A		#N/A					
8	こでまり	こでまり	・障がい者や団体への協力 ・特養入居者への手芸、工作、話を通じての生きがい作り ・季節行事参加	平成元年から約28年	10名程	63～82才	「安全の里」（特別養護老人ホーム）ができ、入居者への生きがい作りの手助けをと…。	3	1割以上減少している。	2	市内の一部の地域	会員の高齢化	若い人の参加	–	愛里寿（在宅福祉ネットワーク）の仲間でお互いに協力しあっている	–
9	亀山自助具の会	亀山自助具の会「ピノキオ」	社協窓口でお年寄り、体の不自由な方への日常生活の便利道具の相談と製作、医療センター、リハビリ室（西岡先生）と自助具相談、入院患者への自助具相談、あいあい祭り、ボラ連行事の参加	4年半	10名	80～64才	亀山に自助具クラブがなく鈴鹿自助具くらぶ"ダブルシュークリーム"が亀山にも自助具くらぶが必要と後押しされたのがきっかけ	4	わずかに減少している。	1	亀山市全域	社協窓口としてもう少し力を入れて頂きたい	今はぼちぼちでいいので上記5（問題となっていること）を。	もう少し現状を続けます。	しばらく現状で良く、特になし。	特になし。

団体調査票結果

番号	団　体　名（郵送）	団体の名称	主な活動内容	期間	団体の人数	年齢構成など	活動を始めるきっかけ	５年前と比較		活動の範囲		問題となっていること	活動を続けていくために必要なこと	人材の育成について	他団体等との連携について	「地域福祉」全般について
10	たすけあいクラブ	たすけあいクラブ	高齢者や障がい者が、地域で暮らせるよう、公的・私的サービスを利用してもなお必要とされる支援を提供する。具体的には、粗大ゴミ出し、買い物、受診付添い、掃除など。	4年半	14人	50～60歳代	市社協から話をいただいて	2	わずかに増加している。	1	亀山市全域	会員相互の連絡、情報交換がやりづらい。	–	–	市社協から支援要請があり、支援した後は報告している。	–
11	カラオケボランティアローズ	カラオケボランティア　ローズ	火曜、金曜の週2回、亀山老建にて活動。1～2ヶ月に一度、発表会を企画。	平成28年4月1日設立	8名	–	歌うことによって肺活量を増やし、運動として楽しみます。また明るく楽しく生きられるよう、気持ちに張りを持つことを目的とします。		–		–	–	–	–	–	–
12	亀山市シルバー人材センター	公益社団法人　亀山市シルバー人材センター	シルバー人材センターは、定年退職者等の高年齢者に、「臨時的かつ短期的又はその他簡易な業務」を会員に提供し、ボランティア活動をはじめ様々な社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献しています。「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する組織です。 ・地域の家庭や企業、公共団体などから請負・委任契約により仕事を受注し就業する。事業所の社員と混在して就業する仕事や、発注者の指揮命令を受ける場合は、労働者派遣事業により就業する。 ・公共施設や商業施設等の清掃活動（ボランティア）、あいあい祭り、食の祭典への参加	平成8年6月社団法人として設立されて20年	合計292名 平成29年1月31日現在	60～64歳：男性12名女性4名合計16名（5.4%） 65～69歳：男性72名女性16名合計88名（30.6%） 70～74歳：男性79名女性35名合計114名（38.8%） 75歳以上：男性45名女性29名合計74名（25.2%） 合計：男性208名女性84名合計292名	昭和61年「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」が施行され、定年退職者等の高年齢者に就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供するため設立された。	3	１割以上減少している。	1	亀山市全域	会員の入会が減少していることから、新規の受注依頼に応えられない場合がある。今後は、家事援助、新総合事業も始まることから、特に女性会員の拡大が必要であり、心身ともに健康で働く意欲のある会員の入会は課題である。	継続雇用制度の導入により、新会員の年齢が高くなってきている。最近、会員の就業希望は、本格的な雇用ではなく、追加的な収入を得るための就業を求める傾向にある。多様なニーズに対応した就業機会を提供するセンターが求められる。高齢者のニーズの動向（短時間勤務希望、ホワイトカラー層等）を踏まえ、新たなニーズに対応できる仕組みについての検討が必要である。	顧客の満足度を高めるためには、会員の資質向上が必要である。シルバー人材センターの基本理念の周知を図るとともに、仕事のでき具合やマナー等の発注者からの情報を把握し、また、技能の研鑽・向上のための各種技能講習や研修会を実施する。	新総合事業の実施に向け、市健康福祉部長寿健康づくり、地域包括支援センター並びに社会福祉協議会との会合が始まったところである。	–
13	亀山市食生活改善推進協議会	亀山市食生活改善推進協議会	市民の方々への健康づくりのお手伝を調理実習を中心に生活習慣病予防食などを伝達する活動	設立は昭和55年から	現在43名	–	–	3	１割以上減少している。	1	亀山市全域	・活動のなか、コミュニティー公民館などの施設を借りての活動ですが、施設によっては調理器具が思うように揃っていない事が不自由です。 ・会員の高齢化	・調理室の設備 ・施設の使用料を考えてほしい事 ・会員の増加	会員の育成には、行政との関わりがあります。栄養教室終了後に会員となる。この教室を開講して頂くことが必要です。	他団体から依頼があっての活動	–
14	かぼちゃの会	かぼちゃの会	総合保健福祉センター2階で日に1度開催 サロンのテーマソングを歌い、体操をして、手芸、工作、講話を聞き手作りの食事をして午後はゲームや脳トレクイズをして季節に合ったおやつをいただいて一日楽しく過ごしています。	平成12年6月設立	会員21名 スタッフ11名	会員80才 スタッフ70才	社協さんが主体となって会員様を集めボランティア活動を広めるために始めた養生所の様な感じで社協さんの補助員の様な感じで参加し、色々勉強させてもらい、各地でボランティア活動を始めた方もいますが、会員さんでこのまま続けてほしいと言われ社協さんからはなれて私達で続ける事になりました。	2	わずかに増加している。	1	亀山市全域	スタッフとして入会してもらえる人がいない。 会員様として入会したい人はいますが断っている状態です。	もっとスタッフの入会を願っています。	–	–	–
15	みっくすドロップ	みっくすどろっぷす	・発達につまずきのある児・者への余暇の過ごし方へと繋がる体験の場を用意（調理・プール、ネイル・おもちゃ図書館等々） ・家族や関係者・周囲の人たちが一緒に考える場の提供として講演会（勉強会）の開催 ・福祉施設の見学	–	–	–	発足当時、亀山市に於いて療育施設がなく、他市へと通所しなければならなく、その負担も大きいものでした。障がいの有無にかかわらず、亀山市の子は亀山市で育っていくべきという思いから療育という場の存在を知ってもらい亀山市においても必要であることを発信していくとともに、保護者間の繋がりをもちたいということが会としての活動のきっかけとなりました	5	増減は無い	3	市域を越えた地域	特になし	講演会、勉強会等を開催していく為の会場（無料で貸出していただける場所）	–	余暇活動を充実できるよう、会の体験活動として講師依頼をしていければと思っています	–
16	つくしの家ボランティアサークル															

団体調査票結果

番号	団　体　名（郵送）	団体の名称	主な活動内容	期間	団体の人数	年齢構成など	活動を始めるきっかけ	５年前と比較		活動の範囲		問題となっていること	活動を続けていくために必要なこと	人材の育成について	他団体等との連携について	「地域福祉」全般について
17	亀山国際交流の会	亀山国際交流の会	市内在住の外国人と市民が交流することにより、互いの文化を理解し合い、助け合い、“亀山に住んでよかった”と思えるまちにしたく、料理教室、みらいじゅく、KIFAMIGOを開催しています。	2001年10月設立、昨年で15周年	会員27名	20～70代	2001年市民交流の場“きらめき亀山”にて市民が国際交流について話し合い、そこで出された課題を解決する為に活動をスタート	3	1割以上減少している。	1	亀山市全域	会員の減少	国際交流に理解し、活動したいと思う人を募集して行く	定年が65才になった今、50才代の方々がボランティア活動に関心を持ち、積極的に参画したいと思える啓蒙活動を行政と共に行っていく	・各自治会様と通訳の依頼が有れば参加している ・ヒューマンフェスタ等に参画	市に国際交流協会を設立していただき、我々がそこに参画する形にしたい
18	子育て支援「かめのこ」	子育て支援「かめのこ」	亀山市ファミリーサポートセンター、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て支援員研修事業：（亀山市よりの委託事業）運営 かめのこスマイル（研修会講座等の会場での集団託児）、あいあいまつり、ヒューマンフェスタへの参加	23年	会員数 ・依頼会員 250人 ・援助会員70名 計320名 ・スタッフ（アドバイザー）5名	・依頼会員：子育中の20～40才代 ・援助会員：30～70才代まで ・スタッフ（アドバイザー）：60才代1名、40才代2名、30才代2名	企業誘致、団地の急増、他所からの転入などで核家族化が進み、近くに祖父母など子育てを助けてもらえる人がいないなど、子育て支援のニーズが高まったことで、孤立化する子育てを地域で支える社会のしくみが必要だった	1	1割以上増加している。	1	亀山市全域	・託児依頼に対応するために必要な援助会員の確保が難しい ・公共施設（児童センター、あいあいっこ、アスレなど）での託児を希望する人が増える中、常設の託児ルームが欲しい	・援助会員の確保 ・集団託児の依頼に対するスタッフの人件費	研修の機会を設けることと、それに伴う費用の確保	・行事等の際に他団体の人に講師として来てもらったり、手作り玩具の作り方を教えてもらったりしたことがある ・ボランティア団体交流会や、あいあいまつり・ヒューマンフェスタなどに参加	講習会、講演会、講座、PTA総会等開催時の集団託児の依頼が増加、多様化しており、その受付事務、ボランティア確保、教材（玩具）準備等の処理をファミサポ業務の傍ら、兼務で処理することが困難な状況が続いており、業務分担（担当制）を検討しましたが、費用面での見通しがつかず断念しました。 子育て支援の需要が高まる中、何かよい方法があれば教えていただきたいと思います。
19	亀山朗読奉仕会	亀山朗読奉仕会	市広報・市発行刊行物・市議会だよりの音訳、CD作成、発送（月2回） 山鳩文庫（会員が新聞記事等より抜粋したもの等）音訳、制作、発送（月2回） 市立図書館よりの要請図書の音訳、制作 県視覚障害者支援センターよりの音訳要請図書の音訳、制作（音訳資格者7名） 会員勉強会（外部講師　年6回、内部講師　年6回、（その他必要に応じ随時））	設立S54.6	H28年度　15名 （設立当初3名）	40代～80代	昭和54年に市の依頼により発足（当初なでしこ会、S58.4現名に名称変更） 当時の活動内容は市広報・県政だよりなど、市から配布される刊行物の録音テープや自主制作テープを作成し、市内在住の視覚障害者に届けていた。	3	1割以上減少している。	3	市域を越えた地域	1．リスナーの減少（高齢化によるものが多い）及び新規リスナーの把握の困難さ 2．会員の高齢化、新規会員募集の困難さ 3．会員となり即戦力となることのむずかしさ…講習会、勉強会必要 4．講師育成の困難さ…現在は県の指導者講習会も行われているが全国的に行われている講習会等に自費で行っている（県の推薦要）。今お願いしている外部講師も高齢化もあり継続もむずかしくなっていきている	1．リスナーをどういう形で把握し、利用してもらうか 2．図書館との関係を密にし録音図書作成を増やし利用しやすくすること 3．会員及び講師の継続的人員確保	1．音訳奉仕の必要性を広く周知 2．リスナーが気軽に利用できる啓蒙活動 3．会員の人材の継続確保 講習会等を継続的に行ってゆく	行政（広報等、図書館等）との連携を密にし、リスナーが利用しやすい状態を作ってゆくこと	会員を継続的に人員を確保してゆくことにむずかしさを感じています。今後ますます機械化（PC化）が進むと思いますので、新規退職者等機械を扱う人にも会に参加してもらいたいと思います。
20	亀山バリフタウン推進の会	心のバリフウン推進会	①イベント（福祉のめんめんフェスタ開催、街道まつりの甲冑行列等）の参加を通じ、心のバリアフリー実践活動の推進の啓発活動を行っています。 ②亀山市内のバリフマップ作成 バリアフリー調査員の資格を取得し1年間掛けて市内の主なところの、調査を行い、ネットにアップいたしました。「亀山市バリフマップ」で検索参照できます。現在54ヶ所登録。 ③推進会で、バリフタウン賛歌、バリアフリーの歌の作詞、作曲をおこない、イベントのPRソングとしています。 ④バリアフリーの寸劇の上演及びDVD作成（10間）	2011年11月から現在までの5年間	約15人	50歳から75歳までの男女	2011年11月12日～14日の3日間に亀山市で行った、車椅子レクダンス全国大会に、車椅子利用者は、60人参加していただきました。また、全国各地から200名、韓国から16名。3日目には、車椅子利用者の皆様に、伊勢神宮の最後の70階段を、皇學館大學の学生さん80名の、若い力を借りて、自分の手で、直接賽銭を上げていただきました。感動と涙の交流でした。全体では、800人の来場をしていただき、盛会に開催できました。 3日間でボランティア2300人のお力をお借りいたしました。 さらに、この大会で掲げた、「目指そうバリフタウン」のスローガンを実現するため、継続して活動をしています。	3	1割以上減少している。	1	亀山市全域、一部鈴鹿市	活動仲間の増員及び高齢化、 予算増 会員の実力と体力の相応の活動とPR方法	新しい仲間の人選、 その後の運営方針 うまくまとめてくれる、リーダーの存在	団体が長く仲良く活動していくための、担い手の人選方法が重要と考えます。（無理に誘った会員は、団体の不和を招くかもしれません） 団体の中で、批判の多い人をうまくリードしていけば、大きなカとなるときがあります。 素晴らしいリーダーに長い期間頼るか、定期的に交代が必要な時もあります。 団体の運営（総会）会議や、定例会に専門分野の方が参加し、応援や支援のアドバイスが大切と思います。市役所からの派遣の必要性を要望いたします。 理由→団体の雰囲気を察知し、軌道修正や、対人関係の指導が必要と思います。学校関係だけでなく、社会の、いじめの早期発見も重要と思います。	–	–
21	安心を備える女性の会　CEF	安心を備える女性の会　CEF（	防災減災啓発活動を毎月1回の定例会を行い意識向上の為に自治会行事、幼稚園、学童保育、亀山市消防署の女性防火クラブなどで防災グッズ作り、防災かるた、防災すごろく、紙芝居等を行っている、 防災意識向上と知識控除の為にみえ防災コーディネーター防災士を取得、防災講演会参加	H19.11設立から本年10周年目	11名	平均年齢58才	H19.4.15　三重県中部地震の発生で、亀山市において震度5強の揺れを経験したことから、地域に置いて、女性の視点で何かできることはないかという観点から有志が集まった。 長期的な活動にしていくために無理をせず身近なことからやっていく。	2	わずかに増加している。	1 4	亀山市全域 その他（講演会参加や地域活動の参考に他地域に見学）	メンバーの半分以上が職業を持っている為、平日の活動がメンバー不足になる	新しいメンバーが入って頂くことが望ましい 自治会の総会などで声かけするがきびしい 通信を年1回といわず定期的に発行してPRをしていくこと 個人的に人脈で声かけしていくことが必要	三重大学でみえ防災コーディネーターを取得したり（1名）、防災士を取得し（2名）専門知識を学んで一人でも多くの女性が力を発揮できるように努めること	アクティブ亀山さんと意見交換 民生児童委員と防災啓発の話し合い 女性防火クラブの他地域の方とも話し合いをした	–
22	災害通信ボランティアネットワーク亀山															

団体調査票結果

番号	団　体　名（郵送）	団体の名称	主な活動内容	期間	団体の人数	年齢構成など	活動を始めるきっかけ	５年前と比較		活動の範囲		問題となっていること	活動を続けていくために必要なこと	人材の育成について	他団体等との連携について	「地域福祉」全般について
23	亀山市保育園・こども園連絡協議会	亀山市保育園・こども園連絡協議会	・あいあいまつりにおいて「絵画展示」「手作りおもちゃコーナー」「出前保育」での参加 ・保育士を対象とした研修会の開催 ・調理員を対象とした調理実習開催 ・毎月実施の園長会議・給食会議の開催 ・公私立保育園・こども園としての研究発表にむけて、実践の取り組み	–	亀山市の公私立保育園・こども園に勤務する職員。	20歳代～60歳代	–	2	わずかに増加している。	4	その他（日頃は亀山市内、研究発表が当った年は市外にて発表を行う。）	–	–	–	–	–
24	かめやま障害児者を支える会	かめやま障害児者を支える会	年間3つほど行事を行っています。 社会見学（障害の子供たちでも取り組める体験型）28年度はウィンナー作り、ぶどう狩りを実施 クリスマス会（プレゼント交換、ビンゴゲーム） お楽しみ会（ボーリング、勉強会など）	平成12年5月15日設立	19名	70代：4名 60代：10名 50代：5名	設立した初期の会員の方は亡くなられたり、脱会したりと言うことでハッキリしたことは分りませんが、障害を持つ子供たちの将来を見据えた活動、今現在の子供たちを少しでも支えたいと言う気持ちで設立しました	4	わずかに減少している。	3	市域を越えた地域	会員の高齢化	若い会員を増やしたりボランティアさんの充実 新規会員の勧誘も随時行っていますが難しい状況です	–	社会福祉協議会を通しての連携 緊急時は直接電話連絡をしています	–
25	亀山おもちゃの病院	亀山おもちゃの病院	定期的（毎週第3土曜）または、不定期に「おもちゃの病院」を会員、地域のイベント等にも随時参加。 「放課後こども教室」に参加、1～5年生の学年別におもちゃ作り教室を第3水曜日に開いています。	平成19年1月15日設立	12名	50～78歳	壊れたおもちゃが捨てられる前に、おもちゃを直して再利用できる場があれば…と思い活動を始めた。おもちゃの修理を通じて親子に「モノ」の大切さと資源の有効活用を啓発すること、また親子との交流を通じて会員が地域活動へ参加し生きがいを得ることを目的としている。	5	増減は無い	1 3	亀山市全域 市域を越えた地域	(1)修理が2～3ヶ月となり、連絡するも、引き取りがないおもちゃが発生する事 (2)連絡にほとんどが090～の携帯の連絡であるが通話出来ない事で、引き取ってもらえないおもちゃが残る事です。	後継の会員の入会が？である	PR・募集（方法やタイミングは考える必要有り）	特殊（特別）な環境の団体ですが、県内で連絡会をもっている。 三重おもちゃの病院連絡会	–
26	かみきりむしの会															
27	NPO法人夢想会　夢想工房	夢想工房	学校は卒業したがすぐに就職できない障がいのある方や就労したのに、解雇された方が就労に向け日々訓練する所。 その中で、集団生活に必要な協調性や個々の感性を大切にし、スポーツ等でも自信をつけていき、自他の尊重を大切にしながら自立に向け取り組み、一般就労を目指す。	平成16年設立 平成22年NPO法人格取得	定員20名	現在利用者年齢 24～60才	亀山電業社で、社会貢献の一貫と思い、障がいの方を雇用したが、すぐに仕事が覚えられず、お尻をたたいてでの仕事では、本人達の楽しみも生きがいも無い。生きがいを見出す為にも、保護者様とも共にゆっくり共育しながら、本人達の自信をつけていく事、本人達からの就労の希望が保護者ではなく、自分の思いから希望が出る様にと思い立ち上げた。	6	その他（19名→12名（現在））	4	その他（自主通勤できる様な範囲が望ましい）	直Bがなくなり、移行をとおらないとB型に来られない。B型が就労させていないわけではない。就労させてサポートを行う中、就労させれば事業所経営は難しくなる一方、それでも就労を目指す方は就労しサポートを続けるスタンスは変えない。 事業所存続が無理になった時、利用者様達の居場所、訓練の場の確保の問題、それと後継者の問題。	①制度改革 すぐに就労できなくても意欲のある方は5～6年かかっても…ぐらいの気持ちで直Bが必要 ②他の事業所立ちあげにおいて、市政が実態をきちんと把握してほしい（申請を下ろす前や相談にみえる時に）	やる気の問題であり、人育については、人にどれだけ言われてもやる気がなければ無理と思う。担い手を増やすなら、生活保護の方々が少しでも働ける様にしたら増えると思いますが…	会議等での同席、連携していることも有るTel等での連絡 個々で必要と思われる事は連絡している 実施したいことについて、現状で良い、望まない	行政は今、単なる書類作成し、発行だけの窓口になっていないか？人口的な割合からそうなって「室：がなくなるのは制度上当たり前ではあるが、できる限り寄りそった支援、障がいの方、高齢の方、家族全体を見ることができる行政であってほしい。 受けとめる事ができない行政は、誰が原因なのか答えてほしい。
28	NPO法人　ぽっかぽかの会	NPO法人　ぽっかぽかの会	・バザー参加 ・勉強会・座談会 ・ランチトーク ・お菓子・パン作り教室 ・レクリエーション活動 ・ぽっカフェ ・梅干し作り ・かめっこクッキー製造・販売	2002年8月設立	28名	20代～70代	自分の子どもに障がいがありました。亀山に転居し、障がい者児団体に入りましたが、共に生きるという部分で違和感があり、まだ"きらめき亀山"という活動に参加をし、その中で障がいについて考える部分にも属しましたが、身体障害者の事が中心となり、ここにも違和感を感じ、市民活動の皆さんに後押しされ、知的障がいについて関心のある方、保護者3名で始めました。	3	1割以上減少している。	1	亀山市全域	資金集め、人材集め	事業立ち上げの為の人材確保 事業を立ち上げれば助成金が入る	最低賃金を支払えるだけの資金力 ボランティアの活用	・材料の調達（野菜等） ・託児の利用	–

団体調査票結果

番号	団　体　名（郵送）	団体の名称	主な活動内容	期間	団体の人数	年齢構成など	活動を始めるきっかけ	５年前と比較		活動の範囲		問題となっていること	活動を続けていくために必要なこと	人材の育成について	他団体等との連携について	「地域福祉」全般について
29	Let's スポーツわくわくらぶ	NPO法人　Let's スポーツわく	総合型地域スポーツクラブで年間を通じてスポーツ系11種目、文化系1種目の教室を定期的に開講している。また会員以外の方からも参加できるイベントを年に3種目ほど実施している。	設立して7年経過	会員数（平成28年度）345人	小学生：157人 20代：4人 30代：21人 40代：35人 50代：45人 60代：57人 70代：26人	市からの働きかけもあり、子どもたちのスポーツ人口の二極化や体力低下、また高齢化が進み運動不足になりがちな社会環境の中、明るく元気なまちづくりを目指し、誰でもいつでも気軽にスポーツや文化活動を親しむことができる場を提供しようとの思いから。	1	1割以上増加している。	1	亀山市全域	・市からの財政支援がなくなり、自己財源の確保と拡大 ・外部団体助成金の財政対象が厳しくなってきている。また申請や報告など事務処理にかかる負担が大きい。	・各教室の収支バランスから受講料の見直し ・市への財政支援要求 ・市や県など関係機関の情報提供を受け助成金の確保 ・事務処理関係の人材育成と確保	・機関紙（クラブ新聞）やインターネットを通じて情報提供やイベントを実施し会員の増加はもとより指導者や運営スタッフの育成・募集をはかる ・スタッフ研修会の実施や県や他団体で行われる講習会等へ参加し資質向上に努める	・市や県の体育協会から指導員やアドバイザーを派遣していただいている。また県のネットワーク事業からの情報提供で交流会等の実施や参加を行っている。 ・昨年は市内単位スポーツ少年団に働きかけ、お互いにメリットとなる方策を話し合い、クラブに入会していただいて行事を行うことができ会員増加にも繋がった。 ・今後も他団体とはそのスポーツを取り入れることで、お互いの課題を出し合って、相互に課題克服ができる運営ができれば良いと考える。	・受益者負担や自主運営の原則は理解できるものの、財政不足では受講料を上げざるを得なくなり、会員減少にも繋がる。トップアスリートを育てるクラブではなく、総合型地域スポーツクラブの主旨から、市民の健康増進や明るいまちづくりを願うに当たり行政からの財政支援を望む。
30	ENJOYスポーツかめ亀クラブ	ENJOY　スポーツかめ亀クラブ	ヨガ教室、スポーツ教室、市報に市民に呼びかける	3年目	約150人	小学年から高齢者（中間層なし）	亀山に2つ目のスポーツクラブを発足。旧亀山市にないために（地域総合型スポーツクラブ）、地域の人にスポーツを進めたかった為	6	3年目なので答えが出ません	1	亀山市全域	なかなか地域の人に広まっていない。地域の理解度がない（不足している）。	地域の理解度	柔軟な考えを持って進め、広めていく	今の所なし	なし

◆「第2次亀山市地域福祉計画」骨子（案）

1　計画策定の背景

平成 12 年に改正された社会福祉法では、「地域における社会福祉の推進」が目的の一つとして明記され、誰もが自分らしく生活していくことを地域全体で支えるための法律が整備されました。その後、少子高齢化と人口減少の進行、経済の低迷等の社会情勢の変化を背景に、平成 19 年に「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項（厚生労働省）」が、また、平成 22 年には高齢者の孤立防止や所在不明問題に関して「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について（厚生労働省）」が各市町村に通知され、地域福祉計画の策定や改訂が求められることとなりました。

本市では、これらに対応するため、「ともに支え合い、いきいきと暮らすまち亀山」を基本理念とした亀山市地域福祉計画を平成 23 年 10 月に策定し、地域を支える意識づくり、安心してサービスを利用できる環境づくり、地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりに関する施策を進めてきました。その後、本市のまちづくりの基本となる「まちづくり基本条例」を制定し、地域まちづくり協議会が全地区に設置されるなど、地域福祉を取り巻く本市の状況も変化しています。

こうしたなかで、本計画は、地域や住民が抱える多様化・複合化する課題等を解決するため、本市における従来からの地域のつながりを維持・強化し、多様な人びとがともに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して策定するものです。

2　計画期間

第 2 次亀山市地域福祉計画は、基本理念や基本目標などの「総論」部分は、第 2 次亀山市総合計画基本構想とあわせて平成 37 年度までを計画期間とし、また、施策の方向などの「各論」部分は、総合計画の基本計画（前期・後期）と期間をあわせることとします。

<table>
<tr><td>年度</td><td>H28
(2016)</td><td>H29
(2017)</td><td>H30
(2018)</td><td>H31
(2019)</td><td>H32
(2020)</td><td>H33
(2021)</td><td>H34
(2022)</td><td>H35
(2023)</td><td>H36
(2024)</td><td>H37
(2025)</td></tr>
<tr><td rowspan="10"></td><td colspan="2" rowspan="2">地域福祉
計画</td><td colspan="8">第 2 次地域福祉計画（総論）</td></tr>
<tr><td colspan="5">前期計画期間（各論）</td><td colspan="3">後期計画期間（各論）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">高齢者福祉計画</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5">健康･医療推進計画</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">子ども･子育て支援事業計画</td><td colspan="5"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="8">第 2 次障がい者福祉計画</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">第 5 期障がい福祉計画
（障がい児福祉計画）</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="8">第 2 次総合計画･基本構想</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="5">前期基本計画</td><td colspan="3">後期基本計画</td></tr>
</table>

3　計画の位置づけ･性格

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定するもので、本市の最上位計画である第 2 次亀山市総合計画に即したものです。あわせて、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども･子育て支援などと整合しつつ、地域福祉活動計画と連携しながら福祉施策を総合的に推進するものであるとともに、生涯学習計画や地域防災計画など、他分野の計画との連携を図るものとします。

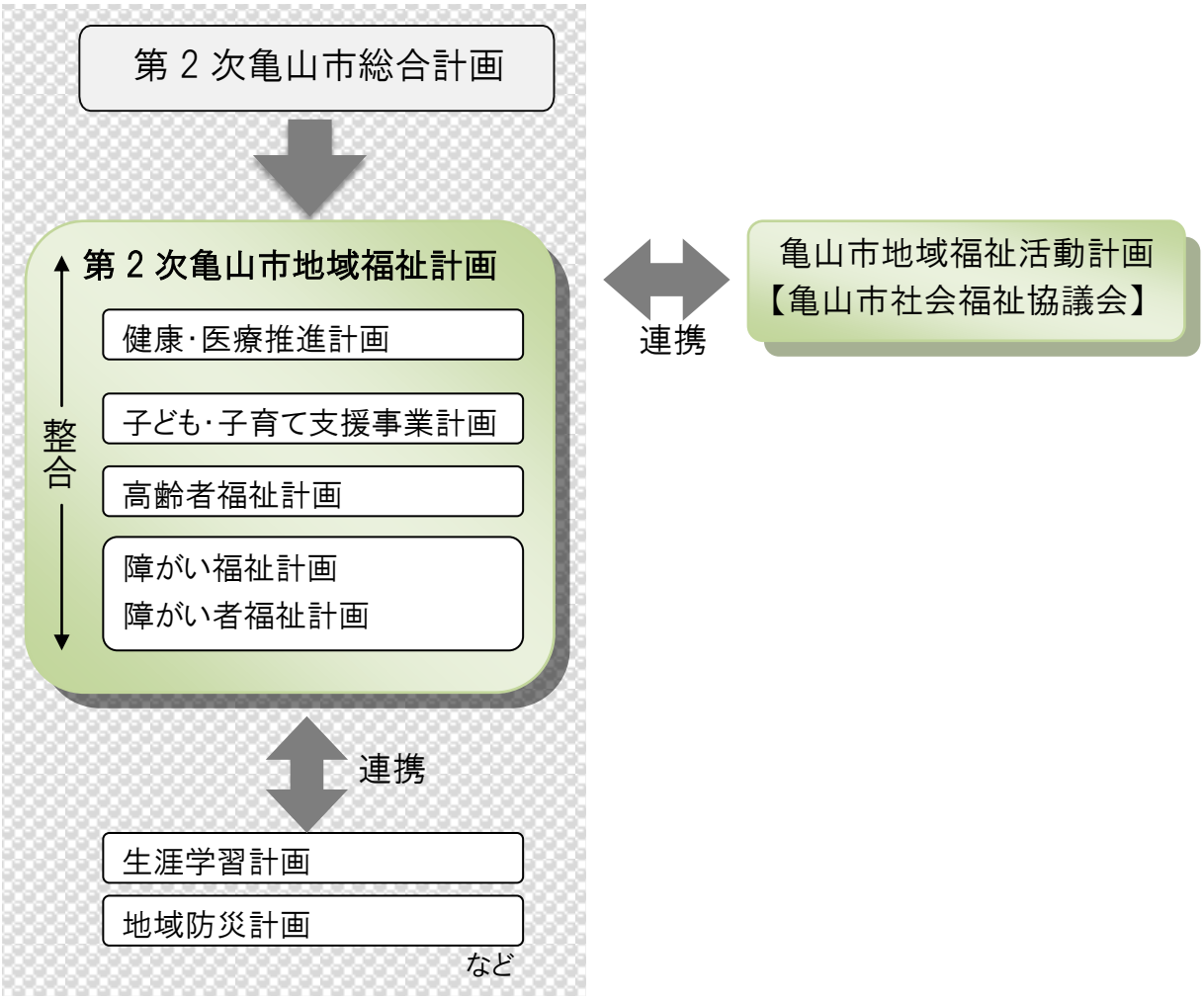

4 基本方針

(1)これまでの成果と課題

地区懇談会や団体ヒアリングにおける意見整理の結果から、地域福祉計画及び地域福祉活動計画による取り組みが進んだ成果があるなかで、次のような地域福祉課題が浮かび上がってきました。

1. 状況の把握と共有による「相互理解」

障がい者、外国籍住民などのマイノリティ(少数者)への理解はまだまだ不十分であり、何に困っているのか、どういうニーズを持っているのかが必ずしも把握できていないという状況があります。

また、一般的に核家族化した家族から子ども世代が自立して転出すると、高齢夫婦のみの世帯となり、やがて一人暮らしとなります。こうした人の中には閉じこもりがちの人もおり、地域から孤立していく懸念がありますが、個人情報保護のために支援すべき個人や家庭の情報が支援者の間で共有されないといった状況があります。

今後、こうした人びとを支援するためには、状況やニーズを的確に把握し、共有することによって、地域の中で支援される側と支援する側がお互いに理解を深めることが必要です。

2. 地域の社会資源を効果的につなぐための「コーディネート機能」

社会福祉に関する制度・サービスは非常に充実し、必要な人が介護や介助、自立のための支援、保育などを受けることができるようになりました。

個々のサービスが充実する一方で、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける上では、地域とのかかわりや地域での見守り、助け合いが不可欠となっています。

しかし、人口減少や少子・高齢化が進む中では、地域の人材や組織ができることにも限りがあります。こうした人材や組織力を「資源」ととらえて有効に活用するとともに、全体として最適な取り組みになるよう活動をコーディネートすることが求められています。

3. 困ったときに支援の取っかかりになる「相談窓口機能」

地域団体やボランティア団体として活動していると、何らかの相談を受けることがあります。身近な地域で素早く解決できることが理想ですが、問題が多分野にわたったり、専門家につなぐ必要があったりすると、地域での解決が難しくなります。

一方、行政組織も専門化が進み、いわゆる「縦割り」になりがちであるため、どこに相談したらよいかが市民には分からないという状況になります。

そうした場合に、だれも支援できない状況を防ぎ、団体が問題を抱えたままということにもならずに的確な相談・支援先につなげられるよう、まずは取っかかりとなる総合的な相談窓口を設けることが必要です。

(2)計画の考え方

①基本理念

亀山市では、地域での人と人のつながりを基本とし、顔の見える関係づくり、ともに生き支え合う社会をめざし、民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、ボランティアなどと市、市社会福祉協議会とが連携して地域福祉の推進を図っています。

従来は、地区コミュニティを基本として地域福祉の取り組みが進められてきましたが、平成 22 年４月の「まちづくり基本条例」の施行、平成 28 年４月の「地域まちづくり協議会条例」の施行を受けて、地域福祉課題の解決においても地域まちづくり協議会が重要な役割を果たすことが求められています。

一方、国も地域共生社会の実現に向けて、平成 28 年７月に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げました。今後予想される人口減少社会の中では、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を形成し、介護、障がい、子ども・子育て支援などの公的な福祉サービスと協働しながら、助け合って暮らせる「地域共生社会」を実現することの必要性が示されています。

こうしたことから、亀山市における従来からの地域のつながりを維持・強化し、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとがともに暮らせる「共生」の地域社会の構築に向けて、次の基本理念を掲げます。

ともに支え合い　ともに暮らせる　ふくしのまち

――共助と共生の地域社会を築こう――

②基本目標

基本理念「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」のもと、地域福祉にかかる次の3つの目標を掲げます。

1. 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

亀山市は約5万人の人口でありながら、市民活動、ボランティア活動が盛んなまちです。一方、今後は亀山市においても人口の減少と少子化が予測され、多分野で担い手が減少していくことが懸念されます。

このため、次代の地域を担う若者とともに、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者など、多様な人材の活用に向けて、福祉教育による意識づくりや活動への参加のきっかけづくりを市全体の取り組みとして進めます。

あわせて、支援の必要な人を制度的に支えられるよう、支援体制の構築を図ります。

2. 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

亀山市の各地域においては都会では途絶えがちな人と人とのつながりが残ると同時に、市民どうしや市民・企業・行政の距離が近い「顔の見える規模」のまちです。さらに、市内各地区では、地域にかかわる多様な主体が参画した地域まちづくり協議会が設立され、主体的にまちづくり活動が展開されています。

このため、地域福祉においても、地区単位でのまちづくりのしくみのもとでさまざまな主体が連携し、活動を活発化していくことで、地域住民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

3. 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

地区単位の活動が重要とはいえ、亀山市の市域は広く、地域によっては集落が離れていたり、坂道が多かったりという事情があります。地域の高齢化が進むなか、交通手段が限定されることなどから、実際の活動はさらに小規模の単位で取り組むことが求められます。

このため、支援の必要な人の見守りと日常生活の支援や、子どもたちへの声かけ、多様な人びとの居場所づくりといった助け合い、支え合いが小地域で実践されていくよう、身近な地域における活動の促進を図ります。

③地域のとらえ方

基本理念「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」のもと、地域福祉にかかる取り組みを重層的に進めるため、各層の「地域」を次のようにとらえます。

市域全体

亀山市の市域全体は、地域福祉にかかる人材の育成や活用を考える「地域」ととらえます。また、支援の必要な人に対する制度的な支援（＝公助）を行う「地域」ともとらえます。

地区単位

まちづくり協議会が組織される市内各地区は、さまざまな主体が連携し、地区住民の安心が確保されるような住民主体のサービスや取り組みなど（＝共助）を進める「地域」ととらえます。

小地域単位

自治会・集落の単位となる小地域は、居住する地域住民どうしによる助け合い、支え合い（＝共助）や生きがいづくりの活動（＝自助）を実践していく「地域」ととらえます。

あなたが考える地域の単位は、どの範囲と思われますか。〈アンケート調査結果より〉

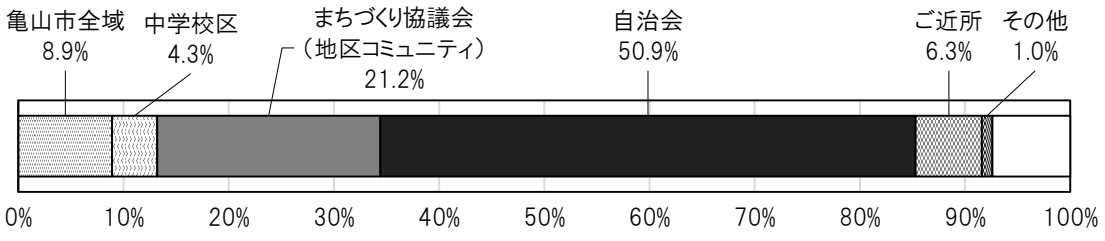

④計画の体系

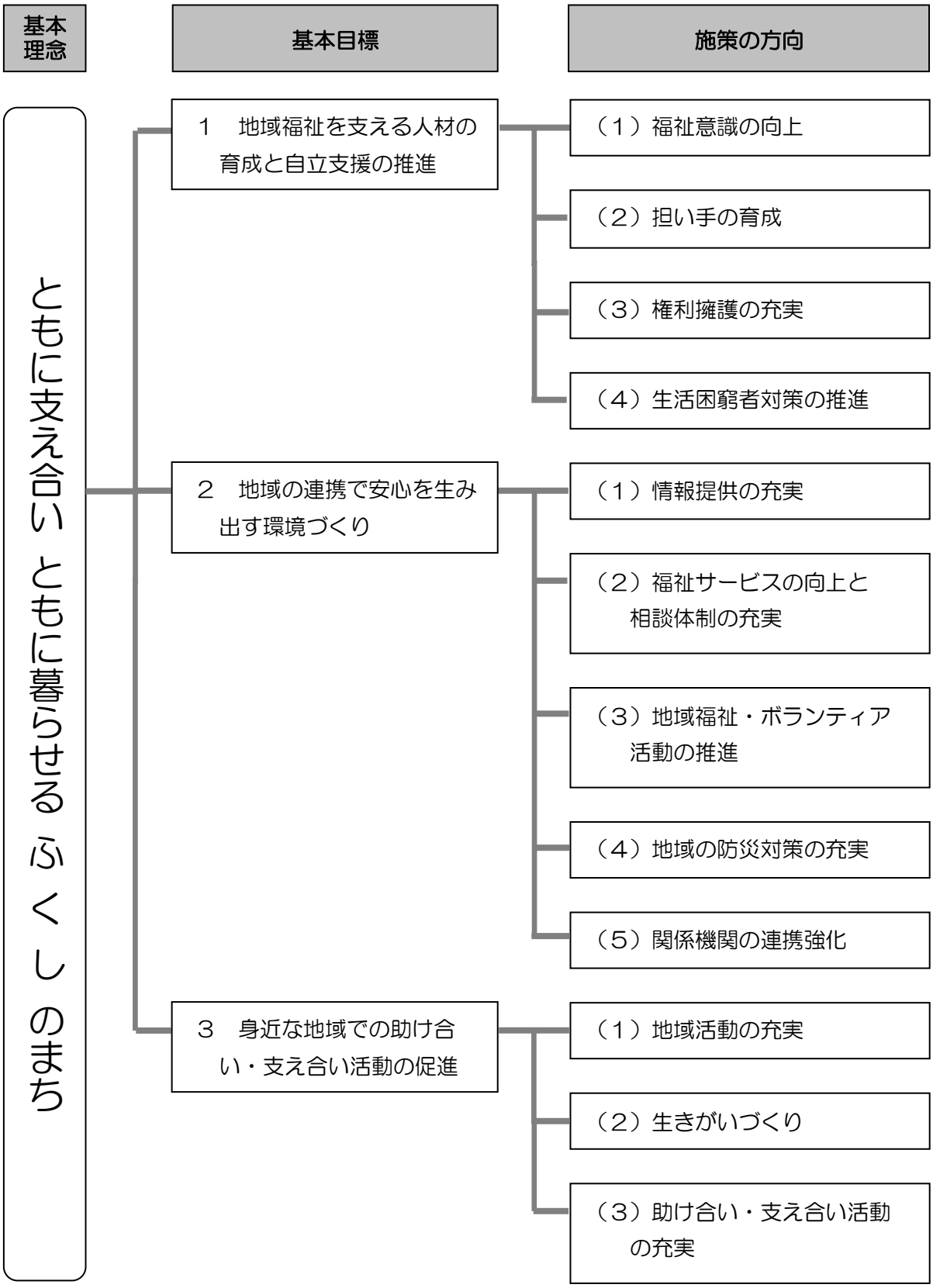
基本理念
基本目標
施策の方向
ともに支え合い ともに暮らせる ふくし のまち
1　地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進
（1）福祉意識の向上
（2）担い手の育成
（3）権利擁護の充実
（4）生活困窮者対策の推進
2　地域の連携で安心を生み出す環境づくり
（1）情報提供の充実
（2）福祉サービスの向上と相談体制の充実
（3）地域福祉・ボランティア活動の推進
（4）地域の防災対策の充実
（5）関係機関の連携強化
3　身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進
（1）地域活動の充実
（2）生きがいづくり
（3）助け合い・支え合い活動の充実

施　策　比　較　表

現　行	次　期
●亀山市地域福祉計画	**●第２次亀山市地域福祉計画**
１　地域福祉を支える意識づくり （１）福祉意識の向上 （２）健康づくり・生きがいづくり （３）地域福祉の担い手の育成 （４）ボランティア活動の推進	１　地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進 （１）福祉意識の向上 （２）担い手の育成 （３）権利擁護の充実 （４）生活困窮者対策の推進（H27 生活困窮者自立支援法）
２　安心してサービスを利用できる環境づくり （１）情報提供の充実 （２）福祉サービスの向上と相談体制の充実 （３）権利擁護の充実	２　地域の連携で安心を生み出す環境づくり （１）情報提供の充実 （２）福祉サービスの向上と相談体制の充実 （３）地域福祉・ボランティア活動の推進 （４）地域の防災対策の充実 （５）関係機関の連携強化
３　地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり （１）地域活動の充実 （２）防災・防犯対策の充実 （３）助け合い・支え合い活動の充実 （４）関係機関との連携強化	３　身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進 （１）地域活動の充実 （２）生きがいづくり （３）助け合い・支え合い活動の充実

●「第 2 次亀山市地域福祉計画」策定までのスケジュール（予定）

【凡例】 ○：決定、●：予定

		概　要
7 月 25 日（火）	第 2 回亀山市地域福祉推進委員会	○第 2 次亀山市地域福祉計画（骨子）について ○第 2 次亀山市地域福祉計画（中間案）について
7 月～8 月	事務局	●第 2 次亀山市地域福祉計画（中間案）の修正・変更作業
8 月 24 日（木）	第 3 回亀山市地域福祉推進委員会	○第 2 次亀山市地域福祉計画（最終案：パブリックコメント案）について
9 月下旬～10 月下旬	パブリックコメント	●パブリックコメント実施（30 日間）
10 月末	第 2 次亀山市地域福祉計画　策定	●計画本冊の印刷、公開など

資料 2

参考資料①

地域力強化検討会中間とりまとめの概要
～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】
・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
・課題の複合化・複雑化
・社会的孤立・社会的排除
・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】
・地方創生・地域づくりの取組
・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】
○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、**「我が事」の意識を醸成**
①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
○**地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1.「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」
○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】
・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】
・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制
・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】
・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い
○地域福祉計画の充実
・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき
・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
・支え手側と受け手側に分かれない(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討
・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割
○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

1

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

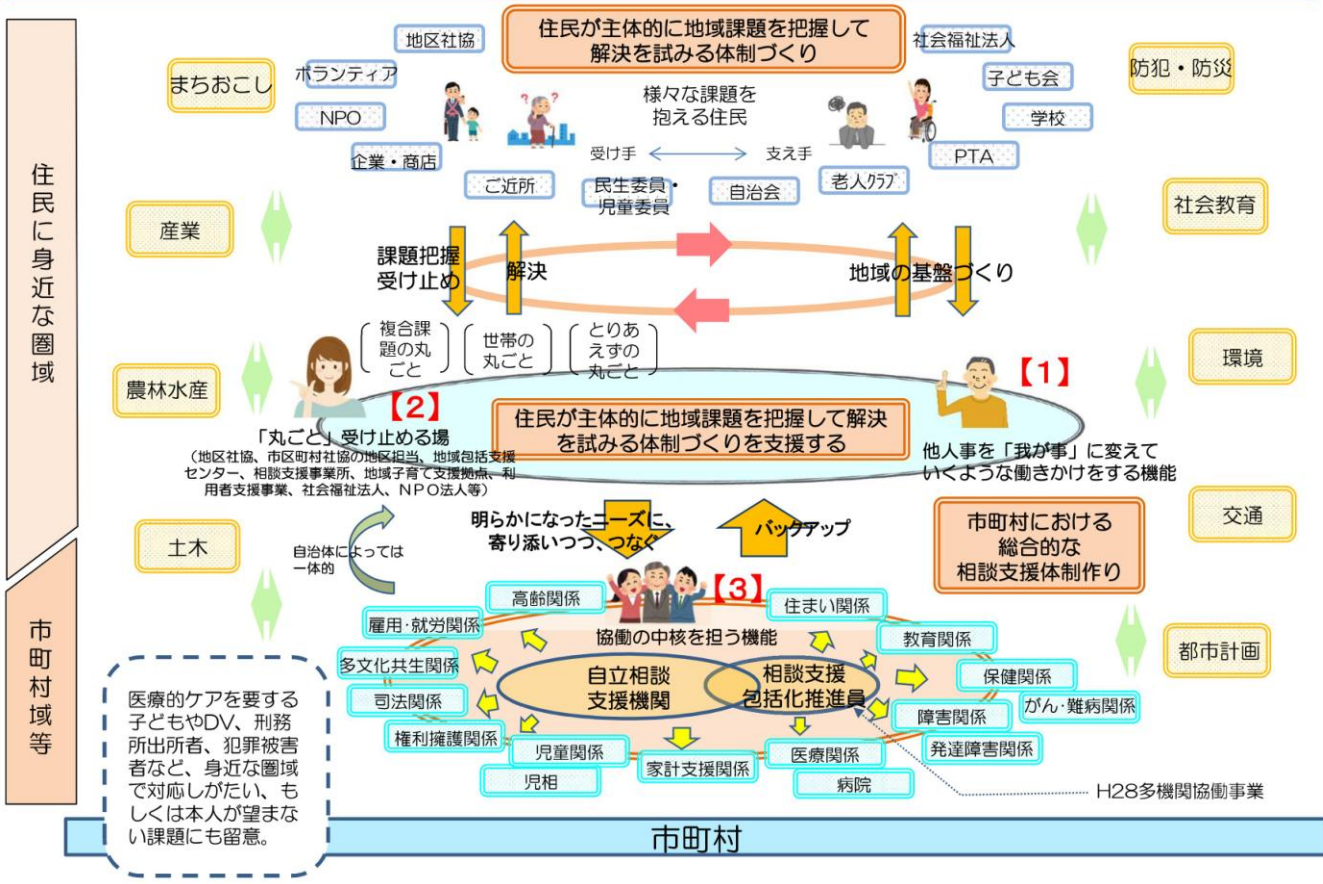

2

平成 28 年 12 月 26 日公表

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日　厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

地域丸ごとのつながりの強化

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

実現に向けた工程

平成29（2017）年：介護保険法・社会福祉法等の改正	平成30（2018）年：	平成31（2019）年以降：	2020年代初頭：
◆ 市町村による包括的支援体制の制度化 ◆ 共生型サービスの創設　など	◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化	更なる制度見直し	全面展開

【検討課題】
①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方　　③共通基礎課程の創設　　等

平成 29 年 2 月 7 日公表

参考資料②

生活困窮者自立支援制度と「自治体計画」

○ 生活困窮者自立支援制度では、福祉事務所設置自治体（都道府県、市及び一部の町村）が実施主体となって自立相談支援事業ほか各事業（必須・任意）を実施する。

○ 本制度の施行（法に基づく支援の実施、法以外の支援やインフォーマルな支援の整備・開発等）は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めるうえで重要なさまざまな施策を地域で展開することにつながる。

○ 各自治体においては、本制度に係るさまざまな施策について、地域の実情に応じて計画的に取り組むことが、分権的・創造的支援を推進する観点からも効果的である。

社会福祉法に規定される行政計画である「市町村地域福祉計画（第107条）」「都道府県地域福祉支援計画（第108条）」に位置づける（盛り込む）ことについて通知（技術的助言）

平成26年3月27日 社会・援護局長通知　（厚労省HP）http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067693.html

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」

別紙「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
   （1）生活困窮者の自立支援のための各種支援の実施
      ① 生活困窮者自立支援法に基づく支援
      ② 関係機関・他制度、多様な主体による支援
   （2）生活困窮者支援を通じた地域づくり
4. その他の留意事項等
   （1）都道府県支援計画に関する留意事項
   （2）福祉事務所未設置の町村に関する留意事項
   （3）計画の策定及び改定に関する留意事項

○ （既に計画策定済みの自治体においては、改定や見直しの時期に合わせて差し支えないが、）できる限り早期に生活困窮者自立支援方策を盛り込んだ計画が策定されるよう留意していただきたい。

○ （策定・改定までの暫定的な対応として、）生活困窮者自立支援に関する単独計画を策定することも考えられる。

1

生活困窮者自立支援を地域福祉（支援）計画に位置づける意義

○ 多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな生活困窮者への包括的支援を実現するためには、専門機関だけでなく、住民団体やボランティアなど、いわゆるインフォーマルな部門とも協働した「支え合いの地域づくり」を検討する必要がある。

○ 包括的支援の実現の観点から、労働や保健医療のほか、地域振興その他の分野との連携協働をすすめるには、従来の個別分野別の「福祉」にとどまらない「地域」を基盤とした発想が必要不可欠であり、その推進にあたっては、地域福祉（支援）計画の活用が効果的である。

参考　「地域福祉計画と他の福祉計画との関係」と「生活困窮者自立支援方策の位置づけ」

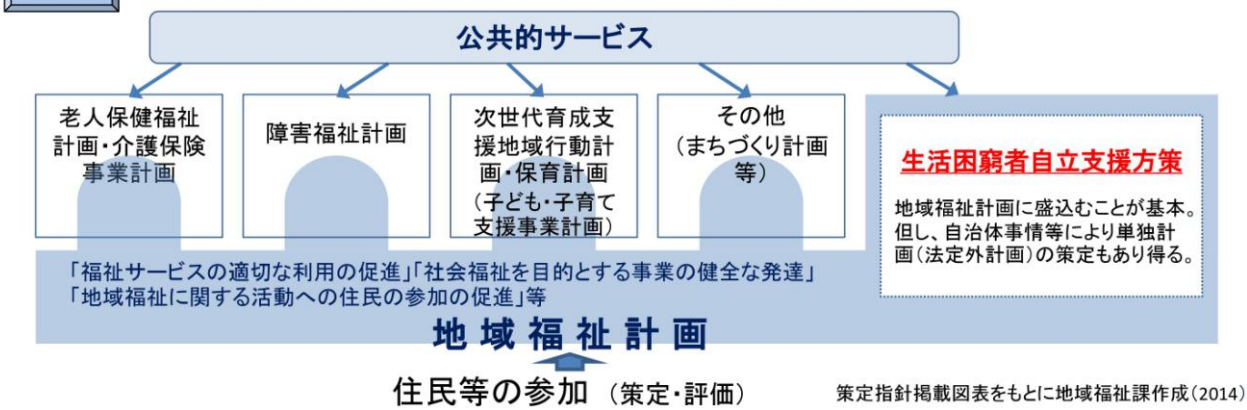

策定指針掲載図表をもとに地域福祉課作成（2014）

○ 社会福祉法に基づく行政計画として位置づけられ、進行管理や評価が計画的に行われる。また、策定や改訂・見直し等の手続き上の住民参加と公表が求められており、考え方や取り組み内容が広く住民・関係者等に周知される。

○ 地域福祉（支援）計画は、各分野の個別の行政計画に共通する基盤を構成している。（上図参照）これにより、さまざまな分野のフォーマル・インフォーマルな社会資源との連携等を視野に入れた計画策定が可能になる。

7

平成 26 年 3 月 27 日通知